

令和6年9月会議

# 津幡町議会会議録

令和6年9月4日再開

令和6年9月11日散会

津幡町議会

# 令和6年津幡町議会9月会議会議録 目 次

## 第1号（9月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後1時30分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第56号～議案第69号、認定第1号～認定第10号）	4
1. 議案に対する質疑	8
1. 委員会付託	8
1. 散 会（午後2時00分）	8

## 第2号（9月5日）

1. 出席議員、欠席議員	9
1. 説明のため出席した者	9
1. 職務のため出席した事務局職員	9
1. 議事日程（第2号）	10
1. 本日の会議に付した事件	10
1. 開 議（午前10時00分）	11
1. 議事日程の報告	11
1. 会議時間の延長	11
1. 諸般の報告	11
1. 町政一般質問	11
11番 塩谷道子議員	11
6番 小町 実議員	15
1番 池野翔吾議員	19
2番 柴田洋一議員	29
1. 休 憩（午前11時51分）	34
1. 再 開（午後1時00分）	34
7番 竹内竜也議員	34
9番 西村 稔議員	39
14番 道下政博議員	45

1. 休 憩 (午後 2 時23分) .....	50
1. 再 開 (午後 2 時35分) .....	50
3 番 東 克彦議員 .....	51
5 番 小倉一郎議員 .....	57
16番 河上孝夫議員 .....	62
4 番 中島敏勝議員 .....	65
1. 散 会 (午後 4 時50分) .....	78
第 3 号 (9 月11日)	
1. 出席議員、欠席議員 .....	79
1. 説明のため出席した者 .....	79
1. 職務のため出席した事務局職員 .....	79
1. 議事日程 (第 3 号) .....	80
1. 本日の会議に付した事件 .....	80
1. 開 議 (午後 1 時30分) .....	81
1. 議事日程の報告 .....	81
1. 会議時間の延長 .....	81
1. 諸般の報告 .....	81
1. 議案上程 (議案第56号～議案第69号、請願第 8 号) .....	81
1. 委員長報告 .....	81
1. 委員長報告に対する質疑 .....	82
1. 討 論 .....	82
1. 採 決 .....	85
1. 同意上程 (同意第 3 号、同意第 4 号) .....	86
1. 質疑・討論の省略 .....	86
1. 採 決 .....	86
1. 議案上程 (議案第70号) .....	87
1. 議案に対する質疑 .....	88
1. 委員会付託 .....	88
1. 休 憩 (午後 2 時02分) .....	88
1. 再 開 (午後 2 時40分) .....	88
1. 委員長報告 .....	88
1. 委員長報告に対する質疑 .....	88
1. 討 論 .....	89
1. 採 決 .....	89
1. 閉議・散会 (午後 2 時43分) .....	89
1. 署名議員 .....	90

# 令和6年9月4日(水)

## ○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 次 長	高 戸 勇 一	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	山 嶋 克 幸		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監 理 課 係 長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財 政 課 主 査	村 田 哲 人

## ○議事日程（第1号）

令和6年9月4日（水）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第56号～議案第69号、認定第1号～認定第10号）

（質疑・委員会付託）

議案第56号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第62号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第63号 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第66号 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 事務の相互委託の廃止について

議案第68号 財産の取得について（「のるーと津幡」車両購入）

議案第69号 財産の取得について（津幡町立小学校電子黒板購入）

認定第1号 令和5年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第2号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第3号 令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第4号 令和5年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第5号 令和5年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第6号 令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第7号 令和5年度津幡町病院事業会計決算の認定について

認定第8号 令和5年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について

認定第9号 令和5年度津幡町水道事業会計決算の認定について

認定第10号 令和5年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜再開・開議＞

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 6 年津幡町議会 9 月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日再開の 9 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 9 月11日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
本 9 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 9 番 西村 稔議員、10番 酒井義光議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による  
**報告第 9 号** 健全化判断比率の報告について。  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定による  
**報告第10号** 資金不足比率の報告について。  
以上、2 件の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
次に、本日まで受理した請願第 8 号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 6 年 6 月分及び 7 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第 1 項の規定による令和 5 年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、さきの7月会議で可決された、学校給食の無償化制度の構築を求める意見書につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### <議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第56号から議案第69号まで、及び認定第1号から認定第10号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和6年津幡町議会9月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和6年能登半島地震から8カ月が経過いたしました。この間、町民の皆様の御理解、御協力により、復旧、復興へ向けて少しずつではございますが着実に前へ進んでおります。しかしながら、本町におきましても、いまだに長期避難を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。これらの方が1日でも早く元の生活に戻れるよう、国や県などと協力し、インフラ整備や住宅の再建に向け、精一杯努力しているところでございます。また、石川県では国から措置される特別交付税と能登半島地震被災地支援宝くじ収益金を合わせ、約540億円の復興基金が創設されることとなりました。この基金を活用することにより、本町でも、より柔軟でスピード感のある復旧事業や支援事業を進められるものと考えております。今後も、町職員が一丸となりまして、さらなる復旧と発展を目指してまいりますので、引き続きの御支援、御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、ことしの夏も大変な暑さが続いております。熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、注意を呼びかけ、熱中症の予防行動を促す熱中症警戒アラートが、石川県では7月18日から本日まで17回発表されております。昨年と比べますと発表回数は半分と減っておりますが、危険な暑さであることには変わりありません。まだしばらくは残暑も続くようでございます。町民の皆様におかれましては、熱中症警戒アラートが発表された際には、無理をせず外出を控え、屋内でエアコンを使用し、水分をこまめにとるなどの対策をし、自分だけは大丈夫だという過信を持つことなく、熱中症予防行動を積極的にとっていただくようお願いを申し上げます。

台風10号が、非常に強い勢力を保ち、8月29日に鹿児島県に上陸いたしました。

台風10号の影響で九州地方を初め、8県で8回の線状降水帯が発生し、全国で7の方が亡くなるなどの被害がございました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、心からお悔やみを申し上げます。

本町では、金沢地方気象台の発表で、9月1日夜遅くから2日朝にかけて、加賀地方で非常に激しい雨の降るところがあり、大雨警報を発表する可能性があるとの予報を受け、8月29日午後4時から緊急の部長会議を開催いたしました。会議では、引き続き情報収集に努め、万が一に備え、いつでも避難所を開設できるよう人員配置や施設への連絡調整など体制を整えるよう指示をいたしました。9月1日の正午に熱帯低気圧に変わり、幸いにも警報級の大きな雨は降ること

なく、安堵した次第でございます。

引き続き、今後の気象情報に十分注意し、町民の命を守ることを最優先に、迅速な意思決定と的確な避難情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議会7月会議以降の町政の概況について、御報告させていただきます。

8月5日から8日にかけて、津幡町小学生国内派遣交流事業が行われ、町内小学5・6年生30人が、災害時相互応援協定を結ぶ福岡県岡垣町を訪ねました。

岡垣町の御協力により、その地域ならではの自然や文化、伝統行事に触れながら、現地の小学生と交流を深めることができました。

子供たちが、最も楽しみにしていた、サーフィンの体験も、実施できたとのことでございます。

町といたしましては、今後もこうした貴重な体験の機会を継続させていきたいと考えている次第でございます。

また、8月19日には、津幡町中学生海外派遣交流事業の出発式があり、8日間の日程で、引率を含めた派遣団13人が、オーストラリアシドニー市近郊のノースリッチモンドを訪問いたしました。

貴重な時間を過ごした派遣中学生9人は、26日の解団式で、体験授業や4泊5日のホームステイについて振り返りました。10月15日には報告会が開催されるということでございます。どのような話を聞けるのか楽しみにしているところでございます。

引率の先生方には事前研修から事後研修まで、子供たちへの指導、監督など、心から感謝を申し上げます。

海外の異なる文化や価値観に触れることで得た新たな視点や経験は、参加した中学生の皆さんの今後の生活や学びにおいて大きな力となり、将来は本町、さらには日本の未来を担うリーダーとして成長してくれることと期待をしているところでございます。

今後も、この交流事業を大切にまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層の御理解をお願い申し上げます。

8月19日、福井県福井市の福井県営陸上競技場で行われました全国中学校体育大会におきまして、津幡中学校3年生の藤本茉優選手が、女子走り幅跳びで、5メートル93センチメートルという記録で優勝いたしました。藤本選手は、6月に腰椎分離症というけがにより出場も危ぶまれていましたが、何とかこの大会に間に合うことができ、見事にこの種目では史上5人目となる連覇を果たしました。

藤本選手は、この後も幾つかの全国大会に出場する予定ということでございます。本人は、これらの大会で6メートル20センチメートルの日本中学記録を狙うと宣言しております。けがには十分注意し、日ごろの練習の成果を大いに発揮していただけるよう健闘を祈っております。

8月26日、日本相撲協会は、9月8日に初日を迎える大相撲秋場所の新番付を発表し、本町広報特使の大の里関は、先場所に続いて西の関脇となりました。本場所の成績次第では大関昇進の可能性もあり、大いに期待しているところでございます。

また、先場所は幕下となった本町出身の欧勝海関は、わずか1場所で十両に復帰し、ここからまた気持ちを新たに上へ上へと目指してくれると信じております。

両力士ともけがには十分注意し、一つ一つ勝ち星を重ね、本町そして石川県に明るい話題を提供していただきたいと願っている次第でございます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第56号** 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5億1,260万8,000円を追加するものでございます。

まず歳入では、特別交付税及び普通交付税の本算定に伴う地方交付税、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る総務費補助金や社会資本整備総合交付金に係る土木費補助金などの国庫支出金、水田営農体制確立事業や農業機械再取得等支援事業に係る農林水産業費補助金及び農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費補助金などの県支出金が増額となるものでございます。また、財源調整のための財政調整基金繰入金の減により繰入金が減額となる一方、前年度からの純繰越金の確定に伴う繰越金の増額のほか、公園施設災害復旧事業や宅地耐震化推進事業に係る土木債、小学校施設災害復旧事業や常設相撲場改修事業に係る教育債及び農林施設災害復旧事業に係る災害復旧債などの町債が増額となるものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、戸籍・戸籍附票標準化対応に係るシステム改修費などの戸籍事務費の減額はあるものの、定額減税補足給付金給付事業費や過年度過誤納返還金、災害補修費、中長期派遣職員の受け入れに係る災害応援受援費などの災害対策費を増額するものでございます。

民生費では、地域福祉増進事業費など前年度に実施しました各種事業の精算による国庫支出金等返還金や、能登半島地震に伴うみなし仮設住宅に関する住宅賃借料や退去修繕負担金に係る災害応急救助費などを増額するものでございます。

衛生費では、高齢者感染症予防費など前年度に実施いたしました各種事業の精算による国庫支出金等返還金や、再生可能エネルギー導入促進補助金に係る地球温暖化対策費などを増額するものでございます。

農林水産業費では、乾燥調製施設の整備に対する補助金に係る水田営農体制確立事業費や、農業用機械の導入に対する補助金に係る経営体育成支援事業費、被災した農業用機械等の修理、再取得に対する補助金に係る農業機械再取得等支援事業費などを追加、増額するものでございます。

商工費では、6件分の補助金となる産業創出支援事業費を増額するものでございます。

土木費では、大規模盛土造成地の第2次スクリーニングをグリーンハイツで、活動崩落防止詳細設計を緑が丘3丁目で、それぞれ業務委託する宅地耐震化推進事業費や、グリーンハイツ子供の広場災害復旧工事費に係る地域公園等管理費、及び住宅耐震改修事業補助金に係る住宅・建築物耐震化促進事業費などを増額するものでございます。

消防費では、消防団員安全装備品購入費に係る非常備消防費、一般管理費などを増額するものでございます。

教育費では、全国大会等派遣費や小中学校の施設修繕等に係る維持補修費、常設相撲場長寿命化改修工事費に係る常設相撲場改修事業費などを増額するものでございます。

災害復旧費では、農地、農業用施設に係る農林水産施設の補助災害復旧事業費及び単独災害復旧事業費を増額するものでございます。

第2表債務負担行為補正は、戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行業務について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

第3表地方債補正は、認定こども園改修事業ほか5事業及び臨時財政対策債について、限度額を表のとおり変更し、また宅地耐震化推進事業ほか1事業を追加するものでございます。

次に、**議案第57号** 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,702万6,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に国保事業調整基金に1,542万3,000円を積み立てるほか、過年度事業費精算による国庫支出金等の償還金1,160万3,000円を追加するものでございます。

次に、**議案第58号** 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ888万5,000円を追加するもので、令和5年度決算による繰越金を財源に広域連合給付金のほか、保険料賦課徴収費に係る総務費を増額するものなどでございます。

次に、**議案第59号** 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,086万3,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に介護給付費準備基金に2,218万5,000円を積み立てるほか、被災者保険料還付金や過年度事業費精算による国庫支出金等の返還金に係る諸支出金1,867万8,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第60号** 令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ483万6,000円を追加するもので、前年度からの繰越金をバス事業調整基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第61号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託業務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とすることを定めるものでございます。

次に、**議案第62号** 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、マイナンバー法の一部改正により本年12月2日以降、被保険者証が廃止されることに伴い、罰則規定のうち、被保険者証の返還に応じない者に対する規定を削除するものでございます。

次に、**議案第63号** 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、本条例の適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとするとともに、対象事業の拡充について定めるものでございます。

次に、**議案第64号** 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、A I オンデマンドバスの運行区域を拡大するため、運行区域及び利用料金等について改正するものでございます。

次に、**議案第65号** 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準を緩和することについて定めるものでございます。

次に、**議案第66号** 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する津幡町災害弔慰金等認定審査会について、審査会の設置及び審査会の委員の報酬額を定めるものでございます。

次に、**議案第67号** 事務の相互委託の廃止について。

本案は、令和6年3月1日施行の戸籍法一部改正に伴い、戸籍謄本等の各種証明書の取得に関して、全国をカバーする広域交付の体制が整ったことから、現在、近隣10市町で実施している広

域行政窓口サービスの事務委託を廃止するものでございます。

次に、**議案第68号** 財産の取得について。

本案は、A I オンデマンドバス、のるーと津幡の車両を運行区域拡大に伴い新たに2台購入するもので、随意契約により、1,294万7,387円でネクスト・モビリティ株式会社と仮契約いたしました。

次に、**議案第69号** 財産の取得について。

本案は、津幡町立小学校の電子黒板を新たに102台購入するもので、指名競争入札により、3,848万4,600円で三谷産業株式会社情報システム事業部が落札いたしました。

議案第68号及び議案第69号の2件につきましては、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、**認定第1号**から**認定第10号**までにつきましては、令和5年度津幡町一般会計決算及び5件の特別会計決算、4件の事業会計決算の認定に係るものでございます。

このほど、会計管理者及び4事業会計から各決算書の提出がありましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上、本9月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定認定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第56号から議案第69号まで、及び認定第1号から認定第10号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時00分

# 令和6年9月5日(木)

## ○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福 祉 課 長	長 陽 子
健康推進課長	長 田 奈 己	子育て支援課長	田 中 健 一
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
産業振興課長	奥 村 利 勝	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也
消 防 次 長	高 戸 勇 一	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	本 多 克 則
学校教育課長	北 山 ゆかり	生涯教育課長	山 崎 明 人
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	山 嶋 克 幸		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監 理 課 係 長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財 政 課 主 査	村 田 哲 人

○議事日程（第2号）

令和6年9月5日（水）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

- 八十嶋孝司議長 ただいまから令和6年津幡町議会9月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

<諸般の報告>

- 八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<町政一般質問>

- 八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。  
質問時間は、一人30分以内といたします。  
質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いいたします。  
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。  
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。  
11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

- 11番 塩谷道子議員 11番、日本共産党の塩谷です。  
きょうは、3つの質問をさせていただきます。  
まず初めに、高校生の電車バス通学費を無償にということをお願いします。  
高校生になると中学生の時まで受けていた児童手当も打ち切りになり、教科書も実費を支払わなくてはならず、生活費の支出は増大します。さらに中学時代まではいろいろと補償されていた就学援助制度も、高校生になると打ち切りとなり加算されます。それに加えて電車やバスで通学する人は電車賃、バス賃の負担がふえ、電車・バス通学をしない人と差が生まれてきています。  
そこで、当町に住んでみたいと思われる魅力ある町づくりを考えるならば、その一角として、電車・バス通学をする人には電車賃・バス賃を全額免除の制度を導入していただけないでしょうか。  
今は電車賃の乗継割引適用区間内は、半額の2分の1、乗継割引適用区間外は、差額の3分の1となっていますが、それをもう少し拡充してほしいのです。乗り降りする駅によって金額は違いますが、電車やバスに乗らない人に比べたら、負担は大きくても小さくても負担に違いはあり

ません。その負担分を免除するわけですから、電車やバスに乗らない人と同じになります。

電車・バス通学する人にはその金額全額免除の制度をぜひ導入してください。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の高校生の電車、バス通学費を無償にとの御質問にお答えいたします。

現行の通学定期乗車券に関する補助制度につきましては、北陸新幹線がスタートした平成27年の4月から開始したものであります。IRいしかわ鉄道とそのほかの鉄道を乗り継ぐ場合の運賃が、北陸新幹線開業前よりふえる場合に、その負担を緩和すること、またIRいしかわ鉄道の利用促進を図ることが目的でございます。開始以来10年間にわたり、多くの保護者の皆様に補助を行い、負担軽減などにつなげてまいりました。

今回の御質問は、鉄道だけでなくバスもあわせて通学する人の全額を免除する制度の導入をとのことでございますが、現行の補助制度とは趣旨が異なるものでございます。現時点では、全額免除する制度の導入は考えておりません。

しかしながら、今年度、現行制度の見直し時期となっていることから、魅力あるまちづくりや公共交通の利用促進を図るとともに、今後、さらなる定住促進や子育て世代の支援策として、現行もしくは別の形で継続する必要があると考えており、既に担当課には検討するよう指示をしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 今、見直しの時期で、子育て支援策も少し考えたいということだったので、少し希望が繋がったかなと思います。

もし、この制度が認められたら、電車・バス通学の高校生を持つ保護者は喜ばれたと思うのですが、今のところはちょっと残念です。

では、次の質問に移ります。

2番目の質問です。小中学校の給食費の無償化をとということで質問いたします。

7月会議で、津幡町議会の意思として、小中学校の給食費無償化を進めるために、財源の少ない自治体もあるので、地域格差を生じないように国におかれては主体となって必要な制度を構築するよう強く要望するという趣旨の意見書を提出しました。

かつては、自己負担が求められていた教科書も今では無償とされているように、小中学校の給食費無償化は今では愁眉の課題となっています。現在、食料品等の物価高騰の影響により経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食の無償化が求められている状況にあります。食育の面からも給食費無料化は求められています。意見書にも、学校での食育に必要な給食についても、義務教育においては教科書と同じく無償化することで各家庭の経済状況に関わらず、子供の健やかな成長のために非常に重要な栄養バランスの取れた給食が提供できると述べています。

文部科学省の、学校給食に関する実態調査によると、令和5年9月1日時点で全国1,794自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助をしているのは、約4割に当たる722自治体で、その内訳は、小中学校の全員を対象に無料化を実施しているのは547自治体、小中学校段階において支援要件を設けて無償化しているのは145自治体、その他は30自治体です。2017年度の同様の調

査から6年間で7倍の伸びがあったことがわかっています。石川県においても川北町、加賀市、七尾市、羽咋市、能美市、珠洲市は来年度から実施ですが、小中学校全員を対象に無償化しています。また、近隣のかほく市、内灘町は本年度から中学校の給食費無料化に踏み出しています。

財源がないとして先送りしているといつまでたってもできません。何を最優先の課題とするのかを見定めてそこへお金をつぎ込むということをしなくてはなりません。子供を持つ親なら誰もが願ってやまないことです。小中学校の給食費の無償化を求めます。

町長、御答弁をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小中学校の給食費の無償化をとの御質問にお答えいたします。

これまでに議員から同様の御質問があり、直近では、令和5年6月会議で、本町の小中学校における給食費無償化の現状についてお答えいたしました。

本町では、現在、給食費無償化については条件つきとなっており、経済的な理由により就学が困難と認められる就学援助世帯と多子世帯の保護者が対象となっております。また、令和5年7月豪雨や令和6年能登半島地震で大きな被害のあった世帯の給食費も、一定期間無償といたしました。

学校給食費の無償化に関する国の動向としまして、令和5年3月に、給食費を無償とするための学校給食法改正案が衆議院に提出されていることは、前回の答弁の中でお答えしておりますが、その後まだ具体的な動きはございません。また本年7月には、町議会の皆様より、衆参両院議長ほか政府各所に対し、学校給食の無償化制度の構築を求める意見書の提出をいただきましたことにつきましては、町として感謝を申し上げる次第でございます。

繰り返しのお答えになりますが、現時点で、本町では全ての小中学生の給食費を無償化する予定はございません。本町を含め、給食費無償化への課題が多い自治体が全国には多いと考えられるため、引き続き今後の国の動向に十分注視してまいりたいと考えております。

また、本町の学校給食は自校調理方式をとっており、給食費の設定も各校で異なるため、今後、給食センターなどの共同調理方式の導入による学校給食運営の効率化を図り、給食費も統一の単価とした場合には、町の財政負担がもう少し下がることが予想されます。無償化とあわせて、この件につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 御答弁ありがとうございます。

全員を無償にすることにこそ値打ちがあります。どこも財源が余っているからこそやるわけではありません。今こそ給食費無償化が必要だと思って実現しているのです。そこを考えていただきたかったと思います。

では、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、災害発生時の問題についてです

平成6年2月3日と7月20日に開いた、議会と語ろう会が出た意見の中から、私もぜひ聞きたいと思った意見を取り出して、お聞きしたいと思います。

1つ目は、避難所を利用した方から、避難所の鍵を誰が持っているのかわからなかったという意見がありました。町の回答としては、避難所の鍵は施設管理者が管理しておりますので、発災状況によっては施設管理者の到着のおくれによる避難所開設への影響が懸念されます。今後は、施設管理者や関係者と避難所の鍵の管理のあり方について検討いたしますとっておられます。

避難所をより早く開設するには、例えば施設管理者と避難所のある区の区長さんに鍵を預かってもらえばいいのですが、鍵の所有者が個人の場合であれば、それぞれの事情によって連絡のつかない場合が考えられます。第3の鍵所有者として消防署がいいのではないかと思います。施設管理者や関係者とっておられるのは消防署も含まれていますか。

2つ目は、災害の状況が入らない、情報にたどり着けないという意見もありました。これに対しては、町は令和6年度は防災情報発信の一元化のため、新たなシステムの導入を予定しております。今後は、当該システムを活用し、より迅速に防災情報を発信するとともに、必要とする防災情報にたどり着きやすい町のホームページの情報掲載に努めてまいりますと答弁なさっています。ここで言う、令和6年度は、防災情報発信の一元化のため、新たなシステムの導入を予定しているとは、どんなシステムなんですか。議会だより4月号にも書いてありますが、詳しく教えてください。

3つ目は、八反田川、総門川の水害対策を考えてほしいと言う意見がありました。町は、7月豪雨の検証を進めておりますと回答しておられますが、今のところ、どんなことがわかりましたか。石川高専が、総門川の洪水について高専の実験装置を使って分析しておられる報道を見たのですが、それに関してはどのように考えておられますか。今までの調査で、わかったことを教えてください。また、今後同じような大雨が降ったときに災害が起きないようにするにはどうすればいいのでしょうか。今わかっていることを教えてください。

総務課長、御答弁をよろしくお願いたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 災害発生時の問題についての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、施設管理者や関係者に消防署も含まれているかについてお答えします。

発災時において、消防署は救急事案等の対応により、避難所を開錠する人的余裕はないと見込まれ、鍵の所有者として適切ではないと考えております。そのため、施設管理者や関係者に消防署は含めておりません。

御質問の2点目、情報発信の一元化システムはどのようなシステムかについてお答えいたします。

情報発信の一元化システムは、1つの操作でメール、LINE、電話、ファクス及びSNS等に防災情報などを一斉に配信することが可能なシステムです。

現在、防災情報を発信する際は、配信媒体ごとに内容を入力する必要があるため、それら全ての媒体ごとに同じ内容を入力しなければならず、職員の事務負担が大きいことに加え、非効率な作業で迅速に情報を発信することができませんでした。

この9月1日から本システムが運用開始されたことによりまして、これらの課題が解決されるとともに、気象情報や国民保護情報につきましても、自動連携により速やかに情報を発信することが可能になったものでございます。

御質問の3点目、八反田川、総門川の水害対策についてお答えいたします。

令和5年7月豪雨により氾濫した総門川及び八反田川の改修計画につきましては、現在、水害の発生原因等についての検証業務を実施しており、その結果を踏まえた上で、必要な対策について計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議員がおっしゃられる石川高専が実験装置を使って分析している報道とは、ケーブルテレビで現在も放送されている、つばたDEサイエンスのことかと思われます。この番組では、石川高専の大橋教授が、河川工学の専門家として洪水の原因について分析し、実験装置を用いて、わかりやすく説明しております。この大橋教授には、今回の令和5年7月豪雨災害の検証業務にも協力をお願いしております。

検証業務につきましては、履行期限を延長していることもあり、現時点で公表できるものはございませんが、6月会議で小倉議員にお答えしたとおり、説明可能な資料が整い次第、皆様に御報告させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、水害対策としまして、八反田川につきましては、最下流にある川尻雨水ポンプ場のポンプ増設を令和9年度までに完成させる計画としており、現在詳細設計業務を行っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 再質問いたします。

施設管理者や関係者と言っておられるのは、消防署は含まないとおっしゃいましたが、それでは、誰が管理をすることになっているのでしょうか。鍵を持っている人です。それをお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

避難所の鍵を持っている施設管理者とは、例えば公民館でありますと公民館長や所管の教育委員会生涯教育課などになっております。それと地域によっては、その地区の管理してる区長さんが館長をしているところもありますので、そういう方が管理をしていることになっています。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 ありがとうございます。

鍵の所有者としては、個人ではいろんな事情があつたりして、不在にしている場合があるので、それがちょっと心配なのですが、仕方ないかなと思います。

新しい伝達方法についてもわかりました。

八反田川、総門川は、まだ今、検討中ということですので、わかり次第、また教えていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 次に、6番 小町 実議員。

〔6番 小町 実議員 登壇〕

○6番 小町 実議員 議席番号6番、小町 実です。

今回はまず、老朽化した町営住宅について質問いたします。

平成28年3月会議にて、当時の井上議員が山間地に町営住宅の建設をとという一般質問をされていたようです。当時とはまた状況も違いますし、年月も経過しましたので改めて質問させていただきます。

現在、津幡町には54戸の町営住宅があります。野山団地の4段目にある昭和47年に建築されました平屋3DK2戸。2段目・4段目にある昭和50年度から昭和54年に建築された2階建て2LDK31戸。3段目左にある昭和55年から昭和58年に建設されました平屋3DK、17戸。平成4年に建築されました戸建ての2LDK・3LDK、4戸を合わせると、昨年までには54戸の町営住宅が町で管理されていたと思います。

また、石川県の管理になりますが、同じく野山団地には、平成元年から平成5年までに建設されました県営住宅22戸があります。

さて、津幡町では、昨年より相次ぐ災害に見舞われまして、町営住宅のある野山団地においては多数の被害が見舞われました。一般住宅はもちろんですが、町営住宅もり面崩落により住めなくなった平屋住宅、そして屋根瓦が破損し大きな打撃を受けております。

今後の課題といたしましては、耐用年数の経過など、激しい老朽化への対応。木造住宅の耐震性など、また居住水準向上への対応など、町営住宅の長寿命化計画的な改善整備が必要かと思われます。本年度は、町営住宅の改修に関しまして公営住宅等ストック総合改善事業を活用し、居住性向上とバリアフリー化の目的で平屋建て1戸が改修を行うとお聞きしております。また、特に昭和40年代に建てられました2戸の建物に関しましては既に50年以上が経過しております。既に役目を果たしたようにも思えます。また、現在は、老朽化や災害などで使用できない物件もあると聞いております。

1つ目の質問といたしまして、現時点で住める状況の戸建ては何戸あるのでしょうか、ほかの町営住宅に関しましても長寿命化のための計画的な補修が考えられていると思いますが、近年のような災害の多い時代になると何が起きるかわかりません。町民の町営住宅に対するニーズは非常に高く、今後もさらなる戸数確保や追加建設が必要ではないかと考えられます。町営住宅は、住まいに困窮している比較的所得の低い方に向け、町が運営、管理する安価な家賃で賃貸する住宅です。高齢者等の居住ニーズや、移住・定住など、社会環境の変化を踏まえての、新たな住宅の建設や、管理のあり方の検討が必要かもしれません。建てかえの場合は、今の野山団地が適当なのか、また町のなかの町有地や過疎対策となる場所など今後の課題となるかもしれません。このような社会情勢及び住宅事情の変化により、町営住宅へのニーズにも変化があると考えております。

2つ目の質問といたしまして、人口減少対策や少子化対策にとって重要な施策であり、今後の建てかえや増設、そして長寿命化計画などについて、矢田町長に方針を伺いたいと思います。お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員の老朽化した町営住宅についての御質問にお答えいたします。

本町では、昭和47年から昭和50年代にかけて建設した長屋建てと、昭和55年から平成4年にかけて建設した木造戸建てを合わせ、計54戸の町営住宅がございます。

御質問の現時点で住める状態の戸数を教えてほしいとのことでありますが、議員が述べられた

とおり、令和6年能登半島地震においては町営住宅も被災し、被災当初には一部の住宅において避難指示を出しておりました。今回の地震で被災した14戸の住宅は現在住むことができず、現時点で住める状態の戸数につきましては、木造一戸建て、長屋建て合わせて40戸となっております。

次に、今後の建かえや増設、そして長寿命化計画についてとのことでございますが、津幡町町営住宅長寿命化計画は平成26年3月に作成し、平成28年度には長屋建て住宅の外壁改修を行っております。今年度においては、空き家となっていた木造一戸建ての住宅1戸に関して、国の交付金を活用した改修を行っており、既存住宅を利活用できるものに関しては、今後も個別の改修を計画的に実施していく予定としております。

町民の町営住宅に対するニーズにつきましては、近年は町営住宅への入居希望者も少なく、令和5年12月末時点で10戸の空きがございました。このような状況がありましたので、新たに町営住宅を増設することは今のところ考えておりません。

一方で、地震により被災した住宅や、耐用年数を大きく超えた住宅に関しましては、現在建てかえも含めた検討を行っており、町の町営住宅長寿命化計画につきましても見直しを図る必要があると考えております。現在入居されている方への配慮や社会情勢、町営住宅の必要性、住宅事情の変化などさまざまな面を検討して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

現在、14戸が住めない状態にあるということ。それと令和5年度には10戸の空き屋があったということで、外から見ると、中の分は、なかなかちょっと見れていないんですけども、結構古くなって、例えば、若い方なり、もう少しきれいになっていけば、もしかしたら空き家も埋まっていたんじゃないかなということもありますし、早急にまた古くなった部分に関しましては、早目にリフォームって言うんですか、していただければ、また何かあった場合にもすぐ住めるような状態にして、待っていただければいいかなとは思いますが、早目の対応を一つよろしく願いいたします。

また、建てかえ等に関しまして、また今後も話が出るかもしれませんが、いろんな場所がありますので、またそのときは、いろんな人の声を聞いていただきまして、対応していただきたいと思っております。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

2度の激震災害に振り返るということで、津幡町では、1年間で2度の激甚災害を受けました。昨年7月の線状降水帯による豪雨災害、そして1月の能登半島地震です。今でも強い雨が降ると身構えてしまいます。

7月の豪雨災害では、深夜の出来事であり、数時間後、また翌朝にはほぼ水が引いていました。明るくなってから大惨事、事の重大さが見えてきました。また、地区によっての温度差が激しかったように思えます。線状降水帯の発生を早期に予測し、住民に迅速に情報提供できる体制を整えることが重要で、線状降水帯による水害の特性を考慮した避難所運営マニュアルを策定し、適切な判断や事前に災害に備えていくことが求められます。

また、まさかの1月1日の地震に関しましては、地震の大きさに大変びっくりいたしました。携帯電話やテレビなどからの津波警報に驚きを隠せませんでした。今から思うと異常な行動をと

ってしまったかと後悔しております。今でも携帯電話の緊急速報のエリアメールが届いた時には、また記憶がよみがえってまいります

建築基準法が策定され、耐震性能の向上が図られておりますが、地震に耐え得る構造が求められるようになりましたが、平成27年度時点で津幡町の耐震化率は75%を超えていると言われておりますが、50%を切る校区も幾つか存在しております。数字だけでは安心はできないと思っております。

本年3月にお隣の富山県射水市におきまして、能登半島地震発災時の市民行動アンケート調査が行われ、調査では被災想定区域などを示したハザードマップについて、半数の市民が正しく理解されていないことがわかりました。一部の地域では車で避難した人の割合が高いことが課題となっています。ハザードマップの周知徹底や、津波を想定した実効性ある訓練が必要ではないかという意見がありました。検証委員会ではアンケートの結果から、地域防災計画の見直しにつなげるという方針が出たようです。

1つ目の質問といたしまして、津幡町においても2度の災害を見つめ直し、アンケート調査の実施をできないか。被害当時の状況や避難行動で見た課題の検証をぜひ行っていただきたいと思っております。災害に備えるときには、自助・共助・公助の3つに分けることができます。

自助とは、地震が発生したとき、まず自分自身が身構えること。共助は、地域やコミュニティといった周囲の方と協力して助け合うこと。そして、公助、市町村や消防、公的機関による救助・支援などです。今回の災害で自宅はもちろんのことですが、地域のコミュニティや学校などでも災害備蓄品があればとの声を聞きました。地震の直後、改めて考えさせられたのが、断水で衛生上の環境が十分でなかったことです。水のありがたみがわかりました。我が家でも最低限の飲料水の備蓄が必要とし、その後少量ながら、我が家でも水の買い置きをしております。

現在の災害備蓄品は備蓄倉庫にて保管されているようですが、2つ目の質問といたしまして、災害時には、速やかに物資が提供できるよう小中学校などの避難場所の防災備蓄倉庫、もしくは余裕教室等に、食料・飲料水や毛布、敷きマットなど、避難所運営の初期から必要とされる生活必需品に関して備蓄を保管できないでしょうか。また今回、津幡町では、プッシュ型物資支援が実施され、各方面からの多くの物資が届きました。多くの方に感謝申し上げます。

地震に強いまちづくりとして、アンケート調査の実施と災害備蓄品の保管場所の見直し、この2点について、田中総務課長に質問いたします。御答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 2度の激甚災害を振り返るの御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、2度の災害を見つめ直しアンケート調査を実施できないかについてお答えいたします。

災害の見つめ直しとしては、本町では、職員による2度の災害時の対応の振り返りを実施しました。その結果、避難所の開設運営、備蓄品の管理、運搬及び避難情報の周知など多くの課題が明確となり、それらの課題に向けて丁寧に取り組む予定でございます。

災害当時の状況や避難行動から判明した課題につきましては、職員による振り返りの中で把握している内容もございますので、現時点で、住民アンケートを実施する考えはございません。

ただし、必要に応じて住民を代表する区長や各地区の自主防災クラブ長等にヒアリングを実施

するなど、職員の意見と合わせ、課題の整理を実施していく予定でございます。

御質問の2点目、小中学校などの避難場所に生活必需品等の備蓄品を保管できないかについてお答えいたします。

この件については、以前から何度も検討しております。避難所運営の初期から必要とされる食料、飲料水及び毛布等を設置するには、相当の面積が必要であり、指定避難所となっております一部の小中学校等においては空き教室等の余裕がないと聞いております。また、備蓄品の数量や消費期限の把握等の管理面や運用方法についての課題もございます。

しかしながら、少子化の影響で小学校の中には空き教室等を有する学校もあり、それらの学校における備蓄品の保管について、管理面や運用面も含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

避難所開設の際に必要な備蓄品につきましては、今後も避難者の方へ速やかな提供が可能な体制を構築し、安定した避難所運営に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 避難所の備蓄品に関しましては、随分昔からそういうようなお話があったということで、検討していただけるということで、また前へ一歩進めるように、一つお願いいたします。

それと、アンケートに関しまして、どうなんでしょう、郵便で送るっていうのも一つでしょうけども、今の時代いろんな方法でアンケートを取れることもできるんじゃないかなと思うんですけども、SNS等でLINEのアプリなんかもありますんで、そちらのほうで簡単に何かできるのかなと思うんですけども、そういうLINE等でアンケートを募るということに関しまして、どうでしょうか、ちょっと一つお話を聞き、再質問として無理でしょうか。もしよければできるかできないか等で、よろしいですか。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 小町議員の再質問にお答えいたします。

住民アンケートをSNS、LINEなどを活用してできないかということですが、この件につきましては、今からできるかどうかも含めて検討したいと思います。

○八十嶋孝司議長 小町議員。

○6番 小町 実議員 また、今後の検討材料といたしまして、若い方ですとなかなか意見も届かないかなと思うんですけども、意外とLINE等ですと、そういう若い方、子育て世代ですとか、そういう人の意見も届くのかな、たくさんの方の意見が届くのかなと思いますし、忘れてしまってからでは届かないと思いますので、また早めの行動を一つよろしくをお願いいたします。

以上、小町の質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾でございます。

本日は、通告に従いまして5問の質問がございます。5問ありますので、制限時間の関係上少々早口になるかもしれませんが、御容赦をいただければと思います。

それでは、通告に従いまして順番に質問をさせていただきます。

まず、町長が掲げた政策の達成状況はということで、質問をさせていただきます。

町長におかれましては、2010年の4月に町長に当選して以来、現在4期目半ばも過ぎたわけでございます。

町長が掲げる、子供から高齢者の皆様が住んで、よかった、安全で安心な津幡町を目指し、日々の町政運営に励んでおられることと思います。

さて、4期目ということもあり、町長が選挙時などに町民の皆様に訴えておりました政策などが具現化してきているのではないかと、町の景色が少しずつ変わるたびに私も町民の一人として感じております。また、津幡町の特設ホームページにあります、きまっし優しさの町津幡においてさまざまな支援策が掲載されておるところであり、ソフト面の政策にも力を入れていることがわかります。

その一方でですね、今年の豪雨、ことしの地震とたび重なる災害により、残念ながら計画を変更せざるを得なかった政策などもあるのではないのでしょうか。

過去の期から振り返りまして、町長が目指す政策の達成状況はどうか、できなかったことがあったのならば、どうしてできなかったのかを含めてお聞きしたいと思います。

また、今後の見通しと意気込みについてもお答えいただきたいと思います。

以上、町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 池野議員の町長が掲げた政策の達成状況はとの御質問にお答えいたします。

平成22年4月に津幡町長に就任して以降、住んでよかったと実感できるまちづくり、そして町民の皆様の安全安心を最優先にしたまちづくりを信条として、津幡町の繁栄を願い、また町民の皆様の負託に応えるため、全力で町政発展に邁進してまいりました。

就任当初と比べ、約14年で本町の景色はさまざまに変化したと私自身も感じております。掲げた政策が一步ずつ前に進み、徐々に成果が現れているものと考えております。

具体的な成果といたしましては、まず企業誘致推進の拠点となる工業団地が大坪地区で完成し、新たな企業進出とともに、雇用の創出が生まれたことであります。また、隣接した東荒屋地区にも工業団地の造成を進めており、本町の産業振興の中心を担う事業が進んでいるところでございます。そのほか誘致事業といたしまして、金沢星稜大学スポーツキャンパスの造成工事も開始されております。開校した折には、町内に多くの若者が行き来し、特に周辺地域の活性化が期待されるところでございます。

教育関係につきましても、科学のまちつばたの拠点として、楽しく科学と触れ合える、こども科学館が文化会館シグナスにあり、連日、多くの子供たちが訪れております。本町の科学教育の推進に寄与し、将来、ノーベル賞受賞者が出てくれることを夢見ております。

また、補助金等でサポートしているスポーツ事業も大きな成果を挙げております。東京オリンピックでは、金メダルを獲得した川井姉妹、大相撲の世界では大の里、欧勝海の2人の関取が本町出身として活躍しており、スポーツが盛んで元気のある津幡町を発信してくれております。

さらには、長年皆様からの要望があり、整備を進めておりました、屋内温水プールアザレアが令和5年4月に開業し、生涯スポーツの拠点として活況を呈しております。

平成27年3月には北陸新幹線が開業し、定住人口・交流人口の増加のため、河合谷小学校の跡地を生かした河合谷宿泊体験交流施設キンシュールが完成し、町内外から多くの方に利用いただいております。また、津幡駅東口の整備が進んでおり、新しい人の流れが創出されることを期待しております。

このように、本町の景色はさまざまに変化したと感じる一方で、気候変動や未曾有の自然災害、新型コロナウイルス感染症やDX化による情報社会の進歩など、国内外の社会情勢はさらに大きく変化しております。

その中でも、令和5年7月の線状降水帯による豪雨災害や令和6年1月の能登半島地震による自然災害の猛威がまさにその具体的な事例でございます。

幸いにも、本町の人的被害は少なく、町民の皆様方の防災意識の高さと、定期的に行っている防災訓練の賜物であったと感じております。また、役場新庁舎も完成し、災害に強いまちづくりを進めている中であったことも幸いでありました。引き続き防災対策を皆様と一緒に進めてまいります。

さて、すでに4期目も半ばが過ぎております。今後の見通しをお伝えさせていただくならば、新公立河北中央病院の建設、津幡駅東口及び体験型観光交流公園の整備、さらには津幡駅・俱利伽羅駅間新駅の設置など、政策の達成状況はまだまだ道半ばであります。それらを着実に進めながら、さらなる定住促進施策とそのPR拡大に職員と一丸となって取り組むことが、町長としての最優先課題となるのではないのでしょうか。

そして、私の任期中に策定した第5次津幡町総合計画は、1年後の令和7年度が計画期間の最終年度であり、まさに集大成を迎えることとなります。これは、私自身が責任を持って実行することではないか、それが私に課された使命ではないか、改めて強く思う次第でございます。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 政策の達成状況はということで、質問させていただきましたが、私自身この町に生まれまして、この37年間、目まぐるしく変化し、そして発展を遂げているこの津幡町、大変誇らしく思いますし、また最近ではですね、近隣市町に負けないような立派な温水プールですとか、また施設が完成し、今後もですね、しっかりとこの町長が書かれた政策を着実に実行し、そして、それを完成させていくということをお聞きいたしました。

今後もですね、定住促進、そして津幡町の皆さんの暮らしがよくなるように、ぜひ頑張りたいと思っております。

続きまして、津幡町の財政状況はということについて、2つ目の質問に移らせていただきます。

近年、新庁舎の完成、室内大型温水プールアザレアの完成、町内各地の老朽化公共施設の改修工事など大型公共事業が展開されておることは、先ほどの町長の御答弁にございましたとおりであります。また、津幡駅の東口、東西連絡自由通路、体験型観光交流公園など、既に着工、完成が待たれている公共事業もございます。また、先ほどのお話にもありました予定されている河北中央病院の移転・新築の話題もですね、町内で聞くことも多くなりまして、町民の皆様方の期待の大きさを感じているところでございます。

生まれ育ちました、この愛する故郷がですね、発展していくことは大変喜ばしいことでございます。

そんな中ですね、昨年の7月豪雨、年始の能登半島地震など、当町でも多くの被害が発生して

おり復旧に莫大な予算が計上されていることは、町民の皆様も報道などで知るところであります。町の財政を不安に思っている町民の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。たまにそういう話も聞くところでございます。

当然、国庫など有利な財源を駆使して事業を進められていることと理解をしておりますが、いま一度、現在の財政状況と今後の見通しについて、副町長に御答弁を願いたいと思います。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 津幡町の財政状況はとの御質問にお答えいたします。

初めに、本町の財政状況につきましては、法的に義務づけられているものを含め、機会あるごとに議会へ報告し、町民の皆様にも公表しているところでございます。

財政状況を説明する指標は幾つかありますが、どれも専門用語が多く、理解しづらいのではないかと思います。そこで、今回は3つの財政指標に絞って、そして過去10年前から5年毎の推移と県内19市町の中での本町の位置を示しながら、なるべく専門用語を使わないで説明したいと思います。

まず、1つ目の指標は、実質公債費比率でございます。これは、自治体の地方債の返済額及びこれに順ずる額の大きさを指標化し、実質的な公債費に対する財政負担の程度を表しています。当然この指標は低い方がよく、当町は、平成25年度では15.2%で、低い方から県内15番目、つまり下から5番目でございます。平成30年度は10.4%で11番目、令和4年度は7.3%で6番目となっております。公表もしております。

本議会に報告させていただいた、令和5年度実質公債費比率は7.5%となり、0.2増加しましたが、早期健全化基準は3カ年平均で25.0%なので、まだ余裕はあり、県内市町でも今は低い方に位置するようになったものですね、全国平均よりもまだ高い状態なので、引き続き、この指標を改善していく必要があると考えております。あわせて報告させていただきました将来負担比率、こちらは令和6年度以降の負債に関する比率ですが、77.6%となり、4.3増加しました。早期健全化基準は350.0%で、余裕があるように見えますが、これは県内平均・全国平均より高いので注意をしていく必要があると思っております。

次に、2つ目の指標は、財政力指数でございます。これは自治体の財政力を示す指数で、指数が高いほど財政力が強く、財源に余裕があると言えます。本町の平成25年度は0.473で高い方から県内10番目、平成30年度は0.543で9番目、令和4年度は0.557で7番目となっております。

この指標はちなみにですね、議会の皆様が議員研修で行かれた長野県軽井沢町は、令和4年度は1.50で、いわゆる交付税が交付されない不交付団体で、軽井沢町は全国でも3番目の町でございます。こういうふうになると羨ましいなというふうには思っております。

現在の本町のこの指数は、県内平均及び全国平均を少し上回っており、少し上回っているってことはいいわけですが、とはいえですね、決して安心できる状況ではないと思っております。

次に、3つ目の指標は、経常収支比率です。これは、財政構造の硬直度や弾力性を示す指標です。この比率が高いほど財政の硬直が進んでおり、逆に低いほど財政に弾力性があり余裕があると考えられています。本町の平成25年度は92.5%で低い方から県内16番目、つまり悪いほうから4番目でございます。平成30年度は90.7%で低いほうから7番目、令和4年度は88.6%で6番目となっております。現在は、県内平均及び全国平均よりも少しよい数値となっておりますが、

引き続き、改善に向け努力していくことが必要であると思っております。

以上、3つの財政指標は、今のところ全体として好転し、改善されてきておりますが、こういう指標は少しでもですね、油断するとすぐに悪化します。悪化するのはい早いです、このように好転・改善させるには長い年月がかかります。よって、常にですね、財政指標の推移見込みに留意し、早目の対応が重要だと考えております。

さて、町が新たに大きな事業を計画・実施する際には、当然のことながらイニシャルコストとランニングコストの両面から、その後の財政に与える影響を考えなければなりません。議員の御質問にある新庁舎初め屋内温水プール等の建設に際しては、特にイニシャルコストが大きな金額となりました。これらの施設建設にも、国庫補助金のほか、財源的に有利な地方債を選択し、一般財源の持ち出しを極力抑えるようにいたしました。また、ランニングコストを抑える工夫も計画設計段階からすでに検討して、実施設計そして施工時に反映させております。そういうことが、一つの結果としてですが、令和5年度末の財政調整基金残高は約21億6,000万円で、4年連続で残高をふやすことにつながったと思っております。

しかしながら今後は、これら大型事業のために借入れた地方債の償還が始まります。償還の3年から5年据置期間が終わると元金の償還となり、交付税措置があるとはいえ、財政指標に大きく影響してきます。前述した1つ目の指標、実質公債費比率及び将来負担比率は、まさにこれを表したものになっていると思います。

質問のですね、今後の見通しについてですが、豪雨災害が発生する前までの、令和6年度から令和15年度までの10カ年の将来推計、常に10年程度の将来推計は行っております。それではですね、令和8年度完成予定の津幡駅東口整備に係る事業費等も見込んで、実質公債費比率及び地方債残高のピークは、令和11年度と予想しておりました。そして、令和14年度には庁舎建設前の水準まで戻ると試算しておりました。しかしながら、今回の年度内で2度の大きな災害により、この試算も変更となることは確実でございます。この災害復旧事業では、特に補助災害復旧事業は、事業実施に関しては大変な作業量となりますが、財政に与える影響は、財源措置率が非常に高いので、大きな影響はないと思っております。一方ですね、単独災害復旧事業は、事業量とその事業に充当する地方債発行、そして、その償還が後年度に大きな影響を与えることとなります。事業費はまだ固まっておりますが、見込額としての現在の試算では、先ほど述べました豪雨災害までの試算よりも、実質公債費比率及び地方債残高のピークとなる年度は1年程度延び、庁舎建設前の水準までに戻するには3年程度延びるものと考えております。また、この間、地方債償還の増加により、財政調整基金繰入額が増加し、現在20億円以上ある同基金も、今後は一時的に減少傾向となるものと見込んでおります。

このような状況を踏まえても、今のところ、現状及び既に計画されている施策を抑制しなければならないほど、財政が悪化するとは考えておりません。逆の言い方で言い換えれば、今後、多額の経常一般財源を必要とする事業を新たに計画実施するときは、十分な検討が必要になるということでございます。

引き続き、矢田町長が掲げる魅力ある津幡町となる施策を計画的に実行できるよう、私の立場で支えるとともに、あわせて限られた中で健全財政を目指していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 さすが財政畑の長い副町長でございます。大変わかりやすい御答弁をしていただいたと思います。私も後でもう一度YouTubeの録画を見ましてですね、勉強させていただき、教科書にさせていただきたいと思ひますし、また財政のことに関しまして、町民の皆様から御質問があった時には、こんないい教科書があるよというふうにして、また御紹介をしていきたいと思ひます。

副町長がおっしゃられた中で一番印象的だったのは、やはり悪化するときは早いけど、立て直しは長くかかる。これは企業経営と同じ部分があるのかなと思ひます。そして、それを今回の震災等がですね、少し証明したのかなという部分もありますので、引き続き財政の健全化、そして余裕のある財政運営に向けてですね、御尽力をいただきたいなというふうにしておる次第でございます。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきたいと思ひます。

若手職員の人材活用をとということで御質問をさせていただきます。

昨今の人口減少社会において、移住定住促進、町の魅力発信は地方自治体にとっての最重要課題であるというのは、もはや言うまでもございませぬが、そんな中でこれまでの枠にとらわれないユニークな政策や情報発信を行う地方自治体も散見されるようになりました、

津幡町を魅力ある町にし、移住定住者を確保するためには従来の政策を重ねて、斬新な政策も必要と考えております。

そのためには、移住定住者子育て世代に年齢の近い若手職員発の政策をつくり実行していくことが効果的ではないかと考えております。これまでの枠にとらわれない斬新で効果的な発案ができるでしょうし、個々の職員のスキルアップになるものと思ひます。

インターネットなどですね、地方自治体若手職員アイデアなどと検索をいたしますと、県や市町村等の若手職員発信のプレゼン企画などが行われ、実際に政策へ活用されている記事、事案が見られます。

お隣の福井県ではオープンイノベーションとして、若手職員のモチベーションとスキルアップを目指し、知事に若手職員が政策提案を行うチャレンジ政策提案制度を設けております。実際にプレゼンされた政策提案の中から毎年数件の採用があり実際に事業化もされているそうです。

わが町でも、若手職員の意見を活用するような制度をつくり、町政のさらなる活性化を狙ってはいかがかと提案をさせていただきます。

町長の見解を御答弁、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 若手職員の人材活用をとの御質問にお答えいたします。

本町では、平成15年から町政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議する、津幡町行政サービス推進会議を設置し、その会議の重要な所掌事項として、職員から提案された意見を審査し、町政に反映する職員提案制度がございませぬ。審査結果及び内容につきましては、毎年議会の皆様にも報告させていただいているところでございませぬ。

職員提案につきましては、平成15年以前から職員の行政参加の意欲を高めることを目的に実施し、本町の町政に関する改善について職員の自主的な創意工夫による提案を奨励し、全職員を対

象に行政に関する提案を募集しているところでございます。

しかしながら、以前と比較すると提案件数が年々減少してきていることも事実であることから、本年度からは、提出しやすいよう電子申請も可能といたしました。さらに庁舎内イントラネットを活用し、最終審査前の提案内容を可視化して、提案制度の周知及び参加意欲向上を図るとともに、SNSのいいねのようなアンケート機能も付与し、その結果を最終審査の参考資料とするなどの新しい取り組みも開始いたしました。

議員がおっしゃられるように、若手職員の意見を活用することは、今後の町政活性化には必要不可欠であると考えております。そのため、来年度からは、新規採用職員研修時に職員提案制度について理解を深めてもらうための説明も取り入れたいと考えております。さらに、入庁2年目、3年目の職員につきましても積極的に提案してもらうよう働きかけたいと考えております。

またほかにも、北陸朝日放送が主催する、ふるさとCM大賞につきましては、若手職員が中心で結成されたプロジェクトチームがCMを制作しております。これまでも若手職員らしい斬新な発想の作品も多く、私も毎年楽しみにしているところであります。このような機会を通じて、若手職員がどんどん意見を言えるような職場環境になれば、ますます町政も活性化されるものと期待をしておるところでございます。

私は、全職員、特に若手職員が、これまで以上に町政に興味関心を持つことで、より魅力ある町づくりができると考えております。これからも職員の自主的な創意工夫による提案を奨励し、職員の行政参加意欲を高めるとともに行政水準の向上と事務の能率化を図るよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 今さまざまな業界でなり手不足、そして後継者不足ということが問題となっております。やはり仕事というのは、夢を持って携われれば、一番楽しく仕事ができますし、そして自分の仕事もまた発展していくものと思います。今町長が上げられたような政策をですね、どんどん進めていただいて、職員がこの町を愛せるように、そして仕事を愛せるように、そして楽しく仕事ができるように、それが町民の生活の発展につながっていけばよいなというふうに思っております。

それでは、続いて4問目の質問に移らせていただきます。

大河ドラマ誘致にひとまず着地点をとということで質問をさせていただきます。

平成21年より、本町では大河ドラマ誘致推進実行委員会を設置し、源平の戦い、倶利伽羅合戦を題材にしたNHK大河ドラマ誘致活動を行いさまざまな活動を積極的に行ってきたわけでございます。

その間、町では倶利伽羅古戦場一帯の整備を進め、またイベントや学校教育などにより町民へ倶利伽羅合戦の周知を行い、今では津幡町と言えば、源平倶利伽羅合戦の舞台として内外に広く知られることであります。

議員になる前の話ではございますが、北陸新幹線の車両内に設置されている情報誌に倶利伽羅古戦場、そして倶利伽羅不動寺などが特集されており、近くの席から金沢の次はこんなところも行ってみたいねと会話する女性グループの話し声が聞こえてきたときには、大変うれしく思ったことを記憶しております。

しかしながら、誘致活動も約15年を迎えまして、誘致疲れという言葉が適切かどうかはわかり

ませんけれども、コロナ禍もあり、近年は関連イベントも少なくなってきたこともありますから、少々元気がなくなってきたのではないかなと心配をしております。

また、昨日ですね、小矢部市のお菓子屋さんの社長さんとちょっとお話をする機会があったんですけども、そこではですね、火牛のお祭りが行われていましたが、やはり後継者不足、そしてイベントに携わる人たちのやっぱりモチベーションの関係からですね、今年度で火牛のお祭りはやめてしまうというお話も聞いております。当町だけの問題ではないのかなというふうにも思っております。そこでですね、まずこのあたりでひとまずの着地点、近々の目標を定めて、この大河ドラマ誘致に取り組んではいかがでしょうかということで、お話をさせていただきます。

例えば、アニメ映画を1本つくるなどいかがでしょうか。現在町のYouTubeチャンネルには、むかしばなし、あさひ将軍木曾義仲という動画がアップされておりますが、なんと再生回数が6万回を超える再生回数がございます、コメント欄にも勉強になった、学校の教材として使わせてもらったと書かれており、再生回数、そしてコメントの数も町のYouTubeチャンネルの中では群を抜いておる人気動画となっております。非常に簡単なつくりのアニメーションでございますが、大変人気ようです。

最近のアニメーションは、AIで高精度のものがつくれる時代になりましたし、アニメーションにかかわる人口も大変ふえましたから、石川高専や金沢にあるアニメ専門学校とコラボすれば、低予算で大変よいものができる時代になったかなと思います。

またさらに、津幡町ではeスポーツのイベントも行っております。オリジナルのゲームなどもつくれるのではないのでしょうか。

15年の長きにわたり続けてきた活動ですから、今後もですね、誘致活動を継続しながら、大河ドラマ誘致の形にとらわれない、近場に着地点のある観光推進活動やPR活動にしてはいかがでしょうか。

以上、町長の答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 大河ドラマ誘致にひとまず着地点をとの御質問についてお答えいたします。

本町では平成21年より、義仲・巴の大河ドラマ誘致に向け、NHKへの要望や誘致推進キャラクターの制作など、さまざまな活動を行ってまいりました。

近年はコロナ禍の影響で、さまざまな制約もありましたが、徐々に緩和され、観光イベントなどでのPRや、国民文化祭と連携を図り、全国に向け発信するなどの活動に取り組んでおります。

また、観光推進事業といたしまして、令和3年度に地域発信型映画、遠くを見てみたを制作し、令和4年3月に、町文化会館シグナスにおきまして、完成披露試写会を行いました。その後、4月には沖縄映画祭に出品し、続けて劇場公開を行い、町内外に津幡町の魅力を発信する予定でしたが、コロナ禍により公開は延期しております。今年度、ようやく公開に向け、準備をいま進めているところでございます。

議員の質問にありますアニメーションにつきましては大河ドラマ誘致推進と、より多くの方に木曾義仲と巴御前に愛着をもっていただけるよう、12年前に制作し動画共有サービスにアップロードしたものでございます。木曾義仲の生涯をわかりやすくまとめた内容で、再生回数は現時点で6万4,000回となっており、多くの方に御視聴いただいております。

大河ドラマ誘致につきましては、6県35市町村で組織する「義仲・巴」広域連携推進会議に加入し、連携、協力し、誘致推進活動を行っており、現時点ではこの枠組みの中で、誘致活動を継続したいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

また、アニメーションやゲームを観光推進活動などに活用してはどうかという御質問でございますが、制作にかかる経費や多くの視聴・利用が望めるものとなるかなど、これまでの誘致活動で制作したゆるキャラの利活用や、石川高専との連携も含め、効果的な手法を調査研究してまいりたいと考えております。

今後も、観光イベントやSNSでの発信などで町の観光を活性化させ、交流人口の拡大を図り、より効果的な観光資源を創造できるよう、努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 今後もですね、さまざまな研究を行いながら続けて行くということがあります。本当にいつか大河ドラマが実現すれば、大変うれしいなと思いますけれども、やはりそこに到達するまでにですね、時間がかかるかどうか、また突然話が舞い込んでくるのかどうかということもございしますが、やはりポイントポイントでですね、何か記念作品というか記念事業というか、そういったものも随時行っていただければ、町民のモチベーションも維持したまま、しっかりと誘致活動を長いものにできるのではないかなというふうにも考えております。

それでは、続いて最後の質問になります。

町道ののり面管理はということで御質問をさせていただきます。

農地に隣接する町道ののり面の管理について質問をさせていただきます。

町道は農地に隣接する場合、そののり面の除草管理は農家が行っている慣例がございます。以前は農家の規模も小さく、農家が受け持つ箇所は圃場1カ所、2カ所のあたりであり、共助の観点ですとか、集落活動の一環として行うには妥当であったほうとも思いますが、現在では集落営農や大規模法人がふえたことから、その個々が抱える負担は大変大きなものになってきております。

また、農家の高齢化により管理作業に支障が出ている状況も散見されます。

私も農家ですので、自身がかかっている旧農免道路、現在の町道太田領家線を例にとりますと、大規模農家は圃場にして10カ所以上の町道のり面を管理している場合も珍しくはありません、仮に10カ所といたしますれば、1辺が75メートルから100メートルあるため、町道の延長にいたしますと約1キロメートル近くの町道のり面を管理することになります。のり面の幅が1メートル前後でございますので約1,000平方メートル、300坪前後の面積にトータルいたしますとなるかと思えます。またですね、津幡川や能瀬川の橋のたもとなどはですね、勾配があり広大な面積ののり面を個人が管理しておる状況でございます。こういった急傾斜ののり面をですね、20キログラム近い除草剤を担いで管理しておるわけでございますして、田んぼに転げ落ちた、また町道を走る車にクラクションを鳴らされたなどの話を聞きますし、大変危険な作業を行っておるところであります。もちろん資材費、人件費は農家持ちでございます。

最近、高齢農家を中心に管理をやめる農家が出始めており1メートル近くの高さの雑草が繁茂して交差点の見通しに影響しそうな箇所も見受けられる次第でございます。この問題は、今後町内の各町道で見られるのではないのでしょうか。

私は以前、J Aアグリサポートかほくという会社におりまして、町内ですね、耕作放棄地を十数ヘクタール、復田作業なども行わせていただいていたんですけども、中山間地のそういう耕作放棄地に隣接する町道ののり面については、やはり耕作放棄地になれば、そこも草が生えるというような状況になっておったかというふうにも思います。やはり今後、町内各町道でこういった状況が見られてくるのではないかというふうに危惧をしておる次第でございます。

今後ですね、農地に隣接する町道のり面の管理について、やはり農家に任せっぱなしにするのではなく、町で管理する、もしくは農家や区と協定を結び管理報酬を支払うなどの対策が必要なのではと考えますがいかがでしょうか。

産業建設部長の答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 町道ののり面の管理はの御質問にお答えいたします。

本町では、町道の管理に関して、職員が日常的にパトロールを行うほか、地区や国・県など関係機関と連携して道路の異常を把握し、迅速に対応することで道路交通の安全確保に努めています。

町道に生えている雑草については、町道の草刈管理業務のほか、公共土木施設愛護活動支援事業によるボランティア活動や年2回実施している、まちづくり美化大作戦など、地区の皆様の協力を得て、道路や公共施設の環境維持を行っております。

さて、御質問の町道のり面の管理については、道路区域内であれば道路管理者である町の管轄となりますが、農地に隣接するのり面については、農地の維持管理も考慮し、農家や地区生産組合と連携しながら環境維持に努めております。今後も農家や地区生産組合の御協力をお願いしたいと思います。

また、集落営農や大規模法人の農家が実施する町道のり面部の除草作業につきましては、町内に住所を有する概ね10名以上の方で構成する団体を結成していただければ、津幡町公共土木施設愛護活動支援事業を活用し、除草作業に必要な資機材や消耗品、燃料等を支給することができます。加えて作業中の事故に対しての保険にも加入となりますので、御検討いただければ幸いです。

最後に、農家の高齢化や農業形態の変化に伴い、農家の負担が増加している問題については十分に承知しており、農地に隣接するのり面で道路交通に支障がある箇所につきましては、農家の方の作業削減を図るための防草シートや防護コンクリートなどを検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 今お話にありましたようなことをですね、やはり広報していかなければならないかなというふうに思っております。

農協ですとか、また各地域ですね、大規模法人、また集落営農さんに直接ですね、こういったことがあるよというふうな形で、御提案をさせていただければよいかなと思います。

やはり農業の世界というのは、今高齢化、そして大規模集約になっており、個々の農家さんに対する負担っていうものは非常に大きくなっておりまして、先日もですね、町道ののり面を鎌1本で刈っているおばあちゃんがいらっしゃいました。危ないから注意してね、なんて声をかけたんですけども、ああいった光景を見ますと大変心に来るものがございますし、やはり自分たち

の農地に関係のない部分まで、そうやって労力を使わなきゃいけないというのは大変なことご  
ざいます。

ぜひ、今後もですね、できるだけそのお話にありました防草シート、コンクリートなども検討  
していただいて、管理が不要になるような形になっていけばよいなというふうに思っております  
ので、期待をしております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

2点質問させていただきます。

まず、1点目、コンビニにAEDをとということで、私は、防災士になって十年以上たちますが、  
その間、学校やPTA、区や自主防災クラブ等の防災訓練など、救命救急講習に参加する機会が  
数多くあります。その際、質問で必ずといっていいほど出てくるのが、実際にAEDが必要とな  
ったとき、どこにAEDがあるかわからないと言ったことです。

昨年、9月の一般質問で、道下議員のほうから、迅速な使用で命救うAEDの位置を知らせて  
くれる無料アプリ、AED GOを活用せよとの質問が行われました。これに対して、いざという  
ときに、AEDの存在を示してくれるアプリは、有用ではあるが、AED設置事業所がアプリに  
設置場所を登録する必要がある、質問時点では2カ所、今現在もふえてはいるものの、登録件数  
は少なく、またアプリを用いたAED運搬システムの導入効果の検証では、救急隊よりも早くA  
EDを使用できた事例がなかったなどの課題が検証されているとの答弁であったかと思ひます。  
なお、今現在そういった専用のアプリを使用しなくても、ネットで、津幡町AEDと検索をする  
と、AEDが設置されている施設の一覧や地図などを表示するサイトが幾つも表示され、施設を  
割り出すことはできるようになっています。

ただ、いずれにしても緊急を要する場合、一刻を争う場合は、アプリを使用することが容易で  
なかったり、またアプリを利用してAED設置場所にたどり着いたとしても、夜間等で施錠され  
ていて使えない、また外部への貸し出しが行われておらず、使えないなどのケースは大いに考え  
られます。

それらを解決するための手段として、誰もが知っていて24時間開いているコンビニエンススト  
アにAEDがあれば、迷うことなく確実にAEDにたどり着けることができるのではないかと、A  
EDの増設には予算の問題等もありますが、これにつきましてもコンビニ付近の施設にAEDが  
設置されている場合は、コンビニに配置することで近隣施設のAEDを撤去する。またはコンビ  
ニに集約することで解決できることと思ひます。

また、中山間地には、コンビニがないなどの問題もありますが、そういった場合は、地区の集  
会場や、そのほか区民の方なら誰もが知っているような施設にAEDを設置、マルチデジタルキ  
ーに対応したAEDであれば、パスワードによるロックも可能となり、関係者にパスワードを知ら  
せることで、盗難やいたずら防止にもなり、屋外にも設置ができ、無人での運用も可能になる  
のではないかとと思ひます。

このように、いざというときに、迷うことなくAEDにたどり着けるよう、コンビニを含めた

主要施設にAEDを設置し、少しでも住民の救命率を高めるための可能性をふやすことはできないか、田中総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 柴田議員のコンビニにAEDをの御質問にお答えいたします。

本町には町や県の公共機関、民間事業所なども含め、多くのAEDの設置情報がインターネット上の各種サイトで公開されており、本町ホームページ上に町関連施設30以上の設置情報を公開しております。その中で中山間地域においては、各コミュニティプラザ、公民館を初め、キンシュレ、倶利伽羅塾など町施設で既に設置しております。それぞれの施設の利用時間内であれば基本的にAEDの外部利用も可能です。公民館であれば21時30分までとなっております。ただし、24時間対応は公共施設を含め、ごく限られた状況です。

現在、町内のコンビニエンスストアは、9店舗あり、AEDを設置している店舗はございません。コンビニエンスストア内にAEDを設置し、24時間対応することは町民にとって心強い方策となりますが、その効果があるのはコンビニエンスストア周辺に限られた範囲のみとなります。

御質問の近隣施設のAEDは撤去するなど、コンビニに集約するについてでございますが、現在、町関連施設のAED設置場所は、指定避難場所・指定避難所となっているところが多く、また、避難中は疲労、持病の悪化など災害関連死のリスクも高くなっていることから現在配置のAEDの集約は考えておりません。

また、屋外設置も可能な設備についてさまざまな製品がございますが、医療機器として厳密な管理を求められる製品に関して、昨今の酷暑、極寒、風水害などの気象状況に対応できるものとしてどういった方策が有効か、今後、調査研究をしていきたいと考えております。

自宅などでAEDが必要となる事案の場合、AEDがある施設との往復時間を考察すると、まずは迅速な119番通報と絶え間ない胸骨圧迫が第一優先であり、消防本部の応急手当講習等の機会に町民に応急手当技術の普及を推進していくとともに民間施設へのAED設置のPRを検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願い致します。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 1つ再質問をさせていただきます。

AEDのありかについては、ネットなどで公開されていると、実際にそうなんですけども、町民の皆さんがこのAEDのありかをネットだけではなくて知る方法、実際にAEDが使えない、たどりつけない場合は、それは設置されていないのと同じではないかと思うんですが、そういった町としてのネット以外でAEDのありかを周知する方法等っていうのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○八十嶋孝司議長 柴田議員、再質問の内容が、ちょっと違っているような気がするのですが、ほかにないかということでしょうか。

○2番 柴田洋一議員 AEDのありかをネットで公開されているということなんですけども、実際に周知がされていないと意味がないということで、周知する方法というのは考えておられるか。

○八十嶋孝司議長 周知方法ですか。

○2番 柴田洋一議員 はい。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 柴田議員の再質問にお答えします。

ネットだけでなくAEDのありかを知る方法、周知方向ということですが、現在こういう方法があるのではないかということで、まず広報つばたに掲載可能かどうかということを検討したいと思います。それと、救命講習などの講習会の場において、そういうAED設置場所を配布などお知らせするという方法があるかと考えているところです。

以上になります。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 先ほども申しましたが、実際にAEDにたどり着けない場合は、いくら施設にAEDがあったとしても、設置されていないものと同じだと思いますので、そういったいろんな手段を使って、周知のほうはしていただきたいなと思っております。

またですね、コンビニに集約して他の施設のAEDを撤去するという部分については、費用的な面で追加が難しい場合は、そういった代替することも考えられるということで、今現在、あるところを撤去してまで、コンビニにということではございません。

それからですね、冒頭の質問の中で、アプリの活用について道下議員の質問も紹介しましたが、やはり私もそのアプリの活用は検討すべきかなということで、今後はそういったこともやはり検討して、なぜそのアプリが有用でなかったか、そういったことも考えていく必要はあるのではないかと思いますので、引き続き、検討をしていただければと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

大の里と欧勝海とのつながりを生かした友好都市関係の構築をということで質問をさせていただきます。

大の里が中学・高校時代を過ごした、大の里にとって第2のふるさとともいえる、新潟県糸魚川市。また、欧勝海も大の里と同じ海洋高校へと進み、津幡町出身の二人の力士が、青年期を糸魚川市で過ごしています。今回、そんな新潟県糸魚川市と友好都市関係を結べないかということで質問をさせていただきます。

まず、今回の質問に至った経緯ですが、5月に行われました大相撲の夏場所、大の里が幕内最速での初優勝を成し遂げた数日前、自民党青年局・青年部による能登半島地震のボランティア活動がありました。

そこには、県内だけでなく県外の自民党県連や支部からもたくさんの議員が参加していましたが、その中に、新潟県から参加されていた議員の方もおり、新潟県と言えば大の里が通っていた海洋高校があるところだということで、大の里の話題を持ち掛けたところ、まさに海洋高校が存在する糸魚川市の市議がおられ、大の里談議で盛り上がったことがきっかけでした。

聞くとところによると、糸魚川市では、これまでに何度もパブリックビューイングを開催しており、現在では、市内3会場で実施するなど、津幡町同様、大いに盛り上がっているとのこと。

そんな中、大の里や欧勝海を応援する者同士、友好関係を構築し、交流を行うことができないか、例えば、パブリックビューイングでお互いに中継を結び、一緒に応援し喜びを共有したり、シグナスに展示されている大の里の盾や賞状などの相互展示を行い、糸魚川市の皆さんにも見てもらうなど、まずは相撲に関わることから交流を始めていき、さらには相撲以外の交流授業とし

て、ボートの町つばたにちなんだボート体験に来てもらったり、つばたレガッタへの参加、科学の町つばたを生かした教育分野での交流、森林公園やキンシュレなどの自然を生かした体験イベントなど、いろいろな交流事業ができるのではないかと思います。

また、糸魚川市では、相撲はもちろんのこと、野球や女子バレーなどが盛んだということで、スポーツでの交流も考えられますし、糸魚川市全域がジオパークとして認定されており、文化・歴史を楽しく学ぶことができる24のエリアがあったりと興味を引くところがたくさんございます。

現在、津幡町では、災害時相互応援協定を結んでいる町との交流事業として、福岡県岡垣町との小学生圏内派遣交流事業、和歌山県上富田町とのスポーツ交流などを行っておりますが、姉妹都市や友好都市のようなものは、国内外を問わず結んでいないと認識しております。

唯一、姉妹校としてオーストラリアのノーザンビーチズ・ステイト・ハイスクールと関係を結んでいますが、ここ数年は交流がないとも聞いております。

もちろん、福岡県岡垣町や和歌山県上富田町との交流事業は、今後ともぜひ続けていってほしいと思いますし、中学校の海外派遣交流事業についても賛成の立場でございます。昨年、海外派遣の報告会にも参加しましたが、派遣交流を通じて多くを学び、そして子供たちが成長した姿を見て有意義な事業であることを実感するとともに、参加できた子供たちにとっては、人生にとって大きなプラスになったのではないかと思います。

しかしながら、これらいずれも、津幡町から遠く離れた地となっており、移動だけ考えても多くの時間や費用が必要で、また一部の限られた人しか参加できない、不公平ではないかといった声も聞かれます。

それに比べ、糸魚川市は、距離にして約140キロメートル、時間にして車で2時間圏内と比較的近隣であり、例えば、学校単位で1学年全員がバス数台もあれば訪れることができる。また、こちらに来てもらうことも可能ではないかと思っております。

また、津幡町や糸魚川市の住民であることを証明することで、施設利用の割引や買い物支援などのさまざまなメリットを提供したり、子供たちの交流だけでなく、住民としてのメリットを受けられるようにすれば、住民の行き来もふえ、結果、交流入口の増加にもつながっていく、そのような期待もできるのではないかと思います。

交流人口の増加については、町のホームページの町長の挨拶にも、さらなる定住人口、交流人口の増加を目指し、さまざまな事業を展開してまいりたいと言われておりますし、町長の4期目就任式訓示の中でも、何とか交流入口をふやせないかと言っておられます。これらは主に、観光事業における交流人口について言われているのではないかと思います。第5次津幡町総合計画第2章基本構想でも、広域的で多様な連携と交流によるまちづくりと題してでは、持続可能な地域社会の形成や新たなにぎわい、活力の創出に向け近隣市町を初めとした広域的で多様な連携と交流によるまちづくりを進めてまいりますとあります。

何か新しいことを始めるには、タイミングや契機があると思います。

現在、大の里・欧勝海といった、双方にルーツを持つといってもいい人材があらわれた今こそ、この友好関係を築くには、これ以上の条件がそろったのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

なお 今回の一般質問に当たっては、冒頭で紹介させていただいた糸魚川市議を初め、糸魚川市の議会事務局にもお世話になっており、今回の一般質問も注目されているのではないかと思います。

ます。相手のあることではありますけども、まずは津幡町として友好の意を示し、関係構築に向け交流を進めていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

矢田町長に答弁をお願いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 大の里・欧勝海とのつながりを生かした友好都市関係の構築をとの御質問にお答えいたします。

現在、津幡町では姉妹都市や友好都市を締結している自治体はございませんが、災害時相互応援協定を福岡県岡垣町と和歌山県上富田町と締結しており、昨年7月の豪雨災害時や令和6年能登半島地震の被災時には、速やかに、かつ多くの御支援をいただいております。

新潟県糸魚川市では、姉妹都市を長野県塩尻市と締結し、あわせて災害時相互応援協定を締結しておられます。姉妹都市交流では行政、産業、教育のあらゆる分野で交流を進めており、スポーツ団体や文化団体、市民活動団体等がお互いの市町を訪問し、交流することに対して支援をしているようです。友好都市も5自治体と締結し、市民が主役となって交流を進めておられます。

議員の御質問にあります、パブリックビューイング中継を結び一緒に応援すれば、さらに盛り上がる可能性もありますし、シグナスで展示してある大の里関の展示品を大の里関の了承を得ることができれば相互に展示することは可能だと考えます。大の里関や欧勝海関を招いての相撲教室については、両力士ともに多忙なため難しいとは思いますが、日程調整ができれば可能だと思います。

野球などのスポーツ交流も現在は上富田町とも行っていることから、相撲などでの交流をできないか検討いたします。

交流人口の拡大を目指して、友好都市を締結し、広域的で多様な連携と交流によるまちづくりを進めていくことは、大変意義のあることとは考えます。大の里関と欧勝海関の出身地である本町と両力士の出身校のある糸魚川市とが自治体で友好関係を築くことができれば、両力士の応援も一層、盛り上がると思いますが、糸魚川市の意向があるため必ず締結できるとも言えません。

また、災害時相互応援協定を締結した場合には、最優先で災害時の支援ができるよう、普段から顔の見える交流をしております。そのようなことから、それが今回の豪雨災害や能登半島地震で、その力を発揮したことは、御承知のとおりでございます。そのため、本町では多くの自治体と協定等を締結しておりません。

糸魚川市との友好都市の協定締結については、相手の意向はありますが、本町としてもお互いの自治体にはない部分を補完できれば、よりよい交流になると考えますので、そのような交流ができるか、またほかの自治体と同様に普段から多くの交流の機会が持てるかを検討した上で、友好都市の締結について検討したいと考えますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

私も今回の一般質問ですぐにでもこの友好都市の関係が構築できるとは思っておりませんが、ただ少しずつでもこの交流の場を設け、進めていくことが、今後の関係構築につながっていくのではないかと考えております。

そんな中で、質問にもありましたパブリックビューイングでの共同開催など前向きに進める検

討していただけるということで、大変心強く思っております。もちろん相手があることではあります。今回、私はですね、たまたま行ったボランティア活動で、たまたま出会った人との交流が縁で質問に至ったわけですけども、これは決してたまたまではなく、全ての出会いや出来事には、必ず何らかの意味があると思っております。そういった意味では、この津幡町と糸魚川市、たまたまではなく、必然だったのではないかと思っております。

いよいよ、今週日曜日から大相撲秋場所が始まります。きのう、後援会からも番付表が送られてきました。今場所は大の里にとって大関昇進をかけた大事な場所でもありますし、またですね、糸魚川市とも含めて、一層の盛り上がりを見せてくれるのではないかと思っております。こういった大関、横綱へと登り詰めていく中で、また津幡町と糸魚川市の関係もよくなっていくといいなと願っております。

最後になりますが、糸魚川市では今月9月28日、越後ときめき鉄道で、大の里ら、海洋高校出身の力士をデザインしたラッピング列車が、お披露目、運行されるそうです。

近い将来、糸魚川と津幡の間を大の里がラッピングされた臨時列車が走る。そんなことが実現できたらいいなと、そういった期待も含め、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時51分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、2項目について質問いたします。

まずは、5歳児健康診査についてです。

こども家庭庁は、昨年12月28日付で、母子保健医療対策総合支援事業の実施について通知を発出しています。

この通知は、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的な施策の実施に係るものですが、その主な内容としては、近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められていることから、国は、令和5年度補正予算で措置することによって、1カ月児及び5歳児健康診査支援事業などを新設するに至ったというものです。

このことによって、母子保健法が市町村に実施を義務づけている1歳6カ月児及び3歳児に対する健康診査は当然のこととして、当町を含む多くの基礎自治体で実施されている3カ月から6カ月ごろの健康診査、9カ月から11カ月ごろの健康診査を加え、新たに1カ月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することによって、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備を目指すこととなります。

1カ月児健康診査は、早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾

患が顕在化する時期である1カ月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的としているもので、当町においては、県内の産婦人科や小児科の医療機関における個別検診として助成対象とされているところです。

そこで、質問いたします。

1カ月児健康診査と同様に、国による財政支援が行われる5歳児健康診査は、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、そのほか育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としているものです。

5歳に達するころといえば、生活面や言語、理解力、運動面、社会性、巧緻性が備わる段階でもあり、学齢期に入る直前の時期として健康診査の対象に加えることは極めて重要なはずではありますが、現時点において実施している基礎自治体の数はそう多くないというのが実状であると言わざるを得ません。

5歳児健診は、実施年度内に満5歳に達する幼児を対象とするため、保育園の年中あるいは年長の前期までには受診可能とされるものであるため、小学校に入学する前年の10月ごろに実施されている就学時健康診断よりも早い時期に受診できることになるはずですが、要は、就学時健康診断よりも早いタイミングで受診できることになるため、例えばコミュニケーションに関連する問題や、発達障害が疑われるような個別の特性の早期発見を可能とすることにもつながり、小学校へ入学する前から入学した後も、それぞれの特性に合わせた必要な支援を継続的に実施し得る可能性が広がるのではないかとということです。

1カ月児健康診査と同じように、その重要性が指摘されている5歳児健康診査について、どのように認識なさっているのでしょうか。

また、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策の一つとして、5歳児健康診査の積極的な実施が求められているはずですが、その実施に向けた検討状況についてはいかがでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 竹内議員の5歳児健診について、どのように認識しているか、また実施に向けた検討状況はとの御質問にお答えします。

5歳ごろは、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害や知的障害など、個々の発達の特性が認知されやすい時期です。発達障害等については、早期に把握し、就学までに必要な支援につなげることが重要であると考えています。

町では現在、発達障害等の早期発見・早期支援につなげるという目的を踏まえ、乳幼児健診等において言語、社会性、精神などの発達におくれがある、また気がかりのある子供とその保護者を対象に個別の発達相談を実施しています。昨年度は56組の利用があり、言語発達や行動面での

育児の困難さや子育て相談を受け、必要な方には療育等の支援につないでいます。

発達障害等の早期発見には、健診の場だけではなく、集団生活の様子からの気づきや、保護者の受け止め方や意向等の情報もあわせて把握する必要があることから、こども園等を保健師が訪問し、保育士と情報共有し、必要に応じて、県の巡回支援専門員の派遣等を活用しながら支援しています。

特に年中児、年長児については健康推進課が主体となり、学校教育課、子育て支援課と情報共有しながら、就学に向けて継続的に支援しています。小学校就学に不安を持つ年長児保護者には、就学に関する情報提供、相談を行う保護者講座を開催し、今年度は、27名の参加があり、子供の特性に合わせた就学先を考える機会となっており、継続する予定です。

今後の実施に向けた取り組みについては、5歳児健診を担当する医師等の確保など検討が必要なことから、県や地域の医療機関、医師会等と情報共有し、保健、医療、福祉、教育の各分野とも連携しながら、フォローアップ体制の整備に努めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 1点再質問をお願いいたします。今の部長答弁の中でも5歳児検診を実際に実施するに当たって大きなネックとなるのは、それをやってくれる方、具体的には小児科のお医者さんとかということになると思うんですけども、実際、町内だけで小児科医を確保するとか協力体制ですね、それを築くってというのは、実際、現実として難しいとは思いますが、今の時点において、例えば、河北郡市で連携をしてやるとか、あるいは中央都市圏、これは連携中枢都市である金沢市がリーダーシップをとることかなとも思うんですけども、例えば、中央都市圏でやろうぜとかいうような具体的なアクションっていうのはあるのかどうなのか、山本部長、改めてお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

今のところ御存知のように、津幡町内においては小児科医が不足しております。そのことからまだちょっと中央都市圏まではいかないんですけども、河北郡の医師会を通じまして、河北郡市広域で何とか対応できないか、そういったことをまたちょっと医師会と相談しながら、体制整備から進めてまいりたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問にも御答弁をいただきました。

そうですね、いろいろ5歳児検診を実際に始めるに当たっては、まだまだ超えなきゃいけないハードルってのは確かにあるのかと思いますが、一般的な課題として、繰り返しになるんですけども、もしも5歳児検診を実施して、何かしらの課題を指摘されたお子さんをフォローできる専門の医療機関があまりないということもありますし、そのために結果として、具体的な受診につながるまでの待機期間が伸びてしまうとか、あるいは大都市以外の地方都市では、ペアレントトレーニングを実施できるような療育教室の数とか、そのキャパも十分とは言えないという課題があると一般に言われています。ただ、5歳児検診によって、個別の特性の早期発見につなげ、小学校へ入学する前から入学した後も、それぞれの特性に合わせた必要な支援を継続的に実施し

得る協力体制の構築も含め、これは我々議員としても応援していかなくちゃいけないと思うんですけども、早期の実現につながる検討の進展、これを期待申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、令和6年能登半島地震復興基金についてです。

今回のような復興基金については、総務省が、平成23年10月17日付で発表した報道資料を参照すると、同年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、取崩し型の復興基金を創設したことが始まりとされているものです。

ちなみに、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震に係る復興基金までは、基金の運用益を財源として事業を実施する運用型の基金が採用されていました。

その後の平成28年に発生した熊本地震にあっても、被災者の細やかなニーズや地域再生のための対応に資するべく、被災自治体が地域の実情に応じ、住民生活の安定や再建の支援、産業や教育文化の振興など多方面な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として復興基金が創設され、被災自治体の創造的復興を支え後押ししています。

もちろん、石川県にあっても、本年6月25日に令和6年能登半島地震復興基金条例が交付と同時に施行されており、令和6年能登半島地震からの復旧及び創造的復興に要する経費の財源に充てるための基金が設立されています。くだんの基金については、国制度の隙間となっている被災者や被災事業者の支援などに活用されることになるようです。

こうした流れを受け、今後は、当町を含む県内各市町においても復興基金の設立や、それらを原資とする復興事業が具体化していくものと思われます。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。

先月23日、くだんの復興基金に係る意見交換会がオンライン形式によって開催され、石川県と県内19市町の首長との間でその活用方針について合意されるに至っています。

この意見交換会では、統一されたルールのもとで活用される基本メニューとして、液状化対策に係る宅地復旧支援や地域コミュニティ施設、自治公民館の再建支援などを含む27の事業が示され、それらについては熊本地震の際の復興基金による事業をおおむね踏襲しつつも、その大半については拡充が図られたものとなっているようであり、過去に発生した大災害からの復旧、そして復興に当たり積み上げられてきた実績を先例として、この復興基金が活かされることに期待を寄せているところです。

時に、8月24日付の北國新聞朝刊によって報道されたところによると、馳浩知事は意見交換会が終了した後、支援メニューについては必要に応じ随時追加し拡充する旨の考えを示した上で、誰一人取り残さない支援にしていくとお話なさったようですが、創造的復興を成し遂げるに当たり、誰一人取り残さない支援にしていくという言葉は、極めて重要なキーワードとなるのではないのでしょうか。

当町における創造的復興を考えるに当たり、誰一人取り残さない支援をしていくとするならば、それはどのようなことであるとお考えでしょうか。

続いて2点目です。

くだんの復興基金にあっては、被災市町がその実状に応じて裁量で活用することが認められる

枠配分として100億円が充当され、9月10日に初日を迎える石川県議会定例会において議案上程される9月補正予算において、1次配分額となる50億円が措置されるとのことであり、当町に対してはそのうちの1億2,383万円が配分額とされるようです。

市町枠配分にあっては、その用途となるべき対象事業には創意工夫が求められることになるはずであり、創造的復興につながる生きた使い途が求められるものであるため、ことさら被災住民や被災事業者などのニーズを的確かつ丁寧に捉え、それを酌み取る必要があると考えます。

創造的復興に向けた町独自の事業を考える場合、被災住民や被災事業者のきめ細やかなニーズをどのような方法で捉え、事業に反映させていくお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 令和6年能登半島地震復興基金についての御質問にお答えいたします。

石川県が創設いたしました令和6年能登半島地震復興基金につきましては、その趣旨に鑑み、国のほかの支援制度の隙間となる事業で、被災者、被災事業者、地域の復旧、復興に係る負担軽減に資する事業が支援対象となっております。

8月23日に行われました知事との意見交換会におきまして、議員のおっしゃるとおり、まずは27事業の基本メニューが示され、また第1次の枠配分として本町に1億1,283万円が交付される予定となっております。現在は、27事業の基本メニューについての詳細を県と協議しているところであり、決定次第、速やかに補正予算に計上し、事業展開していきたいと考えております。

さて、議員質問の、創造的復興を考えるに当たり、誰一人取り残さない支援をしていくとするならば、それはどのようなことであると考えているかということですが、また被災住民や被災事業者のニーズをどのような方法で捉え、事業に反映させていく考えかということについてお答えいたします。

本町におきましては、被災した住民や各区長、並びに商工会などの関係機関からの要望により、国や県の施策に呼応して各種支援を行っているところでございます。また、町単独でも、被災した区道修繕に対する補助の上乗せなどを実施しております。今後も、被災者、被災事業者に寄り添い、町民の方々の生活が被災前の水準まで戻るよう支援することが、誰一人取り残さないということにつながると思っております。

今後、復興が進むにつれて、さらなる課題も出てくることが予想されます。引き続き、各区長並びに関係機関などと情報を共有し、復興基金の基本メニューにない事業については、枠配分を活用し、幅広い支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 誰一人取り残さない支援をしていくとするならば、それはどのようなことであるのかについて、そのお考え、あわせて創造的復興に向けた町独自の事業を考える場合のニーズの捉え方等々について、そのお考えをお聞かせいただきました。

その中で、誰一人取り残さないということにつながるの、被災なされた方たちがその被災する前の生活水準にまで戻してあげるんだという強いお言葉もありました。被災なされた方からすると、1月1日からまさに今この時間まで、本来はこんな苦勞する必要がないにもかかわらず、

苦勞させられている時間なのかなと思いますので、町長がおっしゃるとおり、被災前の水準に戻るように、支援を引き続きしていただければと思います。

当町における復興基金の設立については、本日、今の時点でこの場において論じることは慎まなければならないわけですが、元日に発生した能登半島地震以前にもさかのぼれば、大きな自然災害、大地震を幾度も経験し、その都度復旧・復興への取り組みが行われるという中で、たくさんの方の知見、実績が積み上げられ、過去のそれらによって復旧・復興に向けた対応、動きのスピードアップ、これを可能としてきているはずだと思います。

当町においても、誰一人取り残さず、可能な限り早期の創造的復興を成し遂げる被災前の生活水準にしっかりと戻してあげる。このことに当たって、僭越ながら町長の強いリーダーシップに期待申し上げるとともに、議会としても住民の皆さんのお役に立てるように、そして私自身も議会のメンバーの一員として、誰一人取り残さない創造的復興に協力を惜しまないことをお誓い申し上げます。以上、7番、竹内達也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村 稔です。

コロナに始まって昨年の7月11日に見舞われた線状降水帯による豪雨、令和6年1月1日に起きた能登半島地震。短期間に3度も想定外の大惨事に見舞われ、町民の声は何とかしてほしい、何とかならないのか、どうなっているのか、早く復旧してほしいなど生活重視の行政を求めています。

そこで災害関連で、8項目にわたり質問いたします。

そのほか、3問について質問いたします。

まず、1問目の災害の教訓を生かした生活重視の行政を求める内容の質問をいたします。

1、総門川と八反田川の改修工事の計画があるのか、あるとしたらいつごろ着手し、完成はいつごろになるのかと、こういう質問を提案してあったんですけども、先ほど田中総務課長の答弁には、八反田川については、令和9年度までにポンプを増設ということ、また総門川については、石川高専と調査中であると、こういうような回答がありましたけども、現実に多大な被害が起きております町民の生活と財産を守るため、早急な対応が必要と思われます。だから早く計画してほしいと思います。

2問目、災害時における避難所の新設計画があるのか。ないのなら、過疎集落にキャンプ場を設置して災害時における避難所にしてはいかがなものかを町長にお尋ねいたします。

3問目、字津幡い1-106番地、野山会館前の側溝が18年も前から埋まったままで、前面の山から大量の水が流れてきて、各住宅の床下を流れてきている実情があります。以前は泥上げをして側溝に水が流れていたのですが、なぜ埋まったままになっているのでしょうか。泥上げをしない理由を町長にお尋ねいたします。

4番目、中条小学校が老朽化して地震に耐えられないのではないかと心配しております。建てかえまたは、改修工事の予定があるのかないのかをお尋ねいたします。

5問目、毎年、お盆になると広島・長崎で核の廃絶を訴え、核の怖さを市民に伝えております。来年は戦後80年になります。ことしの8月3日土曜日の新聞に、日本海に活断層が25カ所以上あ

り、マグニチュード8.1級もあるとのこと。志賀町にある原発が稼働もせず多額のお金を投じており、将来稼働の見通しもないと思われ。万が一に事故が起こったら、石川県は人の住めない地域になります。早く廃炉にするよう要望できないかをお尋ねいたします。

6問目、南海トラフ地震臨時情報が1週間にわたり報道されました。日本経済が麻痺するのではないかと思います。石川県から東京都を初めとして名古屋、大阪にたくさんの人が移住しております。それらの人がどっと帰って来ます。北陸の人が子供を大学に出すため、都会でマンションを買っている人もたくさんおります。巨大地震に備えて津幡の過疎地域に分譲地をつくって災害に備えてはいかがなものでしょうかをお尋ねいたします。

7番目、河北潟を通過して津幡から内灘に行く道路の開通はいつごろになるか見通しをお尋ねいたします。

8問目、小松市では、豪雨の時の止水板等を設置したとき、費用の2分の1、50万円までを助成しておりますが、津幡町でも家屋に水が入らないような工事をした場合、助成できないかをお尋ねいたします。

以上、8項目にわたり御回答をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の災害の教訓を生かした生活重視の行政を求めるとの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の総門川と八反田川の改修工事の計画についてのお答えですけれども、これは、先ほど田中総務課長から塩谷議員に答弁をしているので、ここでは、それ以上はいいということでした。

○9番 西村 稔議員 いや、早くしてかかってほしいので。

○矢田富郎町長 では、お答えしますけれども、先ほど答えておりますので、それと同じようなことになるとは思いますけれども、令和5年7月豪雨により氾濫した総門川及び八反田川の改修計画につきましては、現在、検証業務を実施しております。その結果を踏まえた上で、必要な対策について計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、八反田川につきましては、最下流にある川尻雨水ポンプ場のポンプ増設を令和9年度までに完成させる計画としており、現在詳細設計業務を行っているところでございます。

御質問の2点目、避難場所の新設計画についてお答えいたします。

現在、町が指定する避難場所は町内の各地区において小学校や公民館など、41カ所ございます。それらの避難場所は、町内の各地区に存在し、地域住民等が適切に避難できる環境になっていると認識しておりますので、避難場所の新設計画はございません。

また、過疎集落地にキャンプ場を設置し避難場所とする点につきましても、今ほど申し上げました避難場所が充足しているため、議員が言われるような避難場所の新設は考えてはおりません。

次に、野山会館前の側溝については、担当課長から答弁させますので、よろしくお尋ねいたします。

次に、中条小学校の建てかえについてにお答えいたします。

中条小学校は、屋内運動場棟が昭和50年、校舎棟は昭和54年の建築で、昭和56年の建築基準法改正前の建物であります。平成21年度に耐震補強・大規模改造工事を行い、建物の耐震性を確

保しております。また、定期的に建築基準法による法定点検や消防法による消防設備点検等を実施するなど、維持管理も適切に行っております。

町といたしましては、現在のところ当学校の建てかえや改修工事の予定はございません。

次の質問でございますけれども、志賀原子力発電所の廃炉についてということで、お答えいたします。

国のエネルギー基本計画には、原子力発電は安全性の確保を大前提に長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要な電源であるとされております。

志賀原子力発電所につきましては、現在、原子力規制委員会において、法律に基づく新規規制基準の適合性に係る審査会合が継続して行われており、御質問にある海域活断層についても今後議論が行われていくものと思われまます。私としては、その状況を注視しているところでございます。

御質問の巨大地震についての避難場所設置についてにお答えいたします。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

この臨時情報は、地震を予知するものではなく、注意を促すものであり、ほかの地域への移住を促すものではありません。

つきましては、南海トラフ地震臨時情報の発表によって本町へUターンされる方が増加する可能性は低いと思われまます。

また、過疎地区に分譲地をつくることにつきましても、現時点では考えておりません。

次に、河北潟の道路の開通についてにお答えいたします。

河北潟干拓地内の湖南大橋から内灘方面へ向かう道路につきましては、本町及び金沢市、内灘町が管理する区間があり、早期復旧に向け、1市2町で定期的に調整会議を行い、各市町の復旧に向けスケジュールや復旧工法等の情報共有を行っておりますが、復旧時期につきましては、現在のところ未定となっております。

最後に、止水板等の工事の助成についてにお答えいたします。

小松市では、洪水ハザードマップの浸水想定区域内や、過去に浸水被害のあった場所及び浸水被害の発生するおそれがある場所の戸建住宅やマンション、店舗等を対象に止水板等の購入、または、止水板等を工事で設置する場合の費用の一部を補助する制度を実施していると伺っております。

本町では、このような補助制度の新設につきましては、現在のところ考えておりませんが、今後の水害発生状況及び、国や他の市町の支援策等の動向について注視してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 松岡都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 野山会館前の側溝についての御質問にお答えいたします。

道路側溝の泥上げ等の維持管理につきましては、地元自治会の御協力のもと行っておりますが、議員が御指摘の箇所につきましては、これまで側溝からの溢水やそれに伴う宅地内への雨水の侵入等につきまして通報や御相談を受けたことがないことから、状況を把握しておりませんでした。現地を確認しましたところ、一部区間でかなり土砂が堆積している状況でございましたので、今

後地元自治会とも話し合いながら、対応を行ってまいりたいと考えております。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 1の1番目について、再質問をさせていただきます。

八反田川の改修工事の計画があるのか、あるとしたら完成はいつかと塩谷議員に答えておるんですけど、実際に被害には諏訪団地とかハローワークの近くもうすごい浸水なったわけなので、現実があるのに、調査に時間をかけすぎじゃないかと、現実があったんだから早急に二度とそういうことがないように、早急に対応できないかということ質問いたします。

あと、避難場所については、考えていないということなんですけども、町の発展と将来のそういった避難時に、短期的な避難は、施設は間にあるのかもしれないですけども、長期移住型避難場所ということになると、キャンプ場の設置なんかが一番効率でいいのではないかというふうに思いますので、1の1について回答をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八反田川の調査研究というのは、清水でやったり津幡でやったり、そういった方々に、現状をどうこうっていうことを聞くということではなくて、なぜそういうことになったのかということで、検証をするということでございますので、今その検証作業をしている最中でございます、言われるとおり、一日も早くやらなきゃならんというふうには、当然思っているわけでございます。

その結果が出てきた時には、当然地元の皆さん方にまた報告もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

早急にしてほしいと思います。

河北潟干拓地っていうのは海面よりも低いところにあると思うんですけど、浸水したことはないんで、ああいう大規模なところでも浸水はないんで、平地のいま津幡でついたところは、そんなに浸水せんようにするには、難しいことではないのではないかと、私は思います。

次、2番目の質問に入ります。

河北中央病院の新築の件が浮上してきております。

今度、新築するときには、新しい病院のあり方について全国に先駆けて考えてはいかがなものでしょうか。

例えば、敷地、建物、設備、入院設備、医療用機器等は、町で運営し、各科診療科を1個ずつテナント方式で採用して、表向きは総合病院に見えるけど、各課の運営を各医院にさせていただく方式にしたほうがよいと思いますが、いかがなものでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 次に、河北中央病院の新しい運営についての質問にお答えします。

新しい病院のあり方につきまして、全国に先駆けて考えてはとの御質問ですが、現在、新公立河北中央病院の整備につきましては、職員担当者で組織する整備検討プロジェクトチームを設置

しております。

検討会議では、院長の構想プレゼンテーションや、委員から提案のあった幾つかの候補地について、それぞれメリットやデメリット、諸条件や制限などの整理をしております。その中で斬新な提案もあり、今後、候補地の選定とあわせ、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、各診療科を1個ずつテナント方式で採用して、各科の運営を各医院にさせていただく方式はどの御質問ですが、民間がテナント方式で運用しているケースがあることについては承知をしております。

また、このテナント方式については、新しい病院の整備に当り、既に検討項目の一つとして考えております。

公立河北中央病院は、本町にとってなくてはならない医療機関であり、本町町民を初め、近隣市町からの利用者及びその家族が安心して利用できるよう、引き続き医療体制を整えつつ、健康を守る立場や予防医療を行う役割をも担ってまいりたいと考えております。

皆さん方に納得できるようなすばらしいものにしていきたいというふうに思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 質問をしてよかったなと思います。

町長さんの考え方を聞きまして、保育園も民営化しているわけですし、イオンなんかでもテナント方式で商売がものすごく成長しておりますので、病院も新しい方式で検討しておいでということで安心いたしました。そのように、ぜひ採用していただくようお願いします。

続きまして、3問目、入札の選考委員会に町民代表者、議員を入れていただきたい。

各会には、議員や町民代表が入っているのにもかかわらず、この委員会になぜ入れないのかの理由を、町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 入札選考委員会に町民代表や議員を入れることについての御質問にお答えいたします。

議員や町民代表が入る各種委員会には、さまざまな分野における本町の課題や政策について幅広く意見を求め、各種計画や事業などに反映させるものでございます。

津幡町請負業者選考委員会につきましては、予算執行に関する入札から契約までの行政業務の一部であり、ほかの委員会のように意見を求めるものではございません。また、業者選考から入札結果の公表までは、秘密事項であるため、情報漏洩が生じる可能性など、著しく業務に支障が生じるおそれがあるため、議員や町民代表を入れることは想定されておられません。

今後も引き続き、公正で透明性を確保した入札及び契約の執行に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 この質問に関しては、再質問をさせていただきます。

町は、透明性を持って公平にいつも入札業務やっておいでするんですけども、あえてこの業者選考委員会だけに限って、町民代表と議員を入れられないものか、再検討できないかをお尋ねいた

します。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 選考委員会の委員長の副町長が答弁いたします。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 西村議員の再質問に、町長に変わって答弁をしたいと思います。

まず、今、町長が答弁したようにですね、この委員会はですね、予算執行の一形態なんです。だから、これはあくまでも町長の権限である予算執行の一形態に、人に意見を聞く必要はございません。

例えば、わかりやすく言うそうですね、ちょっと例が極端かもしれませんが、町長に人事権があるのに、議会とか町民の皆さんに意見を聞いたらどうですかって言うのに、ちょっと近いような話です。

だから、予算執行の一形態にそういうことはございませんし、調べてみてほしいんですが、この自治体でもこういう選考委員会っていうのがあるんですが、議員の皆さんとかですね、住民が入っているところは1つもございません。

それにもっと言うと、議員が入ると、逆に議員としてのいろんな法律で制約がありますけれども、そういうものにも抵触するおそれがあるということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 今回の回答ですと、権限のあることにちゃべちゃべと入るなっていうことなんですけど、やはり町民代表なんか入れたほうが、私はいいと思いますので、将来にわたって、よその市町ではそうしたことは一例もないということなんですけど、津幡町は率先して新しい方式でやっていくのも、一つかと思しますので、その辺、再度検討してください。

4番目、最後になりますけども、体験型観光交流公園の新築と開園までの詳細な見通しと有利な財源があるのかを、町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 体験型観光交流公園の進捗についてとの御質問にお答えいたします。

現在の進捗状況は、アクセス道路となる町道竹橋大坪線が、公園予定地の入り口付近まで完成しており、道路の周辺及びもみじ山予定地の一部に、約200本もみじを植栽しております。令和4年度から5年度にかけては、公園の基本計画等で検討されたものに基づき、さらに具体的な概略を示した基本設計をとりまとめております。

今後の整備スケジュールといたしましては、まずは現在完成している道路の先に伸びる園内周回道路の建設を進めてまいります。令和6年度に本公園の事業認定協議の開始、令和7年度から8年度に道路測量設計、令和9年度に道路・公園用地の買収、令和10年度から12年度に道路建設工事、令和13年度からの公園整備開始予定としており、開園時期については、令和15年度完成・開園を目指しております。

有利な財源につきましては、道路整備は地方創生道整備推進交付金を活用し、公園整備は、農山漁村振興交付金を活用する見込みとしており、補助率はいずれも2分の1となっております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 令和15年って、今から10年以上の話になりますっていう。

せっかくできる公園を見たいなと思っていたんですけども、残念ながら機会がないんじゃないかなと、そういうふうに思いまして、私の質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

今回は、大項目といたしまして2点について、また中ですね、10項目について質問をさせていただきます。

最初の質問に入ります。災害対応力強化へ、想定される大災害への万全な準備をとということで、質問をさせていただきます。

本年、1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、341名の死者8月9日時点でございます。があり12万棟を超える住家被害7月30日時点、など甚大な被害をもたらし、今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。今地震では古い家屋の倒壊や、陸・海・空路の途絶、孤立集落の発生、長期間にわたる断水など、災害対応にかかるさまざまな課題が明らかになりました。

本町でも今地震により多くの被害がありました。本町については、また昨年7月には線状降水帯による大雨の被害もありました。

また、最近も山形県・秋田県を初め、各地で豪雨災害が頻発している現状や台風10号による予測不能の雨・風被害がありましたことも踏まえ、災害対応力の強化に取り組む必要性が高まってきていると思います。

そんな矢先に、本年8月8日に宮崎県沖の日向灘を震源とする、マグニチュード7.1の地震を受け、気象庁が初の南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表され、南海トラフ地震への序章が始まったのではないかと心配されましたが、気象庁は1週間の大きな地震への警戒を呼びかけましたが、その後はおさまっている状況であります。

そんな中、日本中で大きな風水害・大地震が、いつ起こっても不思議ではないという状況の深刻さを認識しなければならない状況にあり、そんな災害に対応するための準備が欠かせない状況にあると思います。

本年7月1日付、北國新聞20面の地震特設記事の中で平松良浩金大教授、地質学の先生ですが、元日の能登半島地震は、震源断層帯の周辺にある、他の断層帯に影響を及ぼしている。金沢を縦断する、森本富樫断層帯が従来よりずれやすくなっているとし、地震に対して一層の注意が必要だと求められておられます。

森本富樫断層は、津幡町から南西に走り、金沢市を縦断して白山市明島町付近に至る全長約26キロメートルの断層帯であります。国の地震調査研究推進本部は、ここで30年以内にマグニチュード7.2程度の大地震が起きる確率は2～8%と見積もっており、4段階中、最も高いSランク

のリスク評価をしています。平松教授は、いつ起きるかはわからないが、地震発生リスクがいくばくか上昇したということだと注意を促しています。

別の記事ですが、本年8月3日、金沢大学と北國新聞社が連携して取り組む金沢市民公開講座、金沢学の講演の中で、金沢富樫活断層による地震が起きた場合は、最大で約2,500人の死者、約19万8,000人の避難者が出るとの被害予想にふれ、ハザードマップを見て避難経路を考えたり、1週間分の簡易トイレを常備するなど個人レベルで震災に備えてほしいと呼びかけたそうであります。

もう1点の新聞記事を紹介いたします。

避難所環境の改善に尽力する一般社団法人避難所・避難生活学会、以下、避難所学会と呼びますが、7月27日、28日の両日、大阪府八尾市内の小学校体育館で酷暑期の避難生活を想定した一泊の演習を実施したときのレポート新聞記事がありましたので、ポイントだけを御紹介いたします。

今回の演習を企画したのが避難所学会の常任理事を務める水谷嘉浩さん。八尾市内の段ボールメーカーの社長を務め、もともと防災活動とは無縁でありました。その人生を一変させたのが、東日本大震災でした。中間を省略いたしますが、出張先の東京で被災。東京で一夜を明かした。テレビに流れる壊滅的な状況に心を痛め、大阪に戻ると支援物資出でばんばんになった4トントラックを被災地に走らせた。後日、避難所に身を寄せている方が低体温症で亡くなったというニュースを見た。避難所って安全な場所だと思っていたので、全く理解できなかつたと振り返られました。すぐに断熱効果のある段ボールベッドを思いつき、試作を重ね完成したそうであります。

避難所学会では健康を守るポイントとして、TKB48を提唱しています。

Tとは、清潔で安全なトイレ。

Kとは、普段どおりの適温で、おいしい料理。キッチンのことです。

Bとは、快適で熟睡できる就寝環境。ベッドのことです。

段ボールベッドと合わせ、発災から48時間までに避難所に届けるというものであります。水谷さんは、避難所環境の改善を国民の関心事にしたり、今回の演習は、そのスタートにと力を込めて取り組んでいるそうであります。

いつ災害が起こっても対応できるように、できる限りの災害対応の準備をしておくことが、今は一番大事なことと考えますので、具体的に8項目の質問をいたします。

1番目として、障害者らを迅速に避難させる、個別避難計画の策定進捗状況を聞きます。計画策定が努力義務となつてから、3年が経過する中、全対象者分を完成させているのでしょうか。

2番目について、総合防災訓練などに要支援者が参加することが重要と考えますが、実現は無理でしょうか。

3番目に、避難所生活のQOL（生活の質）の向上に大切な段ボールベッドについて、全体備蓄で何台あるのでしょうか。また、避難所では、何台ずつあるのでしょうか。また、町では民間企業と段ボールベッドに関する協定を締結しておりますが、提供予定数は何台で取り決めをしているのでしょうか。

4番目について、避難所では、TKB（トイレ・キッチン・ベッド）に加え、水循環シャワー等の活用による避難所の環境改善等を促進してもらいたいと思います。

5番目について、避難所のトイレ環境では、高齢者や障害者に配慮したユニバーサルタイプを

何台確保できる予定でしょうか。

6番目につきまして、避難所運営における女性の運営管理への参画や、女性向けの物資の備蓄の充実のほか、母子や妊婦が安心して過ごせる避難所、母子妊婦に対応した避難所の設置など、女性の視点を取り入れた災害対策が促進されるよう、取り組みを進めてほしい。

そこで、女性の声を反映させるため、避難所運営計画に女性スタッフの配置を盛り込んでいるでしょうか。

7番目、国で6月28日に修正を決めた防災基本計画の中で、早期設置が明記された、トイレトレーラーの導入の計画はありますか。

8番目として、断水対策として、発災時に活用できる防災井戸の箇所数と整備状況についてお聞きします。いざというときに井戸が活用できるように、普段からの管理費用助成など検討も必要ではないでしょうか。

以上、8項目について、矢田町長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の災害対応力強化へ想定される大災害への万全な準備をとの御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、個別避難計画の策定進捗状況についてお答えいたします。

本町では、災害時にみずから避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、避難支援が迅速かつ的確に行えるよう、避難行動要支援者名簿の登録を促し、名簿を作成しております。また、個別避難計画は、避難行動要支援者名簿の登録と同時に作成しております。

令和6年7月末現在、避難行動要支援者の登録対象者数5,052人から、登録を希望しないと回答があった2,403人を除く2,649人のうち、約66%の1,736人が登録を希望し、個別避難計画が作成されております。未回答であった残りの913人に対しましては、10月に再度登録の案内を予定しております。

御質問の2点目、総合防災訓練等に要支援者の参加の実現は可能かということにつきましてお答えいたします。

町が主催する津幡町防災総合訓練の避難所開設等訓練におきまして要支援者の方に御参加いただくことで、より実践的な訓練となり訓練の充実につながることから、要支援者の方には是非御参加いただきたいと思っております。

御質問の3点目、段ボールベッドの備蓄数や民間企業との協定締結についてお答えいたします。

段ボールベッドにつきましては、避難所では備蓄しておらず、町の備蓄倉庫に9台を備蓄しております。また、平成24年11月19日にセツカートン株式会社と災害時における支援協力に関する協定を締結しておりますが、提供予定数の取り決めはなく、要請数に対して可能な限り協力いただく協定内容となっております。

御質問の4点目、水循環シャワー等の活用による避難所の環境改善等の促進についてお答えいたします。

水循環シャワーにつきましては、水を浄化して再利用する可動式のシャワーであり、避難所の環境改善に資する機器であると認識しております。当該機器につきましては、非常に高価な機器であり備蓄品として所有することは困難であると考えておりますが、今後、必要となるような事

態となった場合は、国や県などの支援も受けながら避難所の環境改善に努めていきたいと考えております。

御質問の5点目、ユニバーサルタイプのトイレの確保についてお答えいたします。

高齢者や障害者等、全ての人が利用しやすくデザインされたユニバーサルタイプのトイレにつきましては、町の備蓄品として所有しておりません。こちらにつきましても、災害時には国や県などの支援も受けながら避難所の環境改善に努めていきたいと考えております。

御質問の6点目、避難所運営計画における女性スタッフの配置についてお答えいたします。

避難所運営につきましては、避難所管理運営マニュアルに、男女双方の視点等に配慮することの規定があることから、避難所の運営に関わる事項を決定する組織である避難所運営委員会設置の際に、女性の方が積極的に委員として参画できるように推進してまいります。

御質問の7点目、トイレトレーラー導入計画についてお答えいたします。

災害時用の移動式水洗トイレであるトイレトレーラーは、災害時の衛生環境向上に資する車であると認識しておりますが、こちらも水循環シャワーと同様に非常に高価な車であることから、町が所有することは困難であると考えております。本車両が必要な際は、国や県または民間企業が保有している車両の提供を受けながら快適なトイレの設置に配慮するよう努めていきたいと考えております。

御質問の8点目、防災井戸の箇所数及び整備状況についてお答えいたします。

災害により上水道が長期の断水状態になった場合に、洗濯やトイレ等の生活用水が供給可能な防災井戸は、災害時において上水道の有効な代替手段になると考えております。本町では令和4年3月末時点で、314箇所の井戸がありますが、防災井戸として町に登録されている井戸はなく、整備されていない状況でございます。

防災井戸につきましては、水質基準や管理費用の課題もあることから、他自治体の事例を参考に登録制度や助成制度の創設も含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 丁寧に答弁いただきました。ありがとうございます。

もちろん高価なものが、今回質問した中で多かったんですけれども、我々町民としてはいろんな角度で、今回能登半島地震の教訓を受けて、いろんな準備が必要であるということも少しも知っていただくという思いも含めて質問をさせていただきました。当然の多額の費用がかかるわけで、準備をするには相当のことですけれども、いざというときのために、1つでも、2つでも、3つでも準備をしておく。そのために質問させていただきました。できれば、着実に準備を進めていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは、続きまして2番目の質問に移ります。

HPVワクチンキャッチアップ接種特例期間が迫っています。さらなる接種勧奨に向けて最大限の努力をとということで、質問をさせていただきます。

ここで子宮頸がんについて厚労省ホームページでの説明を抜粋して紹介をさせていただきます。これまでも紹介を何度かしておりますけれども、改めて認識をしていただくように読ませていただきます。

子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出入口に近い部分にできるがんであります。若い世代

の女性に多く発症するのが特徴であります。20歳代から罹患者数がふえ始め、30歳代までに年間約1,000人の女性が治療で子宮を失い、妊娠できなくなってしまう。性的接触のある女性の50%以上が一生に一度はヒトパピローマウイルス、以下、HPVに感染すると言われており、HPVの感染によって一部の人は、子宮頸がん罹患します。日本では、年間1万1,000人が子宮頸がんにかかり、約2,900人が亡くなっています。

以上が、子宮がんの説明でございます。

質問に入ります。

私は、2021年、令和3年9月会議で、HPVワクチン接種の個別周知を推進せよとの一般質問を行っております。

次に2021年令和3年12月会議で再度、HPVワクチン接種の個別周知を行うかについて質問をいたしました。その時の質問内容は、国は2013年6月からHPVワクチン接種の積極的勧奨を差し控えましたが、この間に無料接種の機会を逃した女性が無料接種できるように方針を決めたのがキャッチアップ接種であります。その後、町では最も幅広い9学年分となる町内合計1,339人に国の方針決定次第、対象者に周知するとの答弁をいただいております、その後予定どおり周知が行われております。

その1年後の令和4年12月会議で、4月よりHPVワクチンの接種勧奨が9年ぶりに再開されましたが、定期接種対象者やキャッチアップ対象者への周知方法と3回接種した接種完了者数と9価HPVワクチンの定期接種対象者となる方への周知方法について質問いたしました。

その1年後の令和5年12月会議でも質問をいたしました。その時の答弁は、1番目、ワクチン接種対象者のうち、3回接種を完了した人は5.8%でありました。2番目に、キャッチアップ対象者数は1,497人で8.8%の方が接種を現時点で完了しているという報告でありました。

前年度同時期と比較してみますと、定期接種で3回接種完了者は4.5ポイントの増加で、キャッチアップで3回接種完了者は7.8ポイントの増加となっております。微増であります。

令和5年4月から承認されました9価ワクチンについても接種可能であることを周知し、接種勧奨を行っております。

キャッチアップに対しましては、令和6年度までの救済措置期限であることから、広報やホームページ、SNS等を通じて広く周知してまいりますと前向きな答弁があり、その後広報を行っていただきました。

これまででもできる限りのHPVワクチン接種勧奨についての広報について最大限努力していただいたことには感謝をいたしております。

今回がひょっとしたら、最後になるかもしれませんが、1番、現状でのHPVワクチン接種完了者の人数と、対象者中の完了者比較数を教えていただきたいと思っております。

2番目に、HPVワクチン、キャッチアップ接種（無料接種）が令和6年度末で終了します。3回接種が必要な期間は約6カ月とすると、第1回目の接種が今月、9月中が最終期限となります。

全て自費でワクチン接種しようと思えば10万円くらいは必要ではないかとの情報もあります。

キャッチアップ接種について全額無料で接種できる期限が今月中となるわけでありますので、できる限りの接種勧奨の広報について最終の努力をお願いいたします。

少しでも接種率が上がるように何か打つ手はないものでしょうか。

健康福祉部長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 HPVワクチン接種特例期限迫る。さらなる接種勧奨に向けて最大限の努力をとの御質問にお答えいたします。

まず、最初の質問、現状の接種完了者の人数と対象者中で比率はにつきまして、来年3月末までの接種期限のキャッチアップ及び高校1年生相当年齢対象者は2,751人で、7月末現在22%の方が3回接種を完了しております。

次に、キャッチアップ接種が来年3月末で終了するため、3回接種とも無料で接種できる期限は9月になるが、最後の接種勧奨に向けて何か打つ手はないかの御質問について、HPVワクチン接種の積極的勧奨が令和4年4月から再開されたことに伴い、令和4年5月にキャッチアップ接種の未接種対象者1,330人に接種券を送付し、随時広報やホームページ等でも周知を図ってきました。今年度は6月にLINEによる通知と7月広報に掲載し接種勧奨を行っています。また、現在マスメディアでも報道が頻繁にされていることから、接種に関する問い合わせがふえており、HPVワクチン接種への関心は高まっていると考えられています。議員の御質問のとおり、通常3月末までに3回接種するためには、1回目の接種を9月末までに接種する必要があります。ただし、予防接種実施要領によると、当該の接種期限までに接種ができない場合、1回目と2回目の接種間隔を、通常2カ月のところ1カ月以上あけ、2回目の接種から、通常4カ月のところ3カ月以上の間隔をおいて3回目の接種が可能であり、この場合、11月末までに1回目を接種すれば3回目までに定期接種として無料での接種が可能となります。

国は、10月以降の接種についてのリーフレットを提示する予定としており、今後、10月広報やホームページ、SNS等を通じ、また医療機関とも連携しながら、10月以降の接種方法を周知していく予定です。接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討や判断が行えるよう接種勧奨に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

少し、半年を縮めることができるということで、そういう意味では少し希望が湧いてきます。

先ほどの報告にありましたように、最終的には22%完了ということで、以前から見て随分と進んだとは思いますが。まだまだ100%には遠いですが、少しでも多くの方がこの情報をキャッチして、そして無料でHPVワクチンを受けられて、そして健康で長生きしていただく、そういう社会を目指して、これからも頑張ってもらいますので、よろしく願いいたします。

それでは、14番、道下政博からの2点についての質問を以上で終わります。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

ここで、議案等説明員交代も含めまして、暫時休憩といたします。午後2時35分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後2時23分

〔再開〕 午後2時35分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 東 克彦議員。

〔3番 東 克彦議員 登壇〕

○3番 東 克彦議員 3番、東 克彦です。

今回は、通告どおり3つの質問をさせていただきます。

まず、最初です。子ども家庭センターの開設をと質問させていただきます。

令和5年にはこども家庭庁が誕生し、児童福祉法の改正に伴い近隣の市町では昨年、ことごと子ども家庭センターを開設しております。本町では、残念ですがまだ開設されていないということになっております。

近隣の市町では、ただ既存の子育て応援室や子育て支援センターなどをそのままにして看板だけを掛けかえていると思われるようなケースも見受けられます。設置場所のほうもさまざまに本庁舎とは離れた子育て支援関係の施設や、保険関係の管理センターなどが配置されている施設に子ども家庭センターを設置しているところが多いと感じました。

小矢部市では、保育コンシェルジュというものを配置して、保育園・こども園の紹介や入園に関する相談、保育サービスに関する情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスとを結びつける、そんなお手伝いもしているようでございます。

本町におきましては、既に母子保健と児童福祉の窓口が隣り合わせということもあり、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく、漏れなく対応しているのではないかなとは思われますが、町内の全ての妊産婦や子育て世代、お子さんを対象に母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援ができる環境の整備をより充実してほしいと願っております。

ぜひとも人員を拡充し、子ども家庭総合相談室を初め、子育て支援センターや子育てサポートセンターなど、子育て支援に関する関係団体の育成も視野に入れた構成になるように枠組みを広げて、総括ができるような、全国にも誇れるような子ども家庭センターを期待しております。

そこで質問でございます。

本町においても、子ども家庭センターを開設する予定はあるのか、町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 東議員の子ども家庭センターの開設をとの御質問にお答えいたします。

本町の子ども家庭相談の体制につきましては、令和3年1月の新庁舎の供用開始にあわせて行った組織改編時に、子ども家庭総合支援室を設置いたしました。

健康福祉部内に課ごとの仕切りを設けず、保健師、社会福祉士、管理栄養士、保育士等、専門職が多職種協働で連携し支援業務を行えるよう、体制強化を図ってまいりました。

それにより、妊産婦や子育て世帯に対して、早期からの予防的支援や保育園の入園調整など、母子保健と児童福祉が両輪で、支援を行う体制が整備されました。

あわせて、ひとり親や困窮世帯、障害や不登校の相談に対しても、教育、福祉分野等との協働による支援体制も進めております。

御質問の子ども家庭センターの開設につきましては、現在のところ、令和7年4月に開設予定としており、人員や体制の強化を進めております。

組織体制としましては、子育て支援課の子ども家庭総合支援室を、こども家庭センターに移行し、関係部局の職員もセンターに従事する予定でございます。

また、配置する人員につきましては、母子保健と児童福祉の双方の機能について十分な知識と経験を持つ統括支援員や、子供の年齢に応じた成長発達や愛着形成のケアができる保育士の配置、福祉全般において知識のある社会福祉士の増員も予定しております。

さらに、令和6年度より新たに創設されました、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得も進めており、職員のさらなる質の向上を目指しております。

今後、こども家庭センターが、子供を中心とした包括的な支援を切れ目なく提供できるよう、子育て支援センター等の関係機関を初め、地域でさまざまな支援活動を行っている団体などとともに、具体的な支援が届く体制を整備してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 再質問はありません。

非常に期待のできる答弁をいただきました。

来年度から開設ということで、特に、ほかの関係部署からの人員補強等々での体制強化、そして、包括指導員としての増員ということも少し期待ができる答弁でございましたので、何とぞ来年度以降、今までよりももっと子育て世代の方々の相談が、受け入れやすいような体制で、町民に喜ばれるセンターになればいいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

2つ目の質問は、中学校における特別支援学級の学習支援強化をと質問をさせていただきます。本町の中学校でも、特別支援学級を利用される生徒がふえてきていると思われま。

以前であれば、少人数できめ細やかなケアが可能だったのかもしれませんが、特別支援学級の人数がふえてくればそううまくいかなくなっているのではないかなと考えております。

ただ、たくさんの同級生たちと授業を受けることができたり、休み時間や給食をともにすることができると、まさにインクルーシブ教育の一環となり、生徒たちの人生の中では非常に有意義な時間と経験を積むことになるのではないかと考えております。

しかし、特別支援学級では学校の情報などは生徒だけでなく、各家庭に提供することはできても学力の保証という点では心配されている家庭もあるのではないだろうかと考えております。特に特別支援学級内では教科にもよりますが、学習到達度がよりばらばらで、教員への負担も大きいというふうに感じております。

そして、学校での学習のおくれを放課後に学外での学習支援機関に通って、別途有料で補っている。そういう必要があるんじゃないかなと考えているような親御さんもいると聞いております。中には、放課後等デイサービスに通う小学生は、宿題は放課後等デイサービスでできていますよと、そんな児童もいるようでございます。ただ、中学生では自発的に学習に取り組める生徒ならまだしも、ほとんどの家庭では保護者が補うところが多いのではないのかと思われま。ただ、共働き世代では、なかなかそれが難しいのではないかと、なおかつ核家族化された今、帰宅した保護者は家事に追われ子供に寄り添って家庭学習を支援できる家庭は少ないのではないかと思われま。また、中学での学習内容や学習レベルを考慮しても、各家庭で補うことはなかなか難しいレベルになってきているのではないかとも考えられます。

現在、本町の中学2年、3年生では、英語と数学だけは習得別のクラスを編成していると聞いております。もう少し細分化して、特別支援学級の生徒も今まで以上に、その中に入りやすい、そんなクラスをつくることはできないだろうか。自学自習できる生徒たちならば、間違いやすい問題や応用問題を中心にグループワークで質問し合ったり、教え合ったりすることで、学びも深まることも考えられます。

そして、基本問題から応用問題までを中心に教員が集団個別指導していくようなグループと、基本問題に特化していくグループとの、最低3グループぐらいは必要ではないかと考えております。このような3グループ編成が実現すれば、特別支援学級の生徒の何人かは、以前よりも同級生たちと一緒に学習する時間がふえるのではないだろうか、そんなふうにも思っております。

また、そのことにより、いつもは学習意欲の湧かない特別支援学級の生徒も、今まで以上に少人数対応で、よりきめ細やかな学習支援を受けることもできるのではないかと考えております。より学力も向上する機会を提供できるよう、強く要望したいと思っております。

そこで質問です。2学期以降に臨機応変に対応していく予定があるのか、もしくは来年度以降で、町独自の財源を活用して生徒の学力並びに学校生活のケアのため教員、並びに非常勤の外部講師などを採用して増員を図る計画、そんなものがあるのか、教育長に答弁を求めたいと思います。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 中学校における特別支援学級の学習支援強化についての御質問にお答えいたします。

まず、本町の特別支援教育の状況についてお話しさせていただきます。

本町では、さまざまな障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室といった、多様な学びの場を整備しています。

特別支援学級は、子供たちそれぞれの障害の種別に応じて設置しており、学習上や生活上の課題を克服するために、個々に応じた指導を行っています。令和6年度、本町には、小学校で計19学級、中学校で計6学級の特別支援学級があります。特別支援学級の学級編成の標準は、現在8人までとされ、複数の学年の子供が同じ学級に在籍することもあります。

特別支援学級では、基本的には小中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、子供一人一人に対して作成している個別の教育支援計画や、学習指導計画に基づき、特別の教育課程が編成できるようになっています。

実際、本町の特別支援学級におきましても、障害の程度や学年の違いなどにより、一人一人異なった教育課程を編成して時間割を組んでいます。その時間割には、通常の学級との交流学習の時間も含まれており、それぞれの障害の程度や個性に応じて交流学習の教科等を決定しています。

今回、議員から御提案のありました、通常の学級の英語や数学などの習熟度別のクラスをさらに細分化し、交流学習の一部として特別支援学級の生徒たちも一緒に一斉授業に参加させれば、より学習の効果が上がるのではないかとということにつきましては、特別支援学級の生徒の現状を考慮しますと、困難な面が多いと考えます。

習熟度別クラスの人数は、比較的少ないとはいえ、基本的には通常の学級の一斉授業であり、

個別の支援が必要な特別支援学級の生徒たちには負担が大きいと考えます。

2学期以降の対応として、現状の教育課程を変更したり、次年度以降に町独自で採用する教員を増員したりするなどの予定は、現段階ではございません。しかしながら、1学期に、宿題の出し方や定期テストの実施方法について幾つかの課題が見られましたので、2学期以降の改善について、該当の学校に指導、助言をいたしました。深い児童生徒理解をもとにした適切な指導方法について、教員の研鑽を図り、資質向上に努めてまいりたいと思います。

特別支援学級の学習においては、個別または少人数での学習を基本としています。そのよさを生かしながら、生徒一人一人の状態や発達段階に応じて柔軟に対応し、個々のニーズに応じて基礎学力の向上を図ってまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 今の答弁を聞いた内容の中でも、1学期の宿題の出し方やテストの内容うんぬんに関して、また2学期以降の変化がまた出てくるという答弁をいただいただけでも、また子供たちの中で、それぞれに合ったニーズに合わせたものが提供し、なおかつ子供の学びが深まっていくことを期待して、次の質問へ行かせていただきます。

それでは、3つ目の質問です。

中山間部におけるのるーと津幡の活用ということで質問させていただきます。

ことしの秋からエリアが拡大するのるーと津幡。200円、300円のエリアが生まれて、いよいよ本格的に中山間部の一部では運行が始まります。

昨年12月、スタートしたにもかかわらず、車両の増台、そしてエリアの拡大、そしてバス停の拡充と、のるーと津幡は今まで以上に町民に浸透してきているのかなというふうに感じております。

もっと乗りたくなる地域交通へステップアップするための課題の一つであった決済方法。これからは幅広いブランドでのキャッシュレス決済が可能となり、さらに便利になるということも発表されました。去年、当初は、現金のみでスタートして利用者にはおつりのないよう利用していただいた。そして途中からPayPayやLINEPayなども使えるようになりより一層スマホ利用者には使い勝手がよくなってきた。そんなことを感じておりました。そこへ来て、クレジット会社や各種PayにnanacoカードやWAONカードなど使用可能なカードがふえることとなったと情報が入ってまいりました。

これだけでも大変有益なことであり、地方における二次交通で交通系ICまでも使用できると、そんなふうになるとは、私は思ってもいませんでしたし、逆に奇跡に近いのではないかなというふうに考えております。個人的にはnanacoカードやWAONカード、そしてICOCAやSuicaなどの交通系IC、これが使えることで、クレジットカード等々をお持ちでない中高生などの利用、それも非常に使いやすくなるのではないかなと非常にうれしく思っております。のるーとのアプリを使ってスマホからスムーズに予約をできる方、こういう方々には、過去の履歴やお気に入り地点なんかを追加登録していくことでより一層使い勝手がよくなる。それを実感しておられる町民もいらっしゃると思います。

一方、スマホの機種によっては、のるーとのアプリがうまく関連できないのか、うまく使えないので、やむを得ず電話予約をしている人がいるということも既に皆さん周知のことかと思われる。予約の際に電話がなかなかつながらなかったり、電話対応者に土地勘がないこともあり

反対側のバス停を指示されたり、行きたいお店の名前を言っても最寄りのバス停をスムーズに予約できなかつたりと、いろいろと不満をお持ちの方もいらっしゃると思います。予約して今すぐ利用できるメリットは強いのですが、運営側からすれば計画的に事前予約の習慣がついていけば乗り合いバスとしてもっともっと有効に活用できるのではないかと課題も明らかとなってきていると思われまます。

今後、展開が予想される中山間部にはスマホをうまく使いこなせない方が今まで以上に出てくることは容易にわかっております。そこで中山間部では、地域交通のハブとなるような集落拠点を将来設けて電話予約の代行のみならず、簡単なスマホをちょっと手ほどきしてくれるような方がいるだけでもよいのではないだろうかと考えております。

当初は、公民館や地域の集会場が最適であると考えられます。その役目を今後まちづくりの一環として活用できないのかなと、そんなふうにも思ったりしております。地域交通の拠点となるハブに、将来的には郵便や小包や軽貨物の取次所として機能をどんどん持たせれば、集落の生活支援サービスの拠点となるだけでなく、買い物支援や見守りサービスにもつながると考えております。

私は、こののる一と津幡のことを考えると、本当に夢が広がって、どんどんどんどんあんなふうになったらいいな、こんなふうになったらというふうに考えている毎日を送っております。

特に中山間部においては、町営バスと福祉バスによる定時定路線の文化、これはなかなか変えることは難しいのではないかと思います。そこで、何曜日の何時には集落拠点の周辺にのる一と津幡の車両を計画的に待機させることができないかなというふうに思っておりますら、どうやら日時を計画的に予定して、1号車はこの時間にこの辺に通ってくださいとか、というような機能もあると聞いております。ならば、それを活用することで今後の中山間部へのエリア拡大の足掛かりとなり、津幡町全域でエリアを拡大できるようになるのではないかと考えております。

もう一つ忘れてならない問題がありまして、小中学生等の通学問題でございます。ほかの自治体では、定期を購入してもらい割安で利用してもらおうサービスや、有料もしくは無料でスクールバスを走らせることとしたケースもあるようでございます。

本町においては、福祉バスを朝と夕方はスクールバスとして活用し、お昼は福祉バスで活用すると。働き方側から考えれば、ドライバーの雇用形態も午前勤務と午後勤務の二体制するだとか、より働きやすい環境への整備の一助になると思われまます。

のる一との本質を活用しつつ、津幡町ならではの公共交通機関へと成長させていきたいと熱望しております。

そこで、3つの質問がございます。

1つ目、実現しましたキャッシュレス決済でございますが、導入をすることで、電波の弱いような中山間地でも使用が可能なのか。現時点で改善が求められるような問題点がないのかお聞きしたい。これが1点目。

2点目は、これからのる一と津幡をもっと活用してもらうために各地区で説明会を開催していくと思われまます、その際に、のる一と津幡でどんな目的でどんなところへ行きたいなどの簡単な市場調査をする予定なんかはあるのでしょうか。

そして3つ目、最後にデータ上で、利用頻度の高いバス停を曜日時間帯で考慮して、車両の待機場所もしくはドライバーの休憩場所を設定していくことは可能なのかを、生活環境課長に答弁

を求めたいと思います。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 中山間部における、のる一と津幡の活用についての御質問にお答えいたします。

昨年12月4日から運行開始しましたのる一と津幡ですが、多くの方に御利用いただく一方、議員の御質問にもありますように、多くの課題も見えてきております。毎日のように窓口や電話で、使い方などのお問い合わせや御意見をいただき、できるだけ丁寧に対応をさせていただいているところです。

これまではなかった新しい形の公共交通であり、町も、利用者も戸惑うことがあろうかと思いますが、課題に一つずつ向き合いながら、より一層御利用いただけるよう、日々検討を重ねたいと考えております。

まず、1つ目の電波の弱い中山間部でも使用可能かについてですが、ことし4月から、主にPayPayで二次元バーコードを使ったキャッシュレス決済の運用を始めており、ありがたいことに、毎月利用者がふえている状況です。この決済方法については、利用者のスマートフォンの通信を使って決済するもので、これまで通信による不具合の報告は受けておりません。

今回導入した新しい決済方法については、専用の決済端末の通信、場合によっては、利用者の通信も使って決済する方法となります。専用端末で利用する通信会社の情報によると、石川県内の高速通信の人口カバー率は、令和5年9月現在で99.62%となっております。しかしながら、特に中山間地では、サービスエリアマップに含まれていても、時間帯や電波状況などにより、実際は電波が届きにくい、または電波が届かない場所、いわゆる不感地帯があると考えられます。御自分のスマートフォンの通信が良好でない場合は、二次元バーコード決済も含めて、決済できないおそれがありますので、その場合は、大変申し訳ありませんが、現金を御準備いただくなど、あらかじめの御対応をお願いするとともに、町としてもその旨周知してまいります。

なお、専用端末の通信会社において、現在全国的に通信エリアの拡大を行っている最中であるため、徐々に不感地帯は減少していくものと思われませんが、通信会社へ改善調査要望もできるようですので、必要に応じて町からも働きかけていきたいと考えております。

2つ目の説明会で市場調査をする予定はあるかにつきましては、説明会においては、特にアプリの利用方法について、できるだけ丁寧に時間をかけて説明したいと考えていることから、時間に制限もあり、説明会での調査は難しいと考えております。

しかしながら、今回の運行区域拡大以降も含めて、運行範囲の拡大を行うほど、より効率的な運行が求められることから、利用者の乗車目的、行先、利用方法などは重要な情報となります。履歴情報から把握できないものも含めて、今後、必要に応じて別の形式で調査できないか検討したいと思います。

3つ目の利用頻度の高い場所を、車両の待機場所・休憩場所として設定できないかについてですが、現在は、駐車場所もあり、かつ、おおむね利用頻度の高い運行コースの中心であることから、待機場所や休憩場所は役場を設定しております。また、状況に応じてシグナスやアザレア、総合体育館など公共施設の駐車場も活用しております。

今後は、運行区域の拡大に伴い、運行コースの傾向も大幅に変わることも考えられることから、

運行の効率性や運転手の休憩等も考慮し、公共施設を中心に、必要に応じて待機場所等の設定を見直すことも考えております。

これまで、順調に利用者はふえておりますが、その分、時間帯によっては待ち時間が長くなるなど、課題もございます。運行区域を拡大することで新たな課題も出てくるとは思いますが、より使いやすい、もっと乗りたくなる地域公共交通となるよう課題解決に努めてまいりますので、皆さまとともに守り育てる地域の足として、引き続き、のる一と津幡への御理解と御利用をいただければ幸いです。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 再質問はございませんが、実際に説明会に何度かお手伝いに行った際に、個別で端末のほうを指導されているときに、必ず時間を持て余しておられるような町民の方が見受けられます。ぜひ、その時間等々を使ってですね、そんな大きな市場調査でなくても構いませんので、ちょっとしたメモ紙みたいなものを回して、市場調査も可能かと思っておりますので、また、いろんなことを検討していただいて、よりよいのる一になればいいなというふうに思っております。

以上で、3番、東 克彦の一般質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東 克彦議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

今回は、3項目について質問のほうをさせていただきます。

まず、1つ目、中学生の防災教育の現状と防災総合訓練への参加をとということで質問をいたします

昨年8月、羽咋市の邑知中学校において実施された同市の防災訓練が中学生を中心に実施されたことが新聞で報じられていました。訓練では、学校の総合学習で防災を学んだ3年生が、市長や消防団長らの役となり、災害対策本部を再現したほか、避難所や防災食などのコーナーを運営したという内容でした。

そして、ことし1月1日、能登半島地震が発生した際には、その訓練が実際に生かされたということです。避難所となっていた邑知中学校では、避難して来た中学生が避難所の開設を手伝い始め、率先して動いていたそうです。また、避難所開設に携わる同校の校長先生も生徒たちの姿を見て大変心強く感じたと聞きました。

後日、現場で活動した女子生徒の体験談が新聞に掲載されていまして、ここで紹介させていただきます。

避難所では、私たち中学生がお年寄りや体の不自由な方々の誘導、給水ペットボトル、毛布、テント、柔道場の畳の運搬、簡易トイレの設置や使い方の説明など避難者のサポートに取り組みました。突然起きた地震、困惑することもたくさんあったけど、夏休みに経験した防災体験学習で身につけたたくさんの知識のおかげで、避難者のためになったことと思います。たくさんの避難者の方々から、ありがとうと言われた時には、とてもうれしかったし、防災体験学習の大切さを改めて気づくことができましたという内容です。

このように、日ごろからの中学生の防災教育を通し、地域の一役を担っていこうとする心構え

が、今回の地震での活動に大変生かされた事例だったかと思います。

また、私自身もこの地震を経験して、改めて迅速な避難所の開設や受け入れ体制の重要性を認識したところであります。

そこで、質問いたします。

1点目、現在本町の中学生への防災教育の現状はどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。

2点目、来る9月29日日曜日には萩野台小学校で、避難所開設訓練が実施される予定です。また、11月には県の防災総合訓練が、津幡町を主会場として行われると聞いております。この機会に本町の中学生が授業の一環として防災への関心を深め、できれば今後、継続的に避難所運営の一役を担えるような活動を経験する機会を持ってないか、吉田教育長に答弁を求めます。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 小倉議員の中学生の防災教育の現状と防災総合訓練への参加についての御質問にお答えいたします。

小中学校における防災教育につきましては、学習指導要領の総則において、防災を含む安全に関する教育として規定されており、児童生徒の発達段階を考慮しながら、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行われています。

まず、1点目の御質問についてですが、中学生の防災教育の現状だけではなく、小学生も含めた学校での取り組みの状況についてお答えいたします。

本町では、火災や地震を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練、不審者が校内に侵入してきた際の対応訓練などを小学校の段階から行っており、校区の公民館や保育園と合同で避難訓練を行っている小学校もあります。

また、社会福祉協議会の災害ボランティア講座を活用したり、町の防災担当職員や防災士、日本赤十字社の方を講師として体験活動を行ったりする防災教育を各小学校で行っています。例えば、子供たちができるボランティア活動として、体育館が避難所になったことを想定して段ボールベットを組み立てる学習や、校区の備蓄庫やマンホールトイレを見学する学習などです。中条小学校や英田小学校では、実際に地域の方にも参加していただき、子供たちが一緒に体験活動を行っています。

それから、学校の教育活動以外にも、地区公民館の活動で、子供たちを対象とした防災教室や講座などを実施しています。例えば、避難所体験やハザードマップの学習、防災食をつくる子供クッキングやごみ袋でエプロンをつくる工作など、さまざまな体験活動を通して、子供たちへの防災教育を地域で行っています。

これら小学生の段階でのさまざまな防災教育や体験活動を経て、中学校入学後も、地震や火災を想定した避難訓練を消防署員立会いのもとに行ったり、不審者侵入への防犯訓練などを行っています。また、社会や理科の教科学習の中で、自然災害と防災への取り組みについて理解を深めています。

次に、御質問2点目の、本町の中学生が今後、避難所運営の活動を経験する機会を持ってないかということについてです。議員からの御提案の中にありました、能登半島地震の際に、中学校で

の防災訓練の経験が実際の避難所運営に生かされたとの報道には、私も非常に感心いたしました。学校における、防災を含む安全に関する教育の中で、災害時にみずからの命を守るための初動対応の重要性はもちろんですが、周囲の人と協力しながら避難所で自分たちができることへの積極的な行動につながる防災教育を推進していく必要があると改めて感じました。

今後、町の防災担当課や学校とも協議し、子供たちが発達の段階に応じ、周りの人の安全に配慮したり、地域の安全に貢献したりしようとする行動につながる取り組みについて検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほど、教育長から小中学生の防災教育の現状、それから今後、中学生にそういったような現場での体験ができないかということで、いま検討するといったような回答をいただきました。

今回、ことしの防災訓練についてというようなことで、お話を持っていったんですけれども、私もちょっと日程的にはことしはもう厳しいのかなっていうようなことを思いながらも、ちょっと質問させていただいたんですけれども、また来年以降、今後につながるような形で、中学生が防災総合訓練にかかわれるような、そんなような活動授業を行っていただければなと思っております。

それでは、2点目の質問にさせていただきます。地震被害による神社再建への支援はということです。

先月の新聞に、能登半島地震での被害に対し、石川県が復興基金を活用して、寺社仏閣の再建に最大1,200万円の補助をする方針を固めたとの記事がありました。そこには本来、政教分離の原則により、寺や神社の再建や補修に対し、公的支援は受けにくいとされていますが、今回、県が立案した再建事業では、各市町が地域コミュニティ施設として認定すれば補助を受けられる仕組みになると書かれてありました。

ことし元日に発生した能登半島地震では、地域住民のよりどころであり、祭りを初めとするコミュニティの拠点ともなる、町内にある多数の神社が大なり小なりの被害を受けたと聞いております。

私が住む加賀爪区においても、社殿の一部や鳥居、灯籠、境内周辺の玉垣が破損し、神社に訪れる多くの人たちは心を痛めていることと思っています。中でも、神社のシンボルともいえる鳥居は専門業者から倒壊の危険性が高いと指摘され、1月下旬に解体撤去いたしました。現在は、竹や杉板を材料に住民有志の手によってつくられた仮の鳥居が設置されています。加賀爪区では鳥居の再建について話し合いが行われていますが、多額の費用をどのような方法で捻出するかがネックとなり、なかなか話が前へ進みません。

今回、県が示した復興基金の基本メニューは、被災者の暮らしと地域コミュニティの再建に手厚い支援が特徴だと言われております。これは、被害に遭った地域にとって一条の光であり、住民を前向きな気持ちにさせるとともに、今後の神社再建に向け、大きく前進できる心強い支援であると思っています。

そこで、矢田町長にお聞きします。

今のところ、事業の詳細が決まっていないことは重々承知しておりますけれども、神社など地域コミュニティ施設の再建支援の概要や、これから本町がどのようなスケジュールで事業を進めていくのか、現時点でわかる範囲で結構ですのでお聞かせいただければと思います。

また、関連して、地震により破損した鳥居や灯籠等、既に撤去に要した費用の公的支援が、あるのかないのかについてもお聞きかせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 地震被害による神社再建への支援はどの御質問にお答えいたします。

石川県が創設いたしました、令和6年能登半島地震復興基金活用事業のメニューにつきましては、8月23日に行われました県知事と県内19市町長との意見交換会において、27事業の基本メニューが示されました。その1つとして、神社などの再建に係る地域コミュニティ施設等再建支援事業があり、議員のおっしゃるとおり、事業費の4分の3、最大1,200万円を補助する内容となっております。

その概要といたしましては、地域、集落における神社などの地域コミュニティ施設の再建に係る費用となっており、対象経費は、建物本体、電気・空調などの付帯設備及び外構修繕、地盤復旧などに要する経費と示されております。特に、外構修繕につきまして、どこまでが復興基金の対象事業となるのか、本町を含め複数の市町から県に問い合わせをしているところではありますが、現在のところ、詳細はまだ決まっております。

今後のスケジュールにつきましては、詳細が決まり次第、区長を通じて各区に連絡し、全体事業費を把握でき次第、速やかに、できれば10月に補正予算を計上したいと考えております。

なお、鳥居や灯籠等の撤去に当たっては、環境省の補助金を活用した公費解体や自費解体の対象となる場合がありますので、生活環境課までご相談ください。また、公費解体等に該当しない撤去や、既に修繕が完了し、費用の支払いが終わっている場合であっても、復興基金の補助対象となる施設等であれば、さかのぼって支援する方針といたします。

最後に、先ほどの竹内議員の答弁でも申し上げましたとおり、復興基金の用途につきましては、国のほかの支援制度の隙間となる事業が対象となっております。私といたしましても、地域コミュニティのシンボリック的存在ともいえる神社の災害復旧は、まさにこれに当てはまるものと思っております。復興基金活用基本メニュー及び、市町の裁量で実情に応じた使い方が可能な枠配分をできる限り活用し、支援したいと考えております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今答弁いただきました。神社に関しましては、鳥居があつての神社か、神社があるから鳥居があるのかといったようなことで、私といたしましては、切っても切れない、そういったような構築物かなと思っております。

また、町長のほうからは、枠内でのもしかしたら例外的な支援といったようなことも、もしかしたらしていただけるのかといったようなことで、期待をしながら、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問です。後づけのアクセルとブレーキ踏み間違い防止装置に助成をということで、お尋ねいたします。

現代の車社会を反映するかのように、高齢ドライバーがアクセルとブレーキを踏み間違えて、重大な事故を引き起こすニュースが、たびたび報じられております。

ことし6月には、富山県高岡市で、高齢男性の車が銀行に突っ込み、店舗入り口のガラス扉が割れた事故がありました。幸いにもけが人はいませんでしたが、一つ間違えれば人を巻き込む大事故になっていたかもしれません。

また、5年前、東京池袋で母子2人を含む11人の死傷者を出した事故では、運転していた当時87歳の男性に、実刑判決と多額の賠償が命じられています。

2019年のデータによると、このような踏み間違い事故は、65歳以上が占める割合が4割と報告されていることから、残りの6割は高齢者以外であり、どの年代でも起こり得る事故だということです。特に人の出入りが多いコンビニや大型店舗の駐車場では、より一層慎重な運転が必要となってきます。

現在、各自動車メーカーでは、衝突被害軽減ブレーキや、ペダル踏み間違い時に加速を制御する装置を搭載した車が多く発売されており。また、国においても来年6月には新車にアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の搭載が義務化される予定となっております。

以前、65歳以上の方に、安全装置のついた自動車への購入等に対し、政府による補助金制度がありました。2021年11月で申請受け付けが終了しております。また、一昨年の議会12月会議の一般質問において、小町議員が執行部に対し、補助金制度についての考えをお尋ねした際、執行部の回答として、町独自の制度は考えていない。今後の国の動向を注視し、高齢者の事故防止となる支援策を調査・研究するとの答弁でありました。

今回、私が提案しますのは、安全装置がついていない車、言葉は悪いですが、古い車になりますか、に対し、後づけによる誤発進制御装置や運転支援装置等搭載の助成です。誤発進制御装置とは、車体の前後に設置されたセンサーが障害物を捉えると、ランプの点滅や警告音などでドライバーに危険を知らせる装置です。また、運転支援装置は、踏み間違えると車の加速を抑制する装置です。費用はメーカーや車種によって異なりますが、高くても10万円前後だそうです。

年々、自動車価格も上昇し、安全装置の搭載分の費用も価格に反映されています。安全運転装置が搭載された車はいいことはわかっていますが、高齢ドライバーの方々にとっては、これからの先を考えると、買いかえることを躊躇してしまうのではないのでしょうか。

被害者はもちろん、悪意があったわけではない加害者のペダルの踏み間違いによる不幸な事故をなくすことが大切です。

つきましては、安全装置がついていない車に踏み間違い防止装置の搭載を促し、ドライバーに早急な対策を求めるためにも、時限措置による助成制度の創設を提案いたします。

以上、この提案について、担当部署の専門的見地の考えをお聞きしたく、本町の交通安全行政の先頭に立つ、細山町民生活部長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 細山町民生活部長。

〔細山英明町民生活部長 登壇〕

○細山英明町民生活部長 後付けのアクセルとブレーキ踏み間違い防止装置に助成をとの御質問にお答えいたします。

警察庁の統計によりますと、令和5年の交通事故件数は約30万8,000件で、交通安全啓発活動や車の安全技術の進化などにより、10年前の平成25年と比較すると半減しております。ペダル踏み間違いによる事故件数も減少傾向にはあるものの、交通事故総合分析センターの統計では、令和5年1年間で3,110件の事故が発生しており、その中で38人の方が命を落とし、4,343人の方が

負傷しているとのことでした。

ドライバーを年代別に見ると、70代が最も多く、20代、80代と続くことから、議員の御質問にもありますように、どの年代でも起こり得る事故であると認識しております。

一方で、先ほども申したように、車の安全技術は日進月歩で進化しており、これらの誤操作を抑止するための誤発進抑制装置や安全運転支援装置が備えられた車の普及は、事故減少には極めて重要であると考えております。国では、特に高齢運転者の事故防止及び被害軽減を図るため、安全運転サポート車普及促進事業補助金制度を令和2年3月から開始していましたが、残念ながら、令和3年11月末をもって終了いたしました。

安全・安心をうたう本町といたしましても、痛ましい交通事故を一件でも減少させるため、各種団体と協力しながら、交通安全啓発活動を継続的に展開しているところであり、それに加えて、国のような車の安全装置の普及への支援も、事故防止には有効な手段であると考えております。事故防止策のさらなる推進は、不幸な被害者や意図のない加害者を一人でも減らし、より一層、住んでみたい、ずっと住みたいと感じてもらいたい町になるためにも重要であることから、今後の国やほかの自治体の動向も注視しながら、安全装置搭載の助成制度を具体的に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今の部長の答弁では、制度創設を前提とする具体的検討といったようなことで、受け止めさせていただきました。

今後、制度設計に入っていくかなといったようなことを思っているんですけども、行政マンとしての腕前を発揮していただき、よりよい制度創設に向けて、また検討していただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、16番 河上孝夫議員。

[16番 河上孝夫議員 登壇]

○16番 河上孝夫議員 16番 河上孝夫です。

私は、令和5年7月集中豪雨による復旧状況について、また令和6年1月の能登半島地震による町の復旧復興の2点について一般質問いたします。

まず、1点目は、令和5年7月12日に発生した集中豪雨災害では、八反田川及び総門川の増水により、住宅被害は床上浸水136件、床下浸水278件、その他に加え、425件と大きな被害が発生しております。

また、町道及び河川では61件、また農地・林道では220件、下水道のポンプ場、倉見ほか2カ所、また川尻の浄化センター・住吉のポンプ場は電気設備の浸水による被害が発生しました。現在1年2カ月が経過しているが、それぞれの被害はどの程度復旧しているのか、また河川・農地など、特に笠池ヶ原の新三郎池など工事が進められていますが、現在何%ぐらい復旧しているのか、また町道・河川・農地の復旧のめどは、いつごろになるか、本多産業建設部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

[本多延吉産業建設部長 登壇]

○本多延吉産業建設部長 河上議員の令和5年度7月の集中豪雨による復旧状況についての御質問にお答えします。

昨年7月に発生した線状降水帯による豪雨では、本町が管理する道路や河川、下水道施設のほか、農地や農業施設に多数の被害が発生しました。

御質問の1点目、被害箇所の復旧状況についてですが、町では一定規模以上の被災箇所については国庫補助による災害復旧事業を活用し、財政負担を抑えつつ早期に復旧に取り組んでおり、この事業の対象箇所につきまして、現在の復旧状況を申し上げます。

まず、道路・河川につきましては、道路37件、河川24件の計61件が補助災害復旧事業として採択されており、令和6年8月末時点で56件が発注済みで、うち14件について復旧工事を完了しております。未発注となっている5件の工事につきましても今月中ごろには請負契約を締結する予定となっております。

次に、下水道施設についてですが、川尻地内の浄化センターにおいては、豪雨により水処理施設に汚水を送る役割のポンプ棟の地下部が浸水し、機械電気設備が被災いたしました。庄地内の住吉汚水中継ポンプ場においても同様で、地下部の機械電気設備が浸水しました。応急対策として、仮設ポンプと仮設制御盤を設置し、下水道の処理機能を維持しているところです。浄化センター並びに住吉汚水中継ポンプ場の本復旧は、日本下水道事業団と復旧業務の契約を締結しています。日本下水道事業団により工事は発注済みで、現在は工場で機器製作を行っており、令和6年度内の工事完了を目指し、工事を進めているところです。

次に、農地及び林道の被害箇所についてですが、農地207件のうち137件発注、うち4件が完了しており、残りの70件についても発注作業を進めてまいります。また、林道13件につきましても、復旧に向けた詳細設計について、県と協議を進めているところであり、今後発注準備を進めてまいります。

令和5年7月豪雨により被災した公共土木施設及び農業施設につきましては、今後も引き続き、関係機関との連携を深め早期発注・完成を目指し、地域の皆様の安全と生活の復旧に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

御質問の2点目、笠池ヶ原の新三郎池の進捗状況についてですが、県営老朽ため池整備事業にて施工中であり、事業費ベースで進捗率は80%となっております。内容につきましては、堤体工、底樋工、余水吐工、取水施設工が令和6年6月末に完成し、現在は湛水管理が可能な状況となっております。本工事の影響により、笠池ヶ原の営農については、一部では稲作のかわりに麦や葱の栽培が行われておりますが、令和7年度内には工事全体が完成する予定となっております。7月豪雨による復旧状況については、以上でございます。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫議員。

○16番 河上孝夫議員 今ほどは、本多産業建設部長には、集中豪雨による復旧が順調に進んでいるということで、大変安心をいたしました。

次に、2点目の令和6年1月の能登半島地震での町の復旧状況についての質問をいたします。

1月の地震では、津幡町では震度5弱の揺れで家がガタガタという音で家が揺れ、大変な思いを皆さんもしたと思います。私のうちも午後4時ごろ、テレビでは高台に逃げろ、逃げろという、津波が来るということで、テレビでは、一生懸命に津波の避難を呼びかけていました。そこで、私たち家族7人で津幡小学校へ避難しましたが、その時には約150台の車が避難していて大変驚

きました。また、夜9時ごろ、おさまったと思い帰宅しましたが、後で町の被害が明らかになり、大変大きな被害があったことを知りました。町では、町道391件、河川・公園など61件の被害があり、現在、復旧工事が進められていますが、まず最初に、今ほど住吉ポンプ場の影響により、都市計画道路住吉線、屋内温水プールアザレア前の道路は現在、片側通行となっておりますが、いつごろ全面通行になるのか。

また、その他の町道についても早急に復旧すべきではないでしょうか。また、町道・河川は現在何%ぐらい復旧しているのか、また残りの工事についての完全復旧はいつごろになるのか、また建物の被害の状況はどのようになっているのか。

7月豪雨と同じ質問ですけれども、本多産業建設部長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 令和6年1月の能登半島地震による津幡町の復旧状況についての御質問にお答えします。

1月1日に発生した能登半島地震では、下水道管の破損や管理設部の地盤液状化による道路面の陥没や沈下が多数発生いたしました。地震発生から8カ月が経過した現在でも新たな陥没等が発生しており、町では道路パトロールの強化や、住民などからの通報により迅速に対応し、道路交通の安全確保に努めているところです。

屋内プールアザレア前の町道庄51号線につきましても、道路に埋設された下水道管が破断し、管内に土砂が流入し、道路舗装の下に空洞ができ、陥没が発生したもので、交通安全上危険と判断し、片側交互通行としております。長期間の交通規制となり大変御迷惑をおかけしていますが、当区間の復旧については、7月末に国の災害査定を受け、今後は詳細な復旧工事の設計を行い、10月初旬までには工事の契約締結を目指し、令和7年1月末までの工事完了を見込んでおります。少しでも早く交通規制を解除できるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。そのほかの町道におきましても、陥没等の発生時には速やかに現地の確認を行い、必要に応じ業者への修繕依頼を行い、早期復旧に努めております。

しかしながら、県内全域で同様の被害が発生している状況であり、修繕業者も多忙をきわめていることから、復旧まで時間を要する状況となっております。

また、アザレア前と同様に下水管の復旧工事が必要となる路線も多数あり、全ての舗装復旧を完了するまでには相当な時間を要するものと考えております。陥没や沈下により通行が危険な箇所についてはセーフティコーンの設置などにより、今後も引き続き安全対策を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

町道や河川の復旧状況につきましては、道路13件、河川1件の計14件について補助災害復旧事業により復旧する予定としており、8月末時点で6件が発注済みで、このうち路面陥没により地震発生時から片側交互通行となっていた清水丘陵線については7月末までに車道部の復旧を終え、交通開放しております。

また、現在も沿線住民に対して避難指示が継続している町道緑が丘17号線につきましては、早期の復旧、避難指示の解除を目指し、仮契約の締結を予定しております。

そのほかの被災箇所につきましても、早期の査定、発注を目指しておりますが、復旧完了の時期は見通せない状況となっております、現在の復旧率につきましては約7%となっております。

次に、建物被害の状況について、災害救助法による緊急修理及び応急修理について御報告いたします。

緊急修理は、住宅が地震で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、屋根、外壁等の必要な部分に対して、ブルーシート張り等の修理を町が行い、1件当たり最大5万円の補助を行うものです。

被災直後の1月3日から4月30日まで受付を行い、430件の申請がされました。

応急修理は、準半壊以上の罹災証明を受けた住宅において、日常生活に必要不可欠な部分を修理する場合、住民からの申込みに基づき町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓・台所・トイレなどが対象となり、準半壊の場合、34万3,000円以内、半壊以上の場合、70万6,000円以内の補助になります。完了期限は令和7年12月末までとなっており、8月末時点での申し込みは、準半壊で60件、半壊以上で24件となっております。その内、完了報告を受けているのは約6割となっております。

最後に、公共土木及び農林施設災害復旧事業の施工に当たって、町内事業者を中心に大変な努力をいただいていることに敬意と感謝を申し上げます。引き続き、災害復旧事業の施工に対し、協力をお願いするとともに期待をしたいと思います。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫議員。

○16番 河上孝夫議員 今ほどは、本多産業建設部長から、まだ復旧については道半ばということで、今後とも産業建設部初め、町の職員の皆さん方に敬意を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、16番 河上孝夫議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、質問させていただきます。

1番目は、学校給食費の無償化についてでございます。

食料品、ガソリン、物価が高止まりしております。戦争、円安など世界情勢の影響、我が国の輸入依存の状況等から、物価高がすぐに下がっていくことはない状況です。

文科省調査によりますと、学校給食費について全国の自治体、約1,700のうち、公立小中学校の児童生徒全員の給食費を無償化している自治体が、約3割の547あり、6年ほど前から約7倍にふえています。

自治体の財政状況に不均衡がある中、全国一律に国の負担でやっていただきたい。津幡町議会でも国に意見書を提出しました。

石川県では、加賀市、小松市、七尾市、穴水町、珠洲市が小中学校の給食無償化となっております。近隣では、かほく市と内灘町が、2学期から中学校の給食費を無償化することになりました。内灘町の中学生は約720人、かほく市は約900人が対象とのことでした。

一方、津幡町の場合は、多子世帯への補助にとどまっています。この給食の無償化について質問の主旨は、批判とかではなく、町民や当事者である子育て世代に町の状況や方向性について理解が進む、そういう一助になればというものでございます。

1番目の質問です。

財政について、かほく市と内灘町が中学校の給食無償化を行い、津幡町がまだ行わないことは、財政的な課題があるからと推察します。

津幡町、かほく市、内灘町の3市町の財政状況について、令和4年の決算シートを見ますと、財政力指数は津幡町がトップであり、かほく市の財政調整基金、積立金が多いのが目立ちますが、津幡町は、3市町に比較して財政状況がよくないようには思えません。

自治体には、福祉優先やインフラの更新必要など個別的な事情があります。例えば、津幡町は耐用年数を越えた橋が多いとか、上下水道が長いなどです。令和4年度の決算シートの目的別歳出の土木費について、かほく市、内灘町は、10.6%、14.2%に対して、津幡町は19.3%と多くなっております。また、民生費については、かほく市、内灘町は、38.4%、34.6%に対して、津幡町は30.5%と少なくなっております。

もちろん、財政の数値は、ある一時点だけでなく、推移の流れも見ないといけません。津幡町は、ほかの予算の見直しを行うことで、給食無償化に必要な予算を捻出することが難しいということであれば、津幡町の財政のどのようなところ、特徴が問題となっているのか、町長に御所見を伺います。

2番目の質問でございます。給食無償化を実現するための新たな財源確保についてお聞きします。

1、ふるさと納税など税収をふやす、新たな政策など模索しているものがありますでしょうか。

2、ある自治体では、子育て支援基金条例というものがあります。子育てに関する施策の財源を安定的に確保し、具体的な支援活動に資金を充てるための基金です。子育て支援施策の財源となり、計画的かつ継続的な支援を行うために使用されます。基金には、自治体の一般財源からの拠出のほか、企業や地域からの寄付もあるようです。

こういった津幡町の子供のため、子育てのための基金を設置することに関し、町長の御所見を伺います。

3番目の質問でございます。津幡町の中学生は、3市町と比べて一番多く、約1,100人いらっしゃいます。1食340円として、中学給食無償化には年間8,500万円かかります。例えば、無償化をある1学年からやってみるとか、期限を区切ってやってみるなど、段階的、部分的に無償化を行うことについてどのようにお考えでしょうか。町長の御所見を伺います。

4番目の質問でございます。不登校の児童生徒が約100人、津幡町にもいるということでしたが、その子供たちも成長著しい時期であり、昼食についてのサポートが必要と考えます。

1、教育支援センターに通っている人たちの給食は、どのようなものでしょうか。栄養、バランス、量、価格など同じものでしょうか。

2、そこにも通えない子供たちは、自宅で昼食をどのような内容のものを食べているのか、家族の負担など、実態をつかんでいますか。

こちらについては、教育長にお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員の学校給食費の無償化についての御質問にお答えいたします。

本町の学校給食費の無償化への現時点での考えにつきましては、先ほどの塩谷議員へのお答え

のとおりでございます。

御質問の1番から3番までのまとめたお答えとなりますが、現在、本町は、令和5年7月豪雨や令和6年能登半島地震の災害復旧も道半ばであること、また、さまざまな事業が進行している中で、優先的に進める必要があるものへの財政状況や、財源確保などを鑑み、総合的に判断をしております。

決して、子育て世帯の経済的負担の軽減への取り組みをおろそかにしているわけではございませんことを、御理解をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、かほく市と内灘町が2学期からですか、中学生の給食費を無償化にするという方針のようでございますけども、経済的にどうこうということではなく、それとは違う、やはりいろんなものがあるんであろうというふうに、私は思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 私からは、不登校の児童生徒の給食に関する御質問にお答えいたします。

1点目の、教育支援センターに通っている児童生徒の給食につきましては、教育支援センターでは給食の提供は行っておりません。通室生は、昼食が必要な場合は各自で持参することになっております。

2点目の、教育支援センターにも行けない子供たちは、自宅でどのような昼食を食べているか、また家族の負担はどうかなど、実態をつかんでいるかということにつきましては、教育委員会として実態把握をしております。学校が家庭との連絡の中で食事や睡眠など生活の状況を把握する場合があります、ケースによっては、情報を共有することもあります。

私からは、以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 自治体それぞれの優先事項があるということは、そのとおりでございます。また、いろいろ今後の方針を、また総合計画等でお聞きをしたいと思っております。ありがとうございます。

2番目の質問に行きます。安心安全な学校給食につきまして、学校給食の無償化をしても、品質や量を落とすのであれば意味がなく、成長過程にある子供たちの給食は、まず安全で、安心で、栄養が高くおいしいものにしてほしいと考えております。

戦後、日本の食生活は大きく変化し、伝統的な和食から肉や乳製品、小麦、砂糖を多く含む西洋風の食事がふえてきました。昔はあまり見られなかった子供たちのアトピー性皮膚炎やアレルギーの増加には、食の変化や加工食品に含まれている食品添加物の日常的な摂取、農薬などが影響を与えている可能性が指摘されております。

発達障害の症状の増加についても、検査体制の充実のほかに、食の変化や一部の研究では、除草剤などの農薬が、胎児期や幼児期の神経系の発達に悪影響を及ぼす可能性があるという示唆されています。

また、輸入食料への依存体質の問題もあります。輸入小麦でつくったパンから、発がん性の疑いのあるグリホサートが検出されるということがありました。国内産小麦のパンからは検出されませんでした。日本では認められていない収穫後の農薬の噴霧が疑われました。日本向けの牛肉

には、日本では禁止されている乳がんの原因となるホルモン成長剤が使われているとの事例もあります。

遺伝子組み換え食品の表示も消費者にはわかりにくくなり、いまや日本では安心安全な食材を手に入れることが難しくなっているのではないかという声があります。

添加物や農薬や遺伝子技術の食の安全評価については、EUは予防原則を強調した考えをしておりますが、日本は使用実績に基づいた評価を重視しております。結果、日本が都合のよいマーケットとなっている面があります。安全だけでなく安心な食を実現していくには、EUのように予防原則の考え方を重視してEUに合わせた対応をしたほうがよいと思われま

す。そんな中、2022年に農林省は、みどりの食糧システム戦略を開始し、2050年までに化学肥料の使用量を30%低減し、農薬の使用量を50%低減する目標を立てました。国の政策として化学肥料や農薬の使用を削減する有機農業を推進することを明確に示しました。

あわせて農林省は、オーガニックビレッジという有機農業を支援し、その作物を学校給食に取り入れることを推進することを含むもので、応募する自治体を集めております。地産地消の促進、地域経済の活性化、食育の推進、食材選び、命と自然の循環、感謝、そういう哲学を子供たちに伝える役割も果たします。

農薬、化学肥料を減らす有機農業は、世界的な流れです。ちなみにお隣の韓国では、幼稚園から小中学校まで、農薬、化学肥料、抗生剤、抗菌剤などを最小化した農産物、畜産物の100%実施を原則としています。また、韓国では、憲法により給食は全て無償となっています。

石川県では、羽咋市、珠洲市、加賀市がオーガニックビレッジに名乗りを上げており、有機農業と学校給食を連携し地域活性化を図ろうとしています。

我が津幡町の総合計画では、消費者ニーズに合った安全で安心な農産物の生産の拡大を図る、農業振興の施策においては、安全で安心な農産物の供給を図るため、有機農業を推進し、化学肥料や農薬の使用量の低減化を促進しますという文言が見られます。

しかしながら、実際はなかなか進んでいないように思われます。目標を決めて、達成度合いを評価をする指標、KPIが設定されていないからと考えます。

50年後、100年後の将来を思う時、持続可能な農業、自然に優しい農業、自然豊かな津幡町の環境、地産地消の大人と子供たちのつながり、安心な給食、心身ともに健康な子供たちが笑顔で地元産の物を食べている、そのような明るい未来が広がっていきます。

1番目の質問でございます。安心安全な学校給食を推進していくことについての町長の御所見を伺います。

2番目の質問でございます。総合計画にあるような、安全で安心な農産物の生産の拡大、有機農業を推進し、化学肥料や農薬の使用量の低減化を促進するに対して、具体的にどのように推進していくのか。町長の御所見を伺います。

3番目の質問です。農業振興政策についてですが、安心安全な給食を推進していくために、例えば、コウノトリと絡めて、オーガニックビレッジに参加するなど、新たな総合計画の中で、チャレンジ的な農業振興政策を策定することについての町長の御所見を伺います。

4番目の質問でございます。学校給食の備蓄の活用についてでございます。津幡町ではアルファ米1万5,650食の備蓄があるとされていますが、人口は約3万7,000人です。大災害が起きれば、すぐにスーパーから食品が消えます。サプライチェーンが止まるような災害となれば、1週間分

ぐらいの備蓄では奪い合いになります。

例えば、全町民の1カ月分でも、半年分でも、玄米をJAと提携し倉庫で確保している状態があると全町民が安心できます。

ある自治体では、災害時の備蓄米について学校給食を活用したローリンクストックを行うことを検討しているという話を聞きました。このような学校給食を活用するなど備蓄の充実について、町長の御所見を伺います。

以上、よろしくお願いたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 安全安心な学校給食についての御質問についてお答えいたします。

1番目の、安全安心な学校給食を推進していくことについてですが、学校給食は、育ち盛りの子供たちの心身の健全な発達のために、非常に大きな役割を担っていると私は考えております。人間の体は食べ物からできていると言っても過言ではありません。特に成長期にある子供たちにとっては、給食は安全安心な食材を使用したものであることが必要だと考えております。

本町では、既に平成21年度から、小中学校の学校給食で週に4回、農薬や化学肥料の使用を低減した津幡産のお米を使用しております。これは、本町の農業振興への取り組みとあわせまして、子供たちにより安全安心でおいしい給食を提供したいという考えで実施しているものでございます。

また、学校給食は、人が生きていく上で生活の基本となる食事や、食文化を伝える大切な教育活動の一環でもありますし、御家庭での食事の栄養バランスを補填するものでもあると私は考えております。

次に2番目の、安全で安心な農作物の生産の拡大などをどのように推進していくのかについてでございますが、令和5年3月に県と県内19市町が共同で、石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を、みどりの食料システム法に基づき、いしかわの食と農業・農村ビジョン2016の重点課題である、環境と調和した農薬の推進を踏まえて策定しております。基本計画において、県内の環境保全型農業取組面積の目標は、平成27年の6,042ヘクタールを基準とし、令和7年には1万3,600ヘクタールと設定しております。

現在、本町では、31の農業者が環境保全型農業に取り組んでおり、環境負荷低減事業活動の具体的な取り組みとして、耕畜連携や食品残渣等のバイオマス資源の利活用による土づくり、天敵による害虫防除、リビングマルチを利用した雑草・害虫防除、夜間の照明による害虫の防除、土壌診断や堆肥の活用を農業者や関係団体と連携し推進してまいりたいと思います。

次に3番目の、農業振興政策についてですが、オーガニックビレッジ宣言をするには、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを進める必要があります。しかしながら、農業者の作業負担増加や単収減少などの問題があることから、農業者や関係団体と連携し、調査研究してまいりたいと思います。

また、令和5年度からは、次世代を担う子供たちに対し、環境保全型農業に対する理解を促進するとともに、需要を拡大し生産拡大につなげることを目的として、学校給食に化学肥料や化学合成農薬の使用量を標準的なものからそれぞれ5割以上削減して生産される特別栽培米を提供する取り組みを進めております。今年度も小中学校の米飯給食に、町内産の特別栽培米を提供する

予定にしております。

次に4番目の、ローリングストックによる町の災害備蓄米の学校給食への活用についてであります。備蓄米の食品ロスを防ぐことや、子供たちの防災教育を推進する取り組みの一環としても、今後検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 町長の人間は食べたものからできていると、全く同感をいたしまして、ますます子供たちの未来のためにですね、私も微力ながらやりたいと思いますし、ぜひよろしく推進していただきたいと思います。

では、3番目の質問に行きたいと思います。津幡町の積極的な定住促進政策の推進につきましてです。

日本の人口減少、少子化が加速しております。どの自治体でも将来予測を見直しながら、今後のまちづくり計画と政策に工夫が必要になってきております。

人口移動の加速は、明治維新、鎖国をこじ開けられ、世界列強のグローバル化に巻き込まれていくところから始まりました。

農村から都会へ、人・物・金・情報が移動し、そこで集積していきます。日本全体で見れば、東京と石川県、同じ構図が石川県内では、金沢市とその他自治体、同じ構図が津幡町では、中心市街と中山間地域となります。地方は、子供たちを都会に送り出す供給地となってきました。

そしてなかなか戻って来ません。これは資本主義の不均等発展とも言われ、この流れに対抗できるのが、唯一、政治の力です。

全国の自治体が同様の問題を抱える中で、特色ある住みよい魅力的なまちづくりを通じて、移住者、転入者をふやし、転出者を減らすことに挑戦し、成果を出している自治体があります。例えば、隣のかほく市です。

津幡町の人口は、14年前から増加の伸びが止まり、微減傾向にあります。かほく市は、2016年に増加に反転し、9年連続で増加しています。1,000人当たり出生数も津幡町は、8人台から6.8人に減ってきており、かほく市は7人台から逆に8.5人にふえてきております。

かほく市は、かほくイオン、石川看護大学、山側と海側の道路整備、無料化したのと里山道路からノンストップで金沢市にアクセスする時間短縮、地価が津幡町よりも安いことなど、自治体の分析を行い、将来ビジョンを明確にし、定住人口増加プロジェクトとして、施設整備や通学定期の補助、若者定住の奨励金などハード・ソフト両面で、子育てしやすい町というブランディングを時間をかけてやってきた成果が出ているのだと考えます。

津幡町も金沢市に隣接するという地の利、駅の数、豊かな自然環境、伝統、心優しい人たちと新しい方との混住化コミュニティー、石川高専、星稜大学の進出などを生かした独自の津幡町の定住促進政策をきっちりとおつくりしていけば、近隣に負けないポテンシャルのある町であると考えております。

1番目の質問でございます。かほく市が人口がふえ、津幡町が維持から微減している、この人口の推移の原因をどのように捉えていますか。町長の御所見を伺います。

2番目の質問でございます。令和2年改訂の津幡町人口ビジョンにおいて、2010～2015年の津幡町とかほく市の人口移動について、すでにかほく市への転出が26人多くなっております。

そこで、1、津幡町からかほく市に転出した人数と転入した人数の直近の数を教えていただきたいと思います。

2、その主な理由についてアンケートなどで把握していますか。教えていただきたいと思います。

また、3、不動産業者が津幡町とかほく市をどのように伝えているか調査をしたことがありますか。

4、かほく市の、若者マイホーム取得奨励金のチラシと津幡町の、定住促進支援制度のチラシを比較するとアピール度がかなり違いますが、見直しを検討したことがありますか。

5、若者が家を購入する際に、かほく市と津幡町では、一般的に説明すると金額的にどれくらい違うのでしょうか。

これらを分析して課題をどのようにとらえ、対策を行っているかお聞かせください。

これは、総務部長をお願いします。

3番目の質問でございます。

津幡町の中山間地の定住促進についてですが、農村定住奨励金制度について、

1、最近の3年間の応募状況はどうか。また、その実績に対する自己評価を教えてください。

2、この制度に、空き家の活用、耐震リフォームを適用したり、不耕作地をセットで提供することを組み合わせたり、あるいはこの奨励金額を拡大したりする、制度を拡充していくことは可能なのでしょうか。教えてください。

3、農水省では、農山漁村振興交付金を使った農山漁村発イノベーション整備事業というものがあります。そこには、交流人口ではなく、定住促進に結びつくものもあります。例えば、富山県立山町の空き家の所有者と建物賃貸借契約を結び、定住促進施設を改修し、地域おこし協力隊員を募集し、若者や自伐型林業者を受け入れた事例があります。津幡町の豊かな自然を生かし、ターゲットを都会の田園回帰志向の若者、子育て世代に絞るなど、農林省の事業の活用も含めた定住促進政策が考えられますが、このようなものは担当課の職員のアイデアで進めることができるのでしょうか。より上位のプロジェクトのような形でないと進められないのでしょうか。どのようにして進めていくのか教えてください。

総務部長にお聞きします。

4番目の質問ですが、空き家対策について、1、かほく市では、マイホームとして空き家を取得した場合、住宅改修費用の限度額を30万円から100万円に引き上げ、空き家を1件でも少なくし、水道管破裂を防ぎ、定住促進にもつなげる制度をやっていますが、津幡町の場合、改修費用の補助は幾らでしょうか。

2、福井県美浜町では、空き家対策に取り組むNPO法人ふるさと福井サポートセンターと行政が連携して、町に存在する400件以上の空き家を洗い出し評価し、所有者にアプローチし、移住者と空き家をマッチングさせるツアーをやって実績を出しております。ツアーは毎回、満員です。理事長の話を私もお聞きしましたが、集落の区長や住民との説明会も丁寧に行い、集落のしきりなども理解した上で、定住につなげております。空き家の活用は、朽ちていく時間との勝負で、いずれ空き家になる予備軍も把握して、町全体の空き家をサポートしております。

そこで、1、現在、津幡町の空き家の数はどれくらいありますか。

2、その所有者、場所、どの程度の物件なのか把握しておりますでしょうか。

3、また、津幡町で空き家が、解消された件数は、どれくらいあるのでしょうか。

4、美浜町では空き家対策のノウハウを教えております。津幡町でもやったらよいと考えますが、いかがでしょうか。

総務部長にお聞きします。

5番目の質問です。

津幡町は、定住促進政策について、現状の把握と課題を立てて、市街地と中山間地域の両方で、しっかりと戦略と戦術を立て、それを行う専門チームをつくるなり、もっと積極的に行うべきではないかと考えますが、町長の御所見を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 積極的な定住促進政策の推進についてとの御質問のうち、私からは御質問の1番目と5番目についてお答えいたします。

まず、御質問の1番、かほく市、津幡町の人口の推移の原因をどう捉えているかについてお答えいたします。

かほく市の人口推移につきまして、2013年と2023年の3月末で比較いたしますと、住民基本台帳では約900人の増加となっております。地域ごとに見ますと白尾や秋浜などで増加が顕著であり、合併前の旧七塚町で1,000人近い増となっております。また、石川県立看護大学が所在する学園台も500人を超える増加となっております。かほく市の中にあつて、これら地域の人口増として考えられる要因の一つとして、地価の安さがあげられると思っております。

例えば、50坪の宅地を、町内で人口増が顕著な太田で購入する場合と、先ほど述べましたかほく市の白尾や秋浜、学園台などと比較しますと、50万円から250万円ほどの差となり、マイホームを求める世代にとっては大きな魅力に映るのではないかと考えております。

一方、本町の人口推移につきまして、同様に2013年と2023年の3月末で比較しますと、約250人の減少となっております。社会動態、自然動態の別で見ますと、社会動態では約390人の転入超過となっている一方、自然動態では約650人の死亡超過となっており、これが維持・微減の原因となっております。

次に、御質問の5番、定住促進政策について、戦略と戦術を立て、専門チームをつくるなど、もっと積極的に行うべきではないかにつきましてお答えいたします。

定住を促進するに当たっては、住宅の取得などにかかる補助金だけでなく、子育て支援や教育の充実、健康増進、雇用創出、観光振興、都市基盤整備など、複数の部門が関係し、町の魅力や活力を向上させることが不可欠であります。現在まさにそのための施策、事業を展開しているところでございます。これらの効果が人口の維持・増加に反映されるにはまだ時間を要すると考えておりますが、今後も未来を見据えたまちづくりを進めてまいり所存でございますので、御理解をお願いいたします。

それから、今も地価の話もちよつとしましたけれども、不動産屋さんから若い方々が、かほく市を選ぶ方が多いという話もちらつと耳にすることがございます。不動産屋とその若い方々がしっかりとマッチすれば、目の前にある物件が100万円、200万円安ければ、かほく市と津幡のどちらを選びますかという、そっちの安いほうを選んでしまう。そういうふうなことになっている

んかなという、そういう心配はあります。

ただ、よく考えいただくならば、津幡町のほうがずっといいところなんだよと、かほく市のことを言うわけじゃないんですけれども、ほかの地域と比べても、津幡は金沢に隣接していて中心部まで車で20分で行けますよと、ほかの町から行ったら10分も15分も余分にかかるんですよと、それが、毎日毎日往復すると30分違うんですよと、1カ月にどれだけに違いますか。1年間でどれだけ違いますか、楽ちか津幡っていうところに、冊子には、そういうことも書いてあるんで、また読んでいただければありがたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 私からは、御質問の2番から4番についてお答えいたします。

まず、御質問の2番のうち、直近のかほく市との転出・転入数につきましては、令和5年度でかほく市への転出は82人、津幡町への転入は68人で14人の転出超過となっています。

次に、その主な理由についてアンケートで把握しているかにつきましては、転出者を対象としたアンケートは実施していないため、その理由は把握しておりません。転入者につきましては、住宅取得等奨励金の利用者にアンケートで、津幡町で定住することを決めた理由はなんですかと聞いており、このうちかほく市からの転入者で最も多かった理由が、交通の利便性が高いからで48%でした。なお、かほく市以外から転入した方の回答として最も多かったのが、土地価格が安価だからで49%となっており、土地の価格が居住地の選定に当たり、重要な要素となっていることがわかります。

次に、不動産業者が津幡町とかほく市をどのように伝えているかにつきましては調査したことはございませんが、先ほども町長が述べたように、私には間接的にはございますが、かほく市は土地が安価だと言っていると聞いたことがございます。

次に、かほく市の若者マイホーム取得奨励金のちらしと津幡町の定住促進支援制度のちらしを比較してアピール度がかかなり違うとの御指摘に関しましては、アピール度が低いとされたチラシは、企画課窓口で問い合わせ対応用として配布しているもので、複数の支援制度をA4用紙1枚にまとめた簡便なものです。これ以外に、令和4年度に定住促進のためのガイドブックとして、全20ページ、フルカラーの楽ちかつばたを刊行しています。本ガイドブックは移住に向けた各種施策の紹介のほか、移住者インタビューや近隣市町と比較した交通、土地価格の優位性も掲載しており、御覧いただければどなたにもアピール度が伝わる内容になっていると自負しております。

次に、若者が家を購入する際にかほく市と津幡町では一般的に説明すると金額がどれくらい違うかにつきましては、かほく市と津幡町とで住宅建築に要する費用には大差がないことから、宅地の取得費の観点からお答えいたします。

町長の答弁でも触れておりますが、例えば50坪の宅地を、国・県から公示されている地点の価格で算出しますと、津幡町北中条で約1,050万円、庄で約750万円、能瀬で約490万円となります。対してかほく市のうち、旧宇ノ気町の宇野気で約550万円、旧七塚町の遠塚で約470万円、旧高松町の学園台で約350万円となっており、この宅地価格の差が家を取得する際の差額になります。

これらを分析して課題をどのように捉え、対策を行っているかにつきましては、相手をかほく市に限定した対策は行っておりません。町長答弁にもありますように未来を見据え、定住の促進

に結び付くよう、魅力や活力を向上させる施策・事業を展開しているところです。

御質問の3番目、農村定住奨励金制度について最近の3年間の応募状況につきましては、令和3年度から5年度の利用実績は1件でした。この実績に対する評価といたしましては、40歳未満の世帯員を含む2人以上世帯が対象集落に定住という奨励金の要件が想定より厳しかったと考えるほか、住宅取得等奨励金の要件も同時に満たす方は、補助金額がより高額となる住宅取得等奨励金の利用を選択されることが影響していると考えています。なお、住宅取得等奨励金の対象者で、農村定住奨励金の要件である対象集落で住宅を取得された方、すなわち農村定住奨励金の対象者でもあった方は3カ年度で22世帯でした。

次に、この制度に、空き家の活用、耐震リフォームの適用、不耕作地をセットに、あるいは奨励金額を拡大したりするなど制度を拡充していくことは可能かにつきましては、本補助金要綱の期限を令和8年12月末に迎えることから、支援の内容、意義、効果、中山間地以外との公平性など考慮の上、制度設計したいと考えています。

次に、農山漁村発イノベーション整備事業の進め方につきましては、都道府県や市町村が計画主体となり、活性化計画や事業実施計画を策定、事業採択を受け実施するもので、実際に河愛の里キンシュレの建物や周辺施設整備で活用をしております。今後も該当の施設や事業があれば、積極的に活用したいと考えております。

御質問の4番目、空き家対策についてお答えいたします。

初めに、津幡町の場合、空き家の改修費用の補助は幾らかにつきましては、空き家の改修に特化した補助メニューはございませんが、その他の補助金で適用できるものがあります。住宅取得等奨励金の増改築に該当する場合は最大で80万円が、結婚新生活支援事業補助金に該当する場合は最大60万円が、さらに三世代ファミリー同居等促進事業補助金の対象にも該当する場合はさきの2つの補助金に上乗せして交付されることになります。

次に、現在、津幡町の空き家はどのくらいかにつきましては、平成30年住宅土地統計調査の結果によれば、空き家数は1,500戸、空き家率は10.4%と推計されています。住宅土地統計調査は全数調査ではなく、統計学的手法により数・率を推計するものであるため、その所有者、場所、物件の程度については把握しておりません。

次に、津幡町で空き家が解消された件数はどれくらいあるかにつきましては、さきに述べましたとおり、町内の全空き家情報を把握しているわけではありませんのでわかりません。またその解消につきましても全てを把握することは困難だと考えております。町の取り組みにより解消した件数としては、空き家バンク関連では10年間で27件となっています。

最後に、美浜町では空き家対策のノウハウを教えているが、津幡町でもやってはどうかにつきましては、美浜町に内容を問い合わせたところ、町としてノウハウを教えているということはないが、ふるさと福井サポートセンターが自治体を対象にノウハウを教えているとのことでした。

空き家の解消に当たり、その把握やマッチングなどは知識、経験、個人情報、マンパワーの観点から行政のみで行うことは難しいと感じており、抜本的な空き家問題の解消には民間活力や地域との連携・協力が不可欠だと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な回答ありがとうございます。

私もかほく市を敵視しているわけじゃありませんで、日本人は戦ったりするんでなくて、お互いにいいところを学びあってやっていけばいいと思っておりますし、非常に前向きな回答がたくさんありましたので、私も微力ながら津幡町の人口定住に頑張りたいと思っております。

4番目の質問でございます。2度の被災経験から得た教訓の周知につきましてです。

津幡町は、水害と地震、2度、2種類の災害を経験しました。2度目は、1月1日でした。突然の避難を訓練ではなく、実際に体験しました。命の危険、覚悟をした人もいたでしょう。本当に貴重な体験をしました。これを次に生かさないとはいけません。今、また災害が起きたら、同じように混乱をするようではいけません。細かいことを集め、取り決めチェックシートをつくって、町民が共有できるようにしないとはいけません。

例えば、私は、小学校に向いながら、区長にLINE電話をしたら、校長に連絡しているとのことでした。果たして、正月の夜に校長も当事者で早く来られるのだろうかと思いました。かわりに教頭先生が来られて、大津波警報だったため、3階の各教室に暖房を入れて、たくさんの人が避難しました。

細かいことというのは、例えば、このようなことです。

学校の鍵を持っているのは誰か、その人がいなくなったらどうするのか。

鍵担当が、複数人必要ならどのように決めたらよいのか。

学校の照明、冷暖房をどのようにつけるのか。

備蓄倉庫の鍵は誰が持っているのか。

学校の避難所の状況や給水車が来ることなど逐一情報をとらないといけませんが、LINE登録していない人はどうしたらよいのか。

集落で、ネットで情報をとれない人のリストをつくらないといけないのではないのか。

要援護者のリストを持っている人が民生委員だけでよいのか。

要援護者を確認に回る人は複数人いたほうがよいのではないのか。

防災倉庫には、毛布や水や乾パンなどわずかしか置いていないこと、役場に電話したら業者が持って来ることになっているが、業者が来られないような場合は、避難所の住民が取りに行ける体制をつくっておいたほうがよいのではないのか。

各世帯で、食料、水、簡易トイレ、充電器など1週間分の備蓄、備品リストをつくって、消防団が確認にまわるとか徹底したらよいのではないのか。

自主防災クラブは、私の住んでいるところではあまり機能しなかったが、それでよいのか。

このような実際の体験から得た細かいことがたくさんあります。それを、今のうちに教訓として、対策を考え、周知し、同じことを繰り返さないように、町はリーダーシップをとってやってほしいという声が町民から上がっていますが、町長の御所見を伺います。

また、公民館のまちづくり協議会への移行の中で、防災機能もそこに入るとのことで、地域の連絡と情報とコミュニケーションと電子回覧板もできる、結ネットの初期費用、導入費用などをまちづくり協議会の費用で使えるのか、総務部長にお聞きします。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 2度の被災から得た教訓の周知についてとの御質問にお答えいたします。

私からは、1点目の町はリーダーシップをとってやってほしいについてお答えいたします。

本町では、昨年度に7月豪雨災害及び令和6年能登半島地震が発生し、今後、同様の災害が発生した際は、昨年度の災害の経験を生かし、これまで、今までよりも迅速かつ効率的な対応を実施する必要がございます。

議員がおっしゃられるように、令和6年能登半島地震において避難所の開設、備蓄品の運搬及び避難行動要支援者に対する支援等に関する細かな課題が多数顕在化し、これらの課題の解消に向けた取り組みを進める必要がございます。

本町といたしましては、職員によるこれらの災害対応の振り返りを実施いたしました。その結果、今ほど申し上げた課題も含め、多くの課題が明確となりました。その課題の一部である職員研修や災害時の事務分掌については、先般の津幡町地域防災計画の改定に反映しましたが、残りの課題に対しても、丁寧に取り組む必要があると考えております。

また、町民自身が実施する日ごろからの災害への備えや災害時の避難行動につきましても、役場への避難や自家用車両での避難など正しい防災行動がとれていなかったことから、適正な防災対策や防災行動について、今後さらなる周知に努めてまいります。

以上のように、昨年度に発生しました災害により、町や町民に関するさまざまな課題が浮き彫りとなりましたが、今後は、町が主体となってそれらの課題に対し具体的に対策を考え、災害時に実践できるよう教訓とともに対策を関係者に周知したいと考えております。

また、町民一人一人が日常的に災害に備え、適切な防災行動をとれるよう防災教育の充実を図るとともに、職員の防災意識や知識及び災害対応力の向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 私からは、結ネットの初期費用、導入費用などをまちづくり協議会の費用で使えるのかの御質問について、お答えいたします。

現在、まちづくり協議会等に交付している補助金として、まちづくり組織支援補助金があり、当該補助金はまちづくり協議会等が実施する事業に要する費用に御活用いただけます。

御質問にありました、結ネットの導入についても、まちづくり協議会の事業として実施するのであれば御活用いただけます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 私たち住民もですね、行政に依存したり、頼りきりの心ではなくて、私自身、自分たちでいろいろ考えて行動すべきだと思っておりますが、なかなかまとまらないものですから、町の皆さんの力もぜひいただいて、よい地域にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

最後の質問でございます。浅田交差点付近の渋滞解消につきましてです。

浅田交差点の慢性的な渋滞を解消、軽減してほしいという声があります。また、大坪工業団地が売却され、計画されている東荒屋工業団地が造成されたら、ますます渋滞がひどくなるのではないかという心配な声があります。まちづくりは、交通インフラの整備とあわせて行わなければ

なりません。

この状況を打破するには、

1、金沢方面に向かう別の道路をつくる。

2、浅田交差点の信号時間を朝夕において特別な対応をする。

3、交差点の道路を片側2車線に拡張するなどが考えられますが、どのような対応策を考えておられるか、いつごろになるのか、また工業団地が造成された場合の対応はどうなるのかを含め、現在、考えておられる状況をお聞かせください。

町長に伺います。

よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 浅田交差点付近の渋滞解消についての御質問にお答えいたします。

浅田交差点は、一般県道中尾津幡線と一般県道森本津幡線が変則的に交差する交差点であり、朝夕の時間帯には、旭山や大坪工業団地等への通勤、そして帰宅のため、渋滞が発生しております。

また、町では今後、東荒屋地内において6区画の工業団地造成を計画しており、新たな工場進出により、さらに交通量がふえることが予想されます。

平成29年度には、倶利伽羅地区振興会から朝夕の渋滞緩和策や津幡駅東口から旭山工業団地に向かう新規路線の計画策定について要望を受けており、町といたしましては、毎年、石川県に対し、渋滞緩和対策の実施を要望しているところでございます。

渋滞緩和に向けたこれまでの対応策としましては、浅田交差点の信号機の周期について、津幡警察署にお願いし、交通環境の変化にあわせて、適宜交通量調査等を実施し、必要に応じて更新をしていただいております。直近では、令和5年、昨年10月に見直し変更を行っており、津幡警察署では、今後も継続して調査、見直しをしていくと聞いております。

また、特別養護老人ホームふいらーじゅの前を通る、町道杉瀬東荒屋線を渋滞緩和のための迂回路として利用を推奨するため、案内看板の設置やチラシの配布及び、一般県道森本津幡線において区画線の引き直しを県に実施していただいております。

このほか、工業団地内の事業者に対し、交通量を分散させるための時差出勤の呼びかけや、町営バスの利用促進を図るため出退社の時間を考慮したダイヤ改正を行うなどの対策を行っております。

今後の交通インフラ整備といたしましては、令和3年3月に改訂しました都市計画マスタープランにおいて、津幡駅東側地区一帯を賑わい・交流等機能開発拠点と位置づけ、旭山工業団地付近までアクセスする構想路線の整備を進めることとしております。

この路線の開通時期について明言することはできませんが、できるだけ早く、早期の実現に向け、まずは県道としての整備を要望し、併行して町道としての整備も検討したいと考えております。

当分の間、浅田交差点の渋滞緩和を図るため、関係機関と連携し、ソフト・ハード両面において対策を検討、実施してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 去年から1年間、行政のスタッフの方には、2度の突然の災害、本当にお仕事大変だったと思います。私たちの町のポテンシャルはありますし、職員の皆さん、非常にレベルが高いとっておりますので、ますますですね、よいまちづくりに向けて、またよろしくお願いをしたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

#### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました

本日は、これにて散会いたします。

午後4時50分

## 令和6年9月11日（水）

### ○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 次 長	高 戸 勇 一	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	山 嶋 克 幸		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監 理 課 係 長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財 政 課 主 査	村 田 哲 人

## ○議事日程（第3号）

令和6年9月11日（水）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第56号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第5号）から

議案第69号 財産の取得について（津幡町立小学校電子黒板購入）まで

請願第8号 新型コロナウイルスワクチンについて国民に十分な情報提供を行うことを求める意見書を送付する請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第3号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議案上程（議案第70号）

（質疑・委員会付託）

議案第70号 請負契約の締結について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）

（休憩）

議案第70号 請負契約の締結について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第56号から議案第69号まで、並びに請願第8号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第61号 津幡町税条例の一部を改正する条例について、

議案第62号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、

議案第63号 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第64号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第65号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第66号 津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、

6件の条例の一部を改正する条例は、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第67号 事務の相互委託の廃止については、全会一致をもって原案を妥当と認め、

可といたしました。

次に、議案第68号 財産の取得について（「のるーと津幡」車両購入）、

議案第69号 財産の取得について（津幡町立小学校電子黒板購入）、

2件の財産の取得については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第8号 新型コロナウイルスワクチンについて国民に十分な情報提供を行うことを求める意見書を送付する請願については賛成少数により不採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第56号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第5号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第57号 令和6年度 津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、

議案第58号 令和6年度 津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

議案第59号 令和6年度 津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）、

議案第60号 令和6年度 津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、

4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、1人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

請願第8号 新型コロナウイルスワクチンについて国民に十分な情報提供を行うことを求める

意見書を送付する請願に賛成する討論をさせていただきます。

この主旨は、新型コロナワクチンについて十分に国民に情報提供を求めるものです。

予防効果、重症化率などの情報、接種後の健康状態の調査と検証、さらにこの秋から新しいタイプのを予定しておりますが、そういった情報について十分に提供してほしいというものでございます。

時系列に少し述べさせていただきます。

最初、この遺伝子型ワクチンというものは、初めて使われたものだということです。

そもそもこのワクチンは、これまで私たち人類が使ったことのない遺伝子を使った技術を体内で作用させるものであり、本来は、何年もかけて安全性と有効性が確かめなければならなかったものです。それが、緊急承認され、臨時接種となり、令和5年5月まで治験状態にあったものでございます。

これまでのワクチンの原理とは全く違い、遺伝子型ワクチンは、病原体の遺伝子情報を体内に入れて、それをもとに体内でたんぱく質を生成させ、それをみずから攻撃させる仕組みです。遺伝子の技術ですから、長期にわたる影響はだれにもわかりません。私も当時何人ものドクターに聞きましたが、ドクター自身がよくわからない場合もあり、国民全体がよく周知が進まない状況で始まりました。初めてのことなので、これはいたし方のないことだったと考えております。

そこから、2021年2月から医療従事者、4月から65歳以上へと接種が始まっていきました。心筋炎、心膜炎の副反応が出てきました。ファイザー社は2021年の6月に、重要な特定されたリスクとして、心筋炎、心膜炎を追加いたしました。また、アストラゼネカ社のものは、血栓症のリスクを考えて一部のEUで停止されました。つまり、わかってきた事実を加えていき、世界全体で治験と検証をしていたということです。初めてなので、そういうことが続いてきました。

そして、予防効果について徐々にデータが出てきました。

もともと2020年の春ごろまでは、日本は世界でも圧倒的に陽性者が少ない状態でした。緊急承認されたワクチンを打ってから陽性者がふえていきました。特に3回目のブースター接種からどんどんふえていき、4回、5回と打てば打つほど、陽性者がふえていく波が大きくなりました。グラフにすると、打ち始めると同時に、陽性者の山が大きくなっております。

世界のほかの国々は、3回ぐらいでやめました。日本は7回接種を続けました。そして、陽性者数が世界のずっと1位となってしまいました。例えば、イスラエルは、4回打ったあと感染爆発し、やめました。そしてその後、終息していきました。

予防効果はともかく、重症化を防ぐのが目的だと言われるようになりました。果たして、予防効果についての検証はどうだったのか、必要だと考えております。

次に、重症化率についてでございますが、変異を繰り返すたびに弱毒化していき、オミクロンになったあと、重症化率は、季節性インフルエンザを下回る状態になりました。そのため5類となったわけですが、弱毒化し軽症で済む通常の風邪と同じような状況になっても、やはり重症化を防ぐためという理由で接種が続けられました。

しかし、日本人の死亡者数が2021年は減少したのですが、その後、ブースター接種を始めた2022年から急激に増加し、異常数値となっております。3回、4回、5回と接種を続け、死亡者数がふえていくグラフがございます。こういった検証がされておられません。

そして、予防接種救済制度の認定数と死亡数が、これまでにない件数になってきました。

厚労省が、副反応審議会を重ねるたびに、認定数と死亡者数がふえております。このワクチンによる予防接種救済制度の認定数と死亡者数は、過去45年間の累計の認定数3,522件、死亡者数151件を大幅に上回る7,899件に、死亡者数が762件となっております。これは8月5日現在の数字でございます。審査未了がまだ1,600件以上あり、申請件数は今なお、毎月200件～300件ほどふえております。その中には、資料でお示しましたように、10代、20代、30代の若い世代の死亡もあります。

これまで、ワクチンにネガティブな情報は、ほとんど報道がされず、このようなことが起こっていることがあまり知られていませんでした。しかし、先月8月28日にNHKのあさイチという番組で、やっとその実態が少し報道されました。

ちなみに、インフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種回数の分母をほぼ同数にそろえた比較では、インフルエンザワクチンが、8年間で約1億8,000万回の接種回数で、死亡認定は、たったの4名ですが、新型コロナワクチンは1億9,000万回で、死亡認定が527名と現在なっています。

そして、ことしの4月に、このワクチン接種後後遺症の被害者の遺族らが、国の情報提供の不足などを理由に国に対して、集団訴訟を起こしました。あまり報道されておりませんが、新型コロナワクチンの被害者数や認定数、死亡者数から、これが薬害と認定される可能性がございます。

そもそも、予防接種とは健康な人に打つものでございます。これが大前提です。しかし、公衆衛生の犠牲者は、不可避免的に生じてしまいます。それを健康な人が納得して打つには、十分な情報が必要です。一方的な情報だけでは、なかなかうまくいきません。

戦後、1948年に制定された予防接種法では、接種義務を課し、集団接種をいたしました。しかし、子供が死亡したり、重篤な障害を負った事例が発生いたしました。国は当時、被害を把握していたにもかかわらず、その事実を国民に知らせず、接種に携わる医師にも知らせず、救済制度もありませんでした。被害を受けた子供と親は、みずから起訴を起こさなければ救われる道はありませんでした。その後、法律が改正されましたが、そこから学んだことは、予防接種に関する情報提供の重大さです。そして、被害が生じたときの救済措置の重要性です。

しかし、命や健康はお金では取り戻せません。そもそも被害を生まないためにどうすべきか、気づいたときから、そこからやるべきだと考えます。

そして、この秋からは、勸奨義務もない、努力義務もない定期接種のBになり、万が一の場合の救済制度の金額が少なくなります。皆さん、このような重要な情報を知っておりますでしょうか。例えば、死亡一時金が、4,530万円だったのが、778万円、障害が残った場合、1級で534万円だったのが、296万円へと範囲も金額も大幅に縮小されています。これまでの制度の救済とは大幅に違っております。

この予防接種救済制度が、NHKで報道され、やっと少し、世の中の人がこういう情報を知るようになりました。私たちは、なかなか報道がされないと、そういった事実が起こっていないと、錯覚してしまうのですが、事実は実際に起こっております。

そして、もう1つ最後に、この秋に予定されておる新しいタイプのワクチンについての情報も不足しております。これは、昨年12月に日本で認定されたのですが、開発されたアメリカや治験を行ったベトナムでも、10カ月経った今でも、認定されておられません。

今や緊急性もありませんし、努力義務といったものも全くない状態で、このような世界でまだ

ですね、安全性が確認されていないようなものを、我が国日本でこの時期にですね、こういったこの情報の不足の中で、打ってしまうということも、非常に懸念をしております。

私たちは、医療の前提では、インフォームドコンセントと言いまして、私たちは十分、自分たちの命と健康にかかわる情報を説明してもらい、納得して、そして受けるものでございます。この間、3年半起こったことは、最初はいたし方のなかったことですが、データと事実がどんどんこう出てきたところですね、一度振り返って、そして今後の対策を考えていくといったことが必要だと考えます。

私たち、政治とか行政に携わっている者は、事実とデータという客観的な情報をしっかりと捉え、そして国民のための幸せのためにですね、政党とかいろんな思想とか、そういったものを超えて向き合っていくべき、そういう姿勢が必要だと考えます。

これがですね、地方議会で国に意見書として上げるべきものかどうかは、そこは皆様のまたいろいろなまたお考えがあると思いますが、私はこの3年半に起こってきて、経験した事実とデータに基づいて、実際いま、相当な数ですね、被害者の方が、我が国日本でいらっしゃるということをまた報道された、こういったことを機会にですね、一度、地方議会としても国に十分な情報提供を求めてほしいと、そして、今後のことを考えてほしいという、そういう意見書を出しても、私はおかしくない時期ではないかと、この請願に賛成をしております。ということで、また皆様の御賛同を求めまして、私の賛成のための討論を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第56号から議案第69号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第69号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号 新型コロナウイルスワクチンについて国民に十分な情報提供を行うことを求める意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第8号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者12人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

### <同意上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出があった同意第3号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、及び同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今9月会議に提出させていただきました議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました決算の認定に係る案件を除き、全て御決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明申し上げます。

**同意第3号** 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、河合谷財産区管理委員6人のうち、寺山昌二氏が、6月25日に急逝したことに伴い欠員となっていることから、後任に、津幡町字上河合、大澤松夫氏を選任いたしたく、津幡町河合谷財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**同意第4号** 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員4人のうち、鳥越千春氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることから、後任に、津幡町字竹橋、藤田順子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

### <質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第3号及び同意第4号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第3号及び同意第4号については、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### <採 決>

○八十嶋孝司議長 同意第3号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

#### <議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第4 本日、町長から提出があった議案第70号を議題として上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほどは、追加提案をいたしました人事案件につきまして、御同意を賜りまことにありがとうございました。

本日、新たに追加で提案させていただきますのは、令和6年能登半島地震により崩壊した町道緑が丘17号線の道路災害復旧工事に係る請負契約の議案でございます。現在、この地区に住居があり、長期避難世帯と認定されている方々ができるだけ早く元の住居に戻り生活ができるよう、最優先で調査、詳細設計作業を進めていた案件であり、1日でも早く工事に取りかかれるよう、本日緊急に、議会の議決をお願いするものでございます。議員の皆様の御理解をお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日新たに追加提案をいたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第70号** 請負契約の締結について。

本案は、6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

先ほども申し上げましたが、令和6年能登半島地震により被災した町道緑が丘17号線の道路崩壊に伴い民地の一部も崩壊しており、沿線住民は長期避難世帯としてアパートなどでの生活となっているため、できるだけ早く元の生活に戻れるよう、早期に復旧工事に着手する必要があります。また、今後の降雨・降雪等による被害の拡大のおそれもあり、住宅が近接している中での施工となり、より高い技術力と経験が必要不可欠な現場でございます。

以上の理由を踏まえ、本工事は、緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方自治法施行令167条の2第1項第5号の規定により、発災直後に本箇所の応急仮工事を施工し、

現場の状況を熟知している大幸建設株式会社と現在、随意契約により2億7,720万円で仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、本日緊急に追加で御提案を申し上げました議案につきまして御説明申し上げたところでございますが、関係常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第70号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしく願います。

〔休憩〕 午後2時02分

〔再開〕 午後2時40分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第70号を議題といたします。

#### <委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき常任委員長の報告を求めます。

小町 実総務産業建設常任委員長。

〔小町 実総務産業建設常任委員長 登壇〕

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第70号 請負契約の締結について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。  
議案第70号を採決いたします。  
委員長の報告は、原案可決とされております。  
お諮りいたします。  
委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本9月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。  
よって、令和6年津幡町議会9月会議を散会いたします。

午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 西村 稔

署名議員 酒井 義光

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 委員会審査付託表	3
1. 委員会審査結果表	6

令和6年津幡町議会9月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	11番 塩谷 道子	1 高校生の電車、バス通学費を無償に	町 長
		2 小中学校の給食費の無償化を	町 長
		3 災害発生時の問題について	総務課長
2	6番 小町 実	1 老朽化した町営住宅について	町 長
		2 2度の激甚災害を振り返る	総務課長
3	1番 池野 翔吾	1 町長が掲げた政策の達成状況は	町 長
		2 津幡町の財政状況は	副町長
		3 若手職員の人材活用を	町 長
		4 大河ドラマ誘致にひとまず着地点を	町 長
		5 町道のり面の管理は	産業建設部長
4	2番 柴田 洋一	1 コンビニにAEDを	総務課長
		2 大の里、欧勝海とのつながりを生かした友好都市関係の構築を	町 長
5	7番 竹内 竜也	1 5歳児健康診査について	健康福祉部長
		2 令和6年能登半島地震復興基金について	町 長
6	9番 西村 稔	1 災害の教訓を生かした生活重視の行政を求める	町 長
		2 河北中央病院の新しい運営について	町 長
		3 入札選考委員会に町民代表や議員を入れることについて	町 長
		4 体験型観光交流公園の進捗について	町 長
7	14番 道下 政博	1 災害対応力強化へ、想定される大災害への万全な準備を	町 長
		2 HPVワクチン接種特例期限迫る。さらなる接種勧奨に向けて最大限の努力を	健康福祉部長
8	3番 東 克彦	1 こども家庭センターの開設を	町 長
		2 中学校における特別支援学級の学習支援強化を	教育長
		3 中山間部におけるのーと津幡の活用	生活環境課長
9	5番 小倉 一郎	1 中学生の防災教育の現状と防災総合訓練への参加を	教育長
		2 地震被害による神社再建への支援は	町 長
		3 後づけのアクセルとブレーキ踏み間違い防止装置に助成を	町民生活部長
10	16番 河上 孝夫	1 令和5年7月の集中豪雨による復旧状況について	産業建設部長
		2 令和6年1月の能登半島地震による津幡町の復旧状況について	産業建設部長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
11	4番 中島 敏勝	1	学校給食費の無償化について	町 教 育 長 長
		2	安全安心な学校給食について	町 長
		3	積極的な定住促進政策の推進について	町 総 務 部 長 長
		4	2度の被災から得た教訓の周知について	町 総 務 部 長 長
		5	浅田交差点付近の渋滞解消について	町 長

令和6年津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名
議案第56号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第5号）
議案第57号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第58号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第59号	令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）
認定第1号	令和5年度津幡町一般会計決算の認定について
認定第2号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第3号	令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第4号	令和5年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について
認定第5号	令和5年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について
認定第6号	令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について
認定第7号	令和5年度津幡町病院事業会計決算の認定について
認定第8号	令和5年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について
認定第9号	令和5年度津幡町水道事業会計決算の認定について
認定第10号	令和5年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

令和6年津幡町議会9月会議  
常任委員会議案審査付託表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第70号	請負契約の締結について（6 災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）

令和6年津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第61号	津幡町税条例の一部を改正する条例について
議案第62号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第63号	津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第64号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第65号	津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第66号	津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号	事務の相互委託の廃止について
議案第68号	財産の取得について（「のるーと津幡」車両購入）
議案第69号	財産の取得について（津幡町立小学校電子黒板購入）
請願第8号	新型コロナウイルスワクチンについて国民に十分な情報提供を行うことを求める意見書を送付する請願

令和6年津幡町議会9月会議  
常任委員会議案審査結果表  
予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第56号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第57号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第58号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第59号	令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第60号	令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）	〃

令和6年津幡町議会9月会議  
常任委員会議案審査結果表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第70号	請負契約の締結について（6 災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）	原案可決

令和6年津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第61号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第63号	津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第64号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第65号	津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第66号	津幡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第67号	事務の相互委託の廃止について	〃
議案第68号	財産の取得について（「のるーと津幡」車両購入）	〃
議案第69号	財産の取得について（津幡町立小学校電子黒板購入）	〃
請願第8号	新型コロナウイルスワクチンについて国民に十分な情報提供を行うことを求める意見書を送付する請願	不採択